

成 田 市 の 環 境

2024（令和 6）年版



成 田 市

は じ め に

私たちはこれまでに、大気汚染や騒音問題、水質汚濁など、日常生活に伴って発生する様々な環境問題に直面してまいりました。近年、地球温暖化が一因とみられる猛暑や集中豪雨などの災害が地球規模での問題にまで広がっております。

このような中、本市では、地球温暖化に向き合う姿勢を示すことが大切であると考え、2020（令和2）年度に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、令和

5年7月に環境基本計画中間見直しを行い、地球温暖化対策を大幅に拡充しました。

この計画に基づき、住宅用の省エネルギー設備への補助や公共施設の低炭素化など様々な施策を展開することによって環境行政の推進に努めておりますが、複雑・多様化する環境問題に対しては、市民及び事業者の皆様と一体となって取り組んでいくことが不可欠であります。今後も施策の推進に当たりましては、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本書は、2014（平成26）年度から10年間の本市の環境行政の概要や、大気質や水質、騒音・振動の発生状況など、地球温暖化対策を含む環境の現状の調査結果をとりまとめたものであります。

本書を通じて、市民及び事業者の皆様が環境問題への理解と関心をさらに深められ、豊かな自然と文化に恵まれた成田市の環境を将来に引き継ぐために、広くご利用いただければ幸いに存じます。



2025（令和7）年3月

成田市長

小泉一成

成田市の環境 2024（令和6）年版

目 次

はじめに

第1部 総論

第1章 成田市の概要	1
1. 位 置	1
2. 地形と地質	2
3. 沿 革	3
4. 人 口	3
5. 産 業	4
6. 土地利用	6
第2章 環境行政の体制	7
1. 環境行政の沿革	7
2. 審議会等	10
3. 広域的環境行政組織等	12
第3章 環境行政の推進	14
1. 成田市環境基本条例	14
2. 成田市環境基本計画	14
3. 総合的環境保全施策	18

第2部 各論 環境の現状と対策

第1章 大気汚染	20
1. 概 要	20
2. 気 象	24
3. 硫黄酸化物（SO _x ）	26
4. 窒素酸化物（NO _x ）	28
5. 光化学オキシダント（O _x ）	31
6. 一酸化炭素（CO）	33
7. 浮遊粒子状物質（SPM）	34
8. 炭化水素（HC）	36
9. 有害大気汚染物質	38
10. 酸 性 雨	39
11. 微小粒子状物質（PM _{2.5} ）	41
第2章 水質汚濁	43
1. 概 要	43
2. 河川の状況	51
3. 印旛沼の状況	72
4. 下水道の状況	74
5. ゴルフ場水質調査	74
6. 地下水汚染	75

第3章 騒音・振動	78
1. 概 要	78
2. 工場騒音・振動(特定施設)	80
3. 建設作業騒音・振動(特定建設作業)	82
4. 自動車騒音・道路交通振動	84
5. 航空機騒音	92
第4章 悪 臭	96
1. 概 要	96
2. 現 状	96
3. 法令等による規制	97
4. 調査・測定	97
第5章 地盤沈下	98
1. 概 要	98
2. 観 測	99
3. 現 状	100
4. 地下水採取状況	105
5. 対 策	106
第6章 土壌汚染	107
1. 概 要	107
2. 土壌汚染の状況	110
第7章 ダイオキシン類	111
1. 概 要	111
2. 調査結果	111
3. 対 策	116
第8章 自然環境	117
1. 概 要	117
2. 自然環境保全地域	117
3. 動植物生息調査	118
第9章 廃棄物	124
1. 概 要	124
2. 成田市一般廃棄物処理基本計画	125
3. 成田市循環型社会形成推進地域計画	126
4. 現 状	127
5. 今後の対策	132
第10章 地球温暖化対策	134
1. 概 要	134
2. 成田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	135
3. 成田市役所エコオフィスアクション(第5次成田市環境保全率先実行計画)	136
4. 成田市住宅用省エネルギー設備設置費補助金	138
5. 成田市地球環境保全協定	140

第11章 その他	141
1. 土砂等の埋立て	141
2. 空き地の適正管理	142
3. 放置自動車対策	143
4. 苦 情	144
5. 放射線量の測定	145
資料編	146
1. 成田市環境基本条例	147
2. 環境用語解説	151

第1部 総論

第1章 成田市の概要

1. 位置

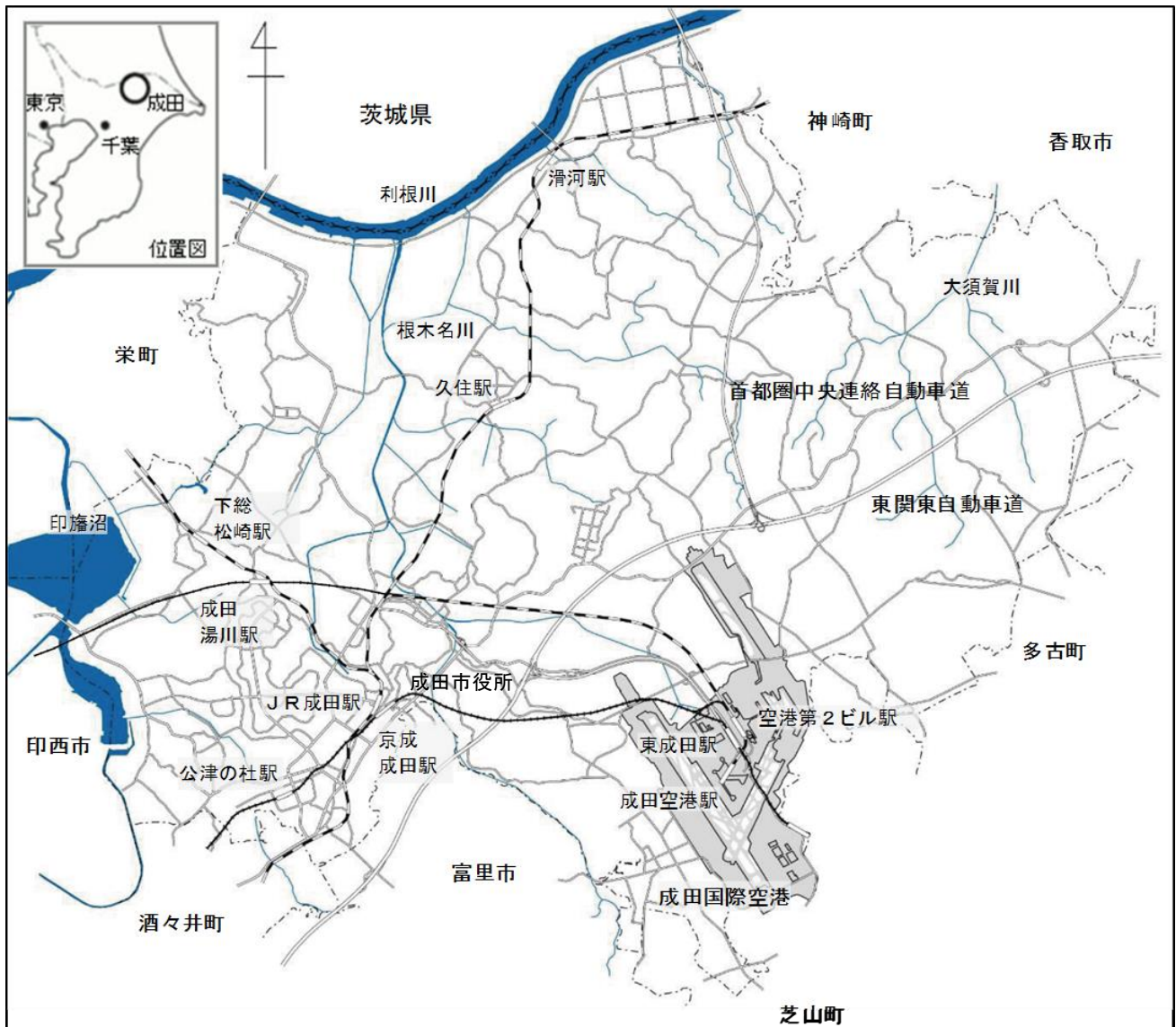


図1-1-1 成田市全図

本市は千葉県の北部中央の北総台地に位置し、北は神崎町、利根川を隔てて茨城県、西は栄町、印旛沼を隔てて印西市、南は酒々井町、富里市、芝山町、東は多古町、香取市に接しています。面積は213.84k㎡（県下6位）で県土の約4.1%を占めています。

位置	極東	所字北割地先	東経	140度28分21秒
	極西	北須賀字中外埜地先	東経	140度14分57秒
	極南	南三里塚字東地先	北緯	35度43分24秒
	極北	小浮字流作地先	北緯	35度54分09秒
面積	213.84 km ²			
広ぼう	東西	20.1 km	南北	19.9 km
市役所	東経	140度19分06秒	北緯	35度46分36秒

2. 地形と地質

本市の地形は、南東の大栄地区及び遠山地区から北西の下総地区及び豊住地区と西の公津地区に向かって低くなっており、東部及び南部の台地と北部及び西部の平地に大別されます。

最高部は南三里塚地先の標高 42m で、最低部は安西地先の標高 1m です。また、地質はおおむね赤褐色の関東ローム層で、次いで黄褐色の砂層と小砂利混じりのいわゆる成田層で形成されています。

この成田層は、洪積世（約 10 万年前）にまだ成田市が古東京湾と呼ばれる鹿島方面に開いた内湾の海底にあった頃、長い時間をかけて土砂が堆積してできたものであり、その後数万年前の関東地方一帯の隆起により陸地化しました。

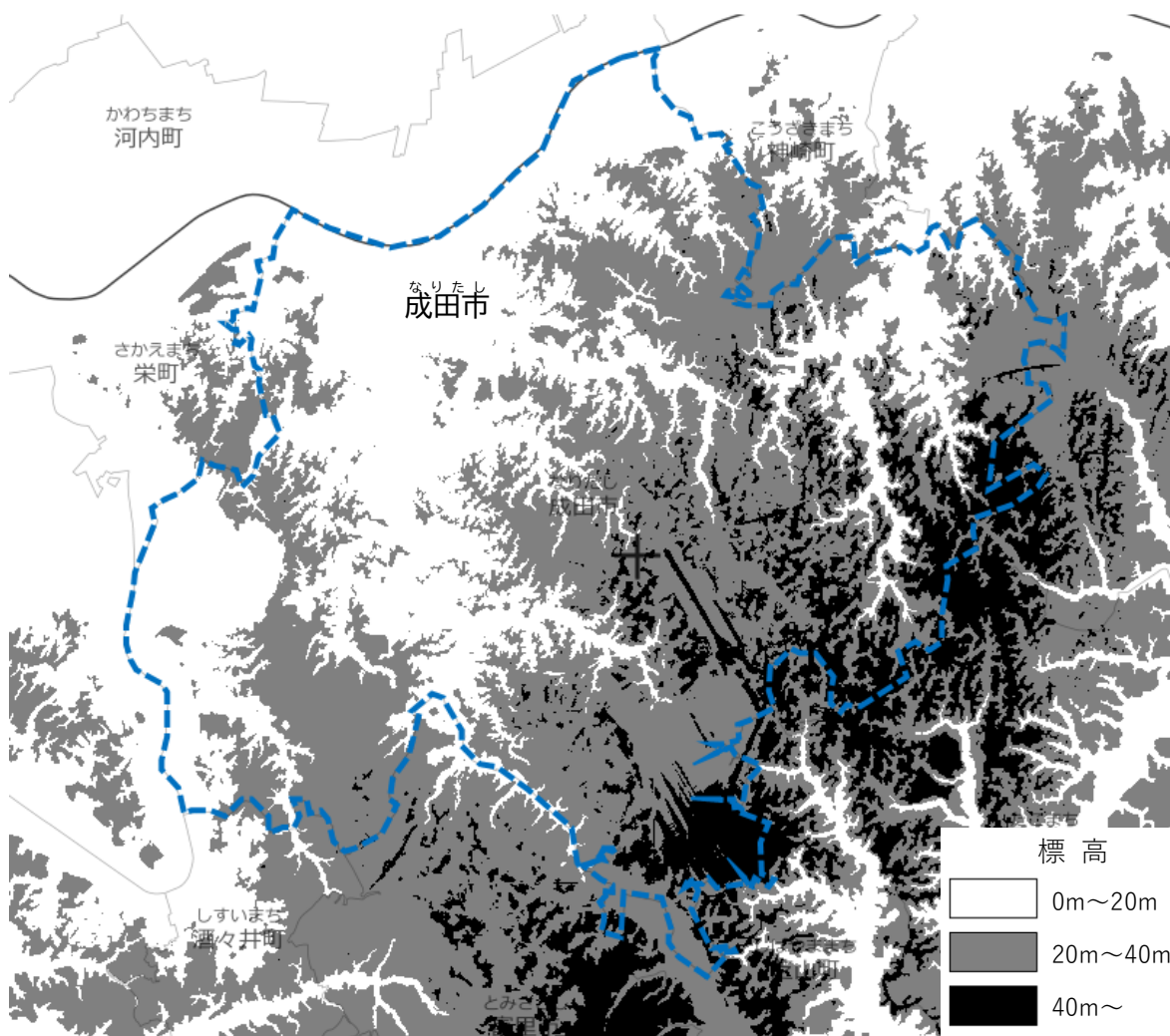


図 1-1-2 地勢等高線図概況

※ 国土地理院（電子国土 Web）の地図を加工して作成

3. 沿 革

1954（昭和 29）年 3 月 31 日、町村合併促進法によって、成田町、公津村、八生村、中郷村、久住村、豊住村、遠山村の 1 町 6 か村が合併して成田市が誕生しました。さらに 2006（平成 18）年 3 月 27 日には、下総町、大栄町と合併しました。

日本の空の表玄関、成田国際空港（以下「空港」という）は、1966（昭和 41）年 7 月 4 日の設置決定から幾多の紆余曲折を経て、1978（昭和 53）年 5 月 20 日に開港しました。

市制施行当時 45,075 人だった人口も、今や 132,445 人（2024（令和 6）年 3 月 31 日現在 住民基本台帳人口）となり、かつての田園観光都市成田は、信仰のまちとしての顔と、交通、経済、文化の様々な分野における国際交流の拠点として、国際交流都市の顔を持つまちへと大きく変貌しています。

4. 人 口

本市の人口は、1954（昭和 29）年市制施行当時の 45,075 人から、約 20 年間は大きな変動がないままに推移してきました。その後、本市に空港が建設されることが決定され、これに伴う人口増に対処するため建設された成田ニュータウンへの入居が本格的になった 1973（昭和 48）年頃から人口が増加し始め、2005（平成 17）年で 98,708 人となり、さらに 2006（平成 18 年）の 3 市町合併により約 20,000 人増加しました。

表 1-1-1 住民基本台帳人口（各年 3 月 31 日）

年 区分	1955 (S30)	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)	2024 (R6)
人 口	45,708	75,562	84,189	89,842	94,163	98,708	126,098	131,564	133,161	132,445
世帯数	8,723	24,853	29,082	33,626	37,031	41,202	53,645	58,217	63,636	66,383

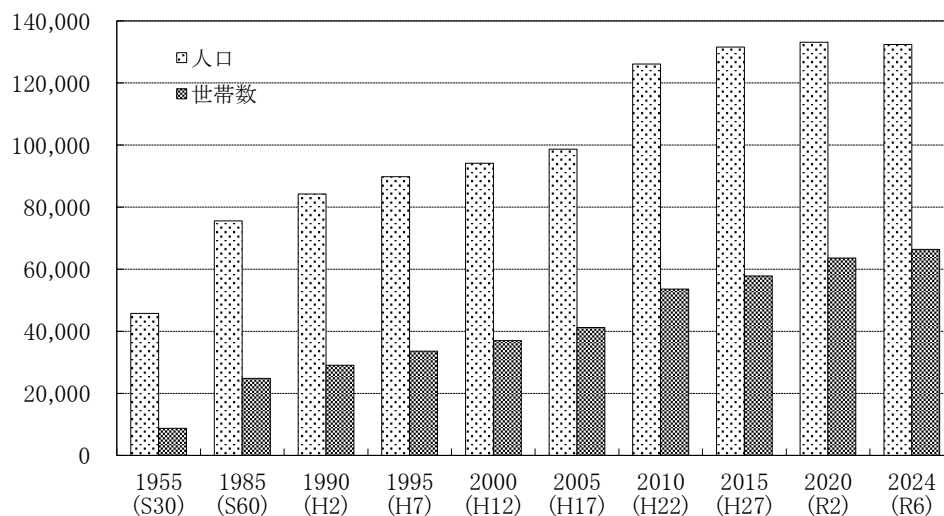


図 1-1-3 人口と世帯数の推移

5. 産 業

2020（令和2）年の就業人口は、1975（昭和50）年の約2.6倍に増加し、その7割が第3次産業に属しています。

1975（昭和50）年以降、第1次産業は就業人口、構成比とも大幅に減少しており、第2次産業は、構成比では減少していますが、就業人口は約5,000人増加しています。第3次産業は、1975（昭和50）年以降就業人口の増加が続き、2020（令和2）年には約35,000人増加しています。

表1-1-2 産業別就業人口（15歳以上 各年10月1日）

年・区分 産業別	1975（昭和50）年		1985（昭和60）年		1995（平成7）年		2005（平成17）年	
	人 口	構成比	人 口	構成比	人 口	構成比	人 口	構成比
第1次産業	5,387	21.79	3,488	9.24	2,104	4.37	1,585	3.07
農 業	5,371	21.72	3,476	9.21	2,094	4.35	1,571	3.05
林 業	1	0.01	2	0.01	3	0.01	3	0.01
漁 業	15	0.06	10	0.03	7	0.01	11	0.02
第2次産業	4,949	20.02	6,926	18.35	8,035	16.70	8,037	15.58
鉱 業	12	0.05	11	0.03	13	0.03	8	0.02
建設業	1,911	7.73	2,378	6.30	3,163	6.57	2,709	5.25
製造業	3,026	12.24	4,537	12.02	4,859	10.10	5,320	10.31
第3次産業	14,312	57.88	27,260	72.23	37,423	77.78	40,945	79.39
電気・ガス・熱供給・水道業	185	0.75	214	0.57	261	0.54	225	0.44
運輸・通信業	2,298	9.29	5,312	14.07	7,463	15.51	8,797	17.06
卸売・小売業、飲食店	5,190	20.99	8,323	22.05	10,917	22.69	11,028	21.38
金融・保険業	600	2.43	855	2.27	1,224	2.54	942	1.83
不動産業	196	0.79	303	0.80	434	0.90	671	1.30
サービス業	4,683	18.94	8,830	23.40	13,601	28.27	15,614	30.27
公 務	1,160	4.69	3,423	9.07	3,523	7.32	3,668	7.11
分類不能の産業	77	0.31	68	0.18	555	1.15	1,009	1.96
総 数	24,725	100.00	37,742	100.00	48,117	100.00	51,576	100.00

※国勢調査

年・区分 産業別	2010（平成22）年		2015（平成27）年		2020（令和2）年	
	人 口	構成比	人 口	構成比	人 口	構成比
第1次産業	2,617	4.14	2,451	3.80	2,400	3.70
農 業	2,606	4.12	2,438	3.78	2,382	3.68
林 業	4	0.01	4	0.01	6	0.01
漁 業	7	0.01	9	0.01	12	0.02
第2次産業	9,765	15.44	9,496	14.72	9,940	15.35
鉱業、採石業、砂利採取業	26	0.04	21	0.03	18	0.03
建設業	3,195	5.05	3,193	4.95	3,231	4.99
製造業	6,544	10.34	6,282	9.74	6,691	10.33
第3次産業	46,929	74.19	47,951	74.32	49,860	76.98
電気・ガス・熱供給・水道業	272	0.43	222	0.34	208	0.32
情報通信業	847	1.34	837	1.30	842	1.30
運輸業、郵便業	10,124	16.00	9,842	15.25	11,281	17.42
卸売業、小売業	8,771	13.87	8,879	13.76	8,815	13.61
金融業、保険業	1,113	1.76	1,090	1.69	946	1.46
不動産業、物品賃貸業	1,021	1.61	1,137	1.76	1,154	1.78
学術研究、専門・技術サービス業	1,265	2.00	1,224	1.90	1,322	2.04
宿泊業、飲食サービス業	4,221	6.67	4,097	6.35	3,882	5.99
生活関連サービス業、娯楽業	2,533	4.00	2,533	3.93	2,493	3.85
教育、学習支援業	2,323	3.67	2,491	3.86	2,760	4.26
医療、福祉	4,537	7.17	5,532	8.57	6,731	10.39
複合サービス事業	353	0.56	523	0.81	451	0.70
サービス業（他に分類されないもの）	5,376	8.50	5,607	8.69	5,844	9.02
公務（他に分類されるものを除く）	4,173	6.60	3,937	6.10	3,131	4.83
分類不能の産業	3,948	6.24	4,621	7.16	2,569	3.97
総 数	63,259	100.00	64,519	100.0	64,769	100.0

※国勢調査

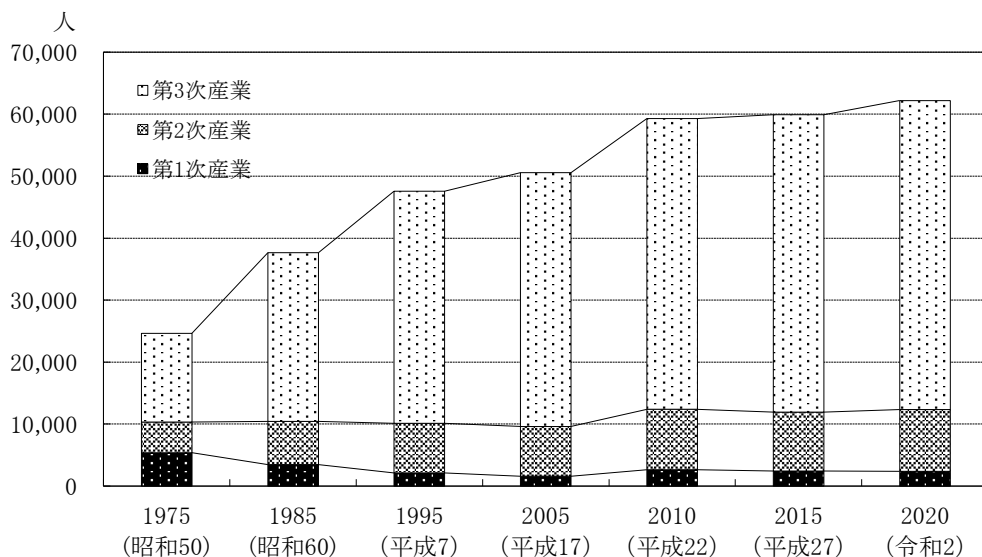


図1-1-4 産業別就業人口の推移

6. 土地利用

本市の土地利用状況を概観すると、成田地区、公津地区、ニュータウン地区を中心に市街地が形成されているほか、各地に小規模な農村集落が点在しています。また、南部には 1978（昭和 53）年に開港した空港、市内 3 か所に工業団地と 1 か所に物流団地、北東部から南部にかけての丘陵地帯にはゴルフ場が点在しています。北部を流れる利根川及びその支流である根本名川、大須賀川、さらに印旛沼周辺には水田が広がっています。なお、都市計画法における用途地域は表 1-1-3 のとおりです。

表 1-1-3 都市計画区域面積及び人口集中地区等の面積（単位：ha）

区分		年	2024（令和6）年4月1日	
都市計画区域面積	総面 積		21,384	
	市街化区域面積		2,057	
	市街化調整区域		11,070	
	非線引都市計画区域		8,257	
	用途地域別	第一種低層住居専用地域		917
		第一種中高層住居専用地域		296
		第二種中高層住居専用地域		12
		第一種住居地域		661
		第二種住居地域		56
		準住居地域		28
		近隣商業地域		58
		商業地域		73
		準工業地域		51
工業地域		33		
工業専用地域		141		
人口集中地区面積			2,406 (2020（令和2）年国勢調査)	
農地振興面積	総面 積		17,973	
	農振農用地面積		6,231	
	その他		11,742	

表 1-1-4 地目別面積（各年 1 月 1 日）（単位：km²）

区分 年	総 数	田	畑	宅 地	山 林	原 野	雑種地	池 沼	その他
1975(S50)	130.50	28.85	20.82	7.07	32.35	6.92	16.58	1.09	16.82
1985(S60)	130.50	30.69	18.56	12.38	28.85	6.33	31.15	0.82	1.72
1995(H 7)	131.27	28.18	16.88	15.01	24.49	4.41	31.59	0.43	10.28
2005(H17)	131.27	27.10	14.67	16.61	21.13	3.71	38.55	0.51	8.99
2015(H27)	213.84	43.96	34.45	25.55	40.43	5.30	45.51	0.59	18.05
2020(R 2)	213.84	43.45	33.12	27.25	39.11	5.02	45.49	0.41	19.99
2024(R 6)	213.84	43.56	32.21	27.78	38.76	4.95	46.83	0.43	19.32

第2章 環境行政の体制

1. 環境行政の沿革

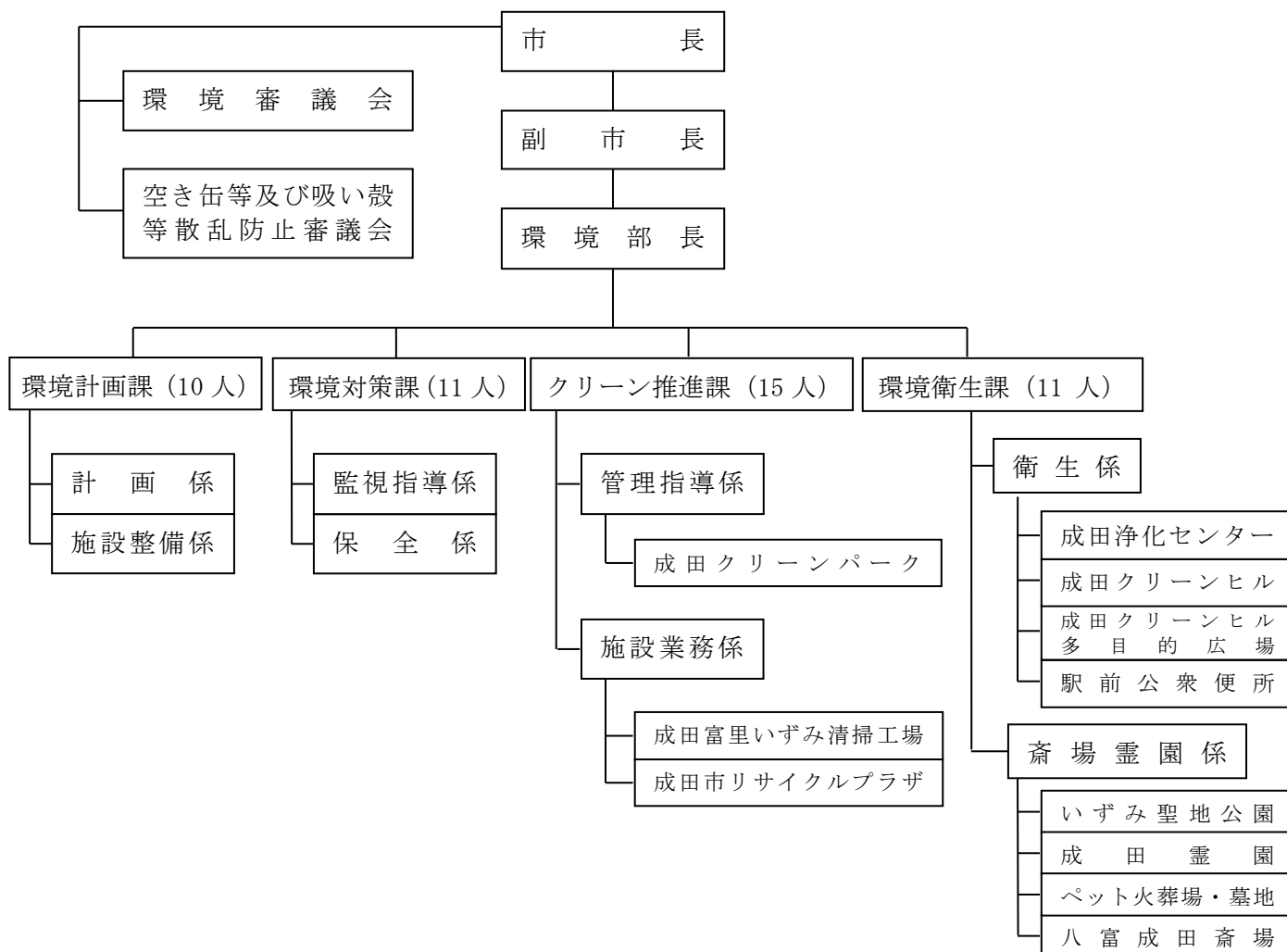
本市における環境行政は、1954（昭和29）年5月、衛生課に衛生係を設けたのを始めとして、1962（昭和37）年4月に保健衛生課とし、1971（昭和46）年8月に衛生センターを設け、1972（昭和47）年4月、市民部に公害対策課、環境整備課、衛生課を設けました。

1975（昭和50）年7月、公害対策課を企画財政部に置き、環境部を新設し環境第一課と環境第二課を置きました。1978（昭和53）年4月、環境衛生部に衛生課、環境課、公害対策課を設け、1982（昭和57）年4月に部の名称を民生部としました。

1986（昭和61）年4月、民生部に環境施設課を新設し、1987（昭和62）年4月に環境課、公害対策課をそれぞれ生活環境課、環境保全課と改称し、1990（平成2）年4月に部の名称を環境部としました。

1996（平成8）年4月に、環境保全課を環境管理課と改称し、また、生活環境課を廃止して、クリーン推進課と環境衛生課を新設しました。そして、1998（平成10）年4月に環境管理課、環境施設課を廃止し、環境計画課と環境対策課を新設しました。

(1) 環境行政の機構（2024(令和6)年10月1日現在）



※ 再任用短時間勤務職員、任期付職員を含む

(2) 事務分掌

環境計画課	計画係 ・環境基本計画に関すること ・生活排水対策推進計画に関すること ・環境審議会に関すること ・自然環境の保全に関すること ・公印（環境部長印）の管守に関すること ・その他環境保全に関すること ・部内他課の連絡調整に関すること 施設整備係 ・一般廃棄物処理計画に関すること ・一般廃棄物処理施設の計画及び建設に関すること ・霊園施設の計画及び建設に関すること
環境対策課	監視指導係 ・土砂等による土地の埋立て、盛土又はたい積行為に関すること ・廃棄物不法投棄監視員に関すること ・産業廃棄物処理施設の設置に伴う事前協議に関すること ・廃棄物の不法投棄対策に関すること ・空き地に係る雑草等の除去に関すること ・放置自動車対策に関すること ・その他環境対策に関すること 保全係 ・公害防止の指導及び規制に関すること ・公害の調査及び研究に関すること ・公害の苦情処理に関すること ・特定施設及び特定建設作業等の届出に関すること
クリーン推進課	管理指導係 ・一般廃棄物処理実施計画に関すること ・一般廃棄物の排出指導に関すること ・空き缶等及び吸い殻等散乱防止審議会に関すること ・環境美化運動に関すること ・一般廃棄物処理業者に関すること ・廃棄物処理手数料に関すること ・成田クリーンパークに関すること ・リサイクル運動に関すること ・犬、猫等の死体の収容に関すること ・その他一般廃棄物処理に関すること 施設業務係 ・成田市リサイクルプラザに関すること ・成田富里いずみ清掃工場に関すること

環境衛生課	衛生係 ・ 犬の登録及び狂犬病の予防に関する事 ・ 犬、猫等の飼養等に関する事 ・ 飼い主のいない猫の不妊手術及び去勢手術費補助金に関する事 ・ し尿の収集業務に関する事 ・ し尿及び浄化槽汚泥処理手数料に関する事 ・ 浄化センターに関する事 ・ 合併処理浄化槽の設置、維持管理等に関する事 ・ 集中処理浄化槽修繕工事補助金に関する事 ・ クリーンヒル多目的広場に関する事 ・ 専用水道、簡易専用水道及び小規模水道等に関する事 ・ その他環境衛生に関する事 斎場霊園係 ・ 八富成田斎場に関する事 ・ 霊柩車の運行及び祭具の貸出しに関する事 ・ いずみ聖地公園及び成田霊園に関する事 ・ 墓地等の経営の許可等に関する事 ・ 改葬許可に関する事 ・ 共同墓地工事費補助金に関する事 ・ 愛玩動物葬祭施設に関する事
-------	---

2. 審議会等

(1) 成田市環境審議会

1970（昭和 45）年 10 月、公害対策に関する基本的事項を調査、審議するため、市長の諮問機関として公害対策審議会を設置しました。

その後、公害対策基本法が廃止され、新たに環境の保全に関する基本的施策、環境審議会等を定めた環境基本法が制定されたことに伴い、公害対策審議会を廃止し、環境の保全に関する基本的事項、公害の予防対策及び被害対策に関する事項等を調査審議するため、1994（平成 6）年 8 月に成田市環境審議会を設置しました。

さらに、環境問題が深刻化し、かつ複合的に課題を内包している今日において、市域全体に係る環境保全施策と廃棄物の 3R（Reduce、Reuse、Recycle）の推進に代表される循環型社会の形成に関する施策のより一層の連携を図るため、2009（平成 21）年 7 月、それまでの成田市環境審議会を廃止した上で、本市の環境行政を総括する機能を持つ審議会として、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するための「成田市廃棄物減量等推進審議会」を統合した、新たな「成田市環境審議会」を設置しました。委員は 18 名以内で、学識経験のある者、団体の代表、事業所の代表、公募による市民で構成され、任期は 2 年です。

2023（令和 5）年度の開催状況

開催年月日	審議事案
2023（令和 5）年 6 月 30 日	(1) 成田市環境基本計画中間見直しについて（諮問） (2) 成田市環境基本計画中間見直しの答申（案）について (3) 成田市役所エコオフィスアクション（第 5 次成田市環境保全率先実行計画）（案）について（報告）
2023（令和 5）年 8 月 2 日	(1) 2022（令和 4）年度 成田市環境基本計画年次報告書について (2) 2022（令和 4）年度 成田市一般廃棄物処理基本計画年次報告書について (3) 成田市の環境 2022（令和 4）年版について
2023（令和 5）年 11 月 2 日	(1) 2022（令和 4）年度 成田市役所エコオフィスアクション（第 4 次成田市環境保全率先実行計画）結果について (2) その他

(2) 成田市空き缶等及び吸い殻等散乱防止審議会

市長の諮問機関として、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止を定め、地域環境美化の促進及び美観の保護等に関する事項を審議するため、1997（平成9）年11月に設置しました。成田市観光協会の代表、成田商工会議所の代表、その他市長が必要と認める者の10名以内で構成され、任期は2年です。

(3) 成田市放置自動車廃物判定委員会

市長の諮問機関として、「成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」第24条第1項の規定に基づき、放置自動車の廃物の判定その他放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を審議するため、2000（平成12）年7月に設置しました。委員は、自動車等について専門的知識を有する者、学識経験を有する者、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認める者の8名以内で構成され、任期は2年です。

(4) 成田市廃棄物不法投棄監視員

廃棄物等の不法投棄の現状を的確に把握することによって、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資するため、1991（平成3）年1月から成田市廃棄物不法投棄監視員を設置しています。任期は2年で2024（令和6）年4月1日現在、151名の監視員が活動しています。

(5) 成田市廃棄物減量等推進員

廃棄物の減量及びその適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し、市と市民が相互に協力し、その推進に取り組むため、1995（平成7）年4月から成田市廃棄物減量等推進員を設置しています。任期は1年で、2024（令和6）年4月1日現在、277名の推進員が活動しています。

3. 広域的環境行政組織等

(1) 全国都市清掃会議

地方公共団体が行う清掃事業の効率的な運営及び技術の改善のために必要な調査、研究、情報管理等の事業を行うことにより、清掃事業の円滑な推進を図り、住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的としており、これに賛同する市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合、都道府県、地方公共団体の出資又は拠出に係る法人及び清掃事業に関し学識経験を有する者等により構成されています。

(2) 全国浄化槽推進市町村協議会

浄化槽行政の円滑な運営を支援するとともに、浄化槽の普及を促進し、その設置及び維持管理の適正化等を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としており、これに賛同する各都道府県浄化槽の推進に係る市町村協議会、都道府県、指定検査機関及び浄化槽について学識経験を有する者等により構成されています。

(3) 印旛沼流域水循環健全化会議

水質の改善が顕著でなく、都市化の進展等により治水安全度が低下している印旛沼の状況を改善するため、中・長期的な観点から、流域の健全な水循環を考慮した印旛沼の水環境改善策、治水対策を検討することを目的としており、学識者、流域住民、市民団体、土地改良区、漁業協同組合、水資源機構、行政（国、千葉県、印旛沼流域市町）により構成されています。

(4) 印旛沼水質保全協議会

印旛沼の水質を保全するための必要な事業を実施し、印旛沼の広域的価値を増進するとともに、良好な生活環境を保全することを目的としており、千葉県、印旛沼流域市町、利水団体等により構成されています。

(5) 公益財団法人印旛沼環境基金

印旛沼の水質浄化を推進し、あわせて印旛沼周辺地域の環境保全に資することを目的としており、千葉県及び印旛沼流域市町をはじめ、関係団体が一体となって設立された公益財団法人です。

(6) 千葉県環境衛生促進協議会

県下地方自治団体の資源循環型社会の構築を目指し、廃棄物処理及び清掃に関する事業の施策推進を図るとともに事業の合理的な運営並びに施策の適正な維持管理を実施すべく会員相互の知識普及と技術の向上を図り、生活環境の保全及び環境衛生の向上に寄与することを目的としており、千葉県各市町村、一部事務組合、会の目的に賛同する関係法人、団体及び個人により構成されています。

(7) 千葉県浄化槽推進協議会

千葉県における浄化槽の普及、設置、保守点検及び清掃の適正化等を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としており、千葉県において浄化槽設置促進事業を実施し、または実施しようとする市町村等により構成されています。

(8) 印旛地域振興事務所管内産業廃棄物、土砂等及び再生土の適正処理対策連絡会議

印旛地域における産業廃棄物の不法投棄等の防止対策、土砂等の埋め立て等の適正処理及び再生土の埋立て等の適正化を目的として、関係機関相互の緊密な連絡調整を図り、迅速かつ適切な対策を推進するため、印旛地域振興事務所、県関係機関（警察を含む）、利根川下流河川事務所、印旛郡市により構成されています。

(9) 美しい木戸川を守る会

木戸川及び支川の水質と環境を保全し、汚染防止を図るために設立され、清潔な河川として維持するため必要な対策を協議し所要事業を行うとともに、住民の意識高揚を図ることを目的としており、木戸川流域の市町、県関係機関、各種団体及び地域住民により構成されています。

第 3 章 環境行政の推進

1. 成田市環境基本条例

今日の複雑・多様化する環境問題に適切に対応し、市域の自然的社会的条件を活かした環境保全施策の的確かつ効果的な推進を図るために、本市では、1997（平成 9）年 3 月に「成田市環境基本条例」を制定しました。この条例は、「健全で恵み豊かな環境の次世代への継承」、「環境への負荷をできる限り低減し持続的に発展できる社会の構築と環境の保全上の支障の未然防止」、「地域の自然・文化・産業等の調和のとれた快適環境の実現」、「地球環境保全の推進」を基本理念とし、市民、事業者及び市の責務や環境の保全及び創造に関する基本的施策を推進するための、「成田市環境基本計画」の策定等について規定しています。

2. 成田市環境基本計画

（1）策定の経緯

1997（平成 9）年 3 月制定の「成田市環境基本条例」では、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「成田市環境基本計画」の策定を定めています。

これに基づき、本市では、2000（平成 12）年 3 月に「成田市環境基本計画」を策定し、環境行政を率先して進めてきました。また、2008（平成 20）年 3 月には、市町合併後の新市における新たな環境施策の方向性や、市民・事業者・市が日常生活や事業活動の中で自主的に環境配慮を進めるための指針などを定めた第 2 次計画を策定し、2018（平成 30）年 3 月に、環境の保全及び創造に関する長期的な目標と施策の方向性を定め、総合的かつ計画的に施策を実施するため「第 3 次成田市環境基本計画」を策定しました。その後、計画期間の中間にあたり、2023（令和 5）年 7 月には、国におけるカーボンニュートラル宣言や地球温暖化対策の推進に関する法律の改正、地球温暖化対策計画の改定、本市の地球温暖化に向き合う姿勢を示した「ゼロカーボンシティ宣言」の表明などを踏まえて中間見直しを実施しました。

（2）計画の役割と位置づけ

本計画は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画となります。また、2016（平成 28）年 3 月に策定された成田市総合計画「N A R I T A みらいプラン」の将来都市像の実現を環境面から実現しようとするものです。

本計画の策定においては、国や県の環境基本計画や環境関連法令を踏まえ、本市の関連計画との整合を図りつつ、環境に関する要素を幅広くとらえ、長期的な展望のもとに本市の将来環境像を示し、その実現に向けて個別的施策を実施していくとともに、横断的かつ効果的な取り組みの展開を重点的に進めていきます。

なお、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の規定に基づく「成田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法第 12 条に基づく「成田市気候変動適応計画」は、それぞれ「緩和策」と「適応策」について両輪の関係で取り組むため、本計画に包含し、重点プロジェクトとして定めます。

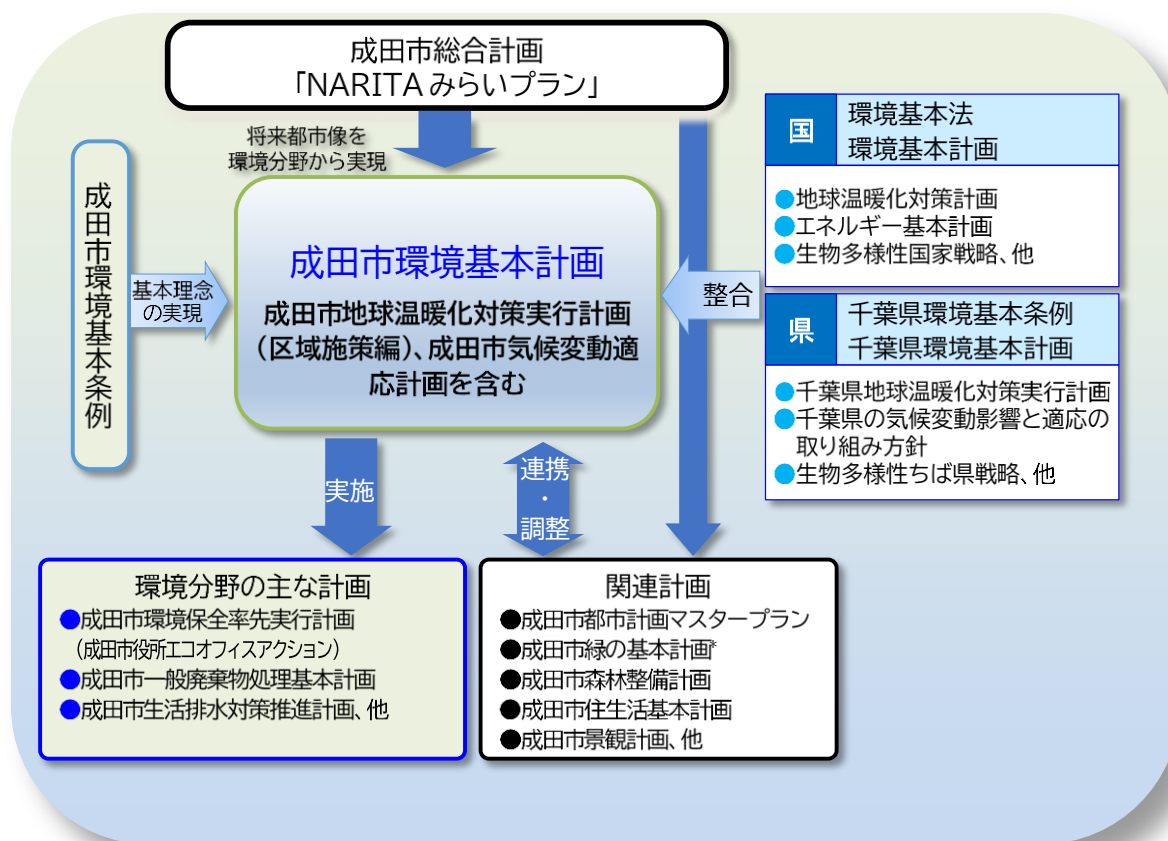


図 1-3-1 環境基本計画の位置づけ

(3) 計画の対象と推進主体

① 計画の対象

本計画における環境の範囲は、本市の環境特性を考慮し、自然環境や地球環境への配慮、生活環境の保全及び都市環境の創造に関する 4 つの分野を対象にするとともに、環境学習や開発事業等における環境配慮など、環境と関連を持つ分野を対象とします。

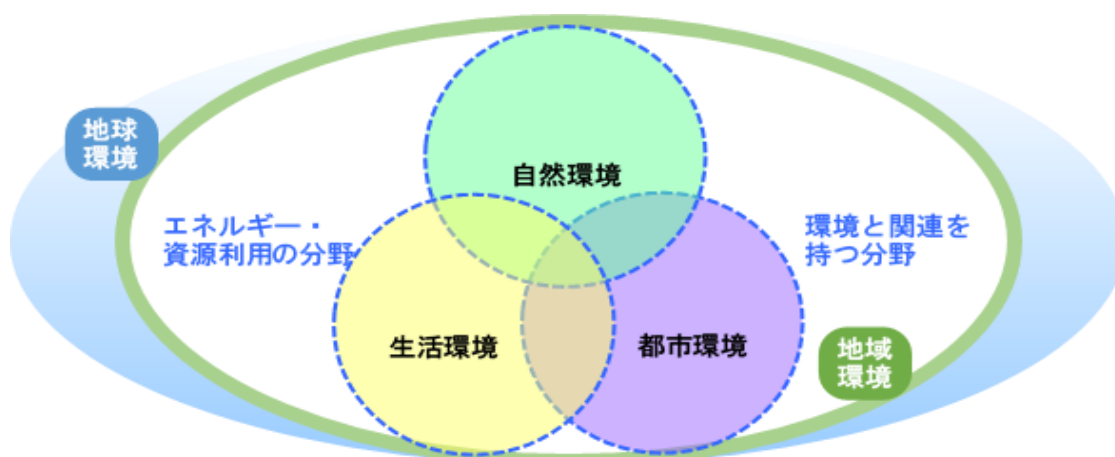


図 1-3-2 成田市環境基本計画で対象とする環境の対象

② 計画の推進主体と役割

環境問題は、市だけで解決できる問題ではなく、市民・事業者と共に環境に配慮した取り組みを進めていくことが求められます。

本計画では、環境基本条例に基づき各主体の役割を次のように定め、環境保全等に向けてそれぞれが取り組みを進めていくとともに、協働により環境負荷の少ないまち・持続可能な地域社会づくりを進めます。同時に、ゼロカーボンシティ実現に向けたまちづくりを実現するため、本市の自然環境や産業特性などのポテンシャルを活かして、環境保全を図りつつ、経済と社会の持続的発展に資する取組を進め、環境と経済の好循環づくりを目指します。

なお、本計画では、市内で活動する「市民団体」をはじめ、観光や仕事等で本市を訪れる「滞在者」も市民の役割に準ずるものとします。

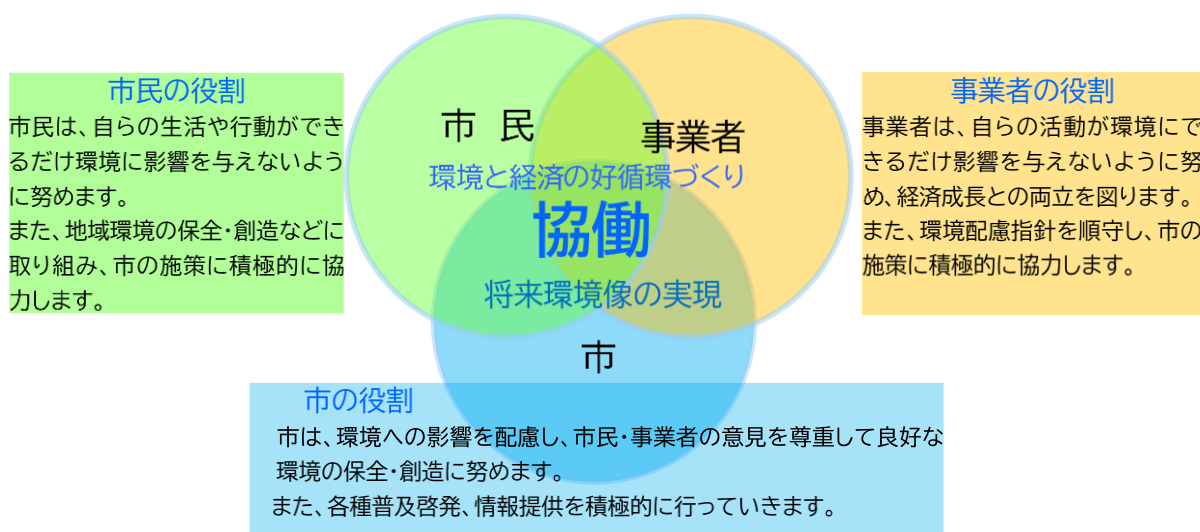


図 1-3-3 成田市環境基本計画で対象とする環境の範囲

(4) 計画の期間

本計画の目標期間は、2018（平成 30）年度から 2027（令和 9）年度までの 10 年間とし、本計画に内包している、成田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、成田市気候変動適応計画については、2030（令和 12）年度を目標年度とします。

計画年度の間にあたる 2023（令和 5）年 7 月に、各施策の実施状況及び社会経済状況、市民・事業者の意向、本市総合計画及び国・県などの関連計画の変化を踏まえ、取り組み内容の見直しを行いました。

(5) 計画の体系

成田市総合計画「NARITA 未来プラン」の将来都市像とまちづくりの基本姿勢、成田市環境基本条例の基本理念を踏まえ、また、第 2 次基本計画の将来環境像の発展的継承と環境の課題を踏まえ、本市の将来環境像を「地球にやさしい環境交流都市 成田」と掲げています。

その実現に向け、「環境にやさしいまち」「環境にやさしい暮らし」「環境をみんなで守り育てる社会」をつくるの視点から、3 つの基本目標を定め、それぞれの取組を進めていく方向を 7 つの個別目標として定めています。また、環境保全等の取組を効果的に進めていくため 4 つの重点プロジェクトを設定し、市民・事業者の皆様と一緒に取組を進めていきます。

(6) 成田市の将来環境像

成田市総合計画「NARITAみらいプラン」の将来都市像とまちづくりの基本姿勢、成田市環境基本条例の基本理念を踏まえ、また、第2次基本計画の将来環境像の発展的継承と環境の課題を踏まえ、本市の将来環境像を次のように掲げます。

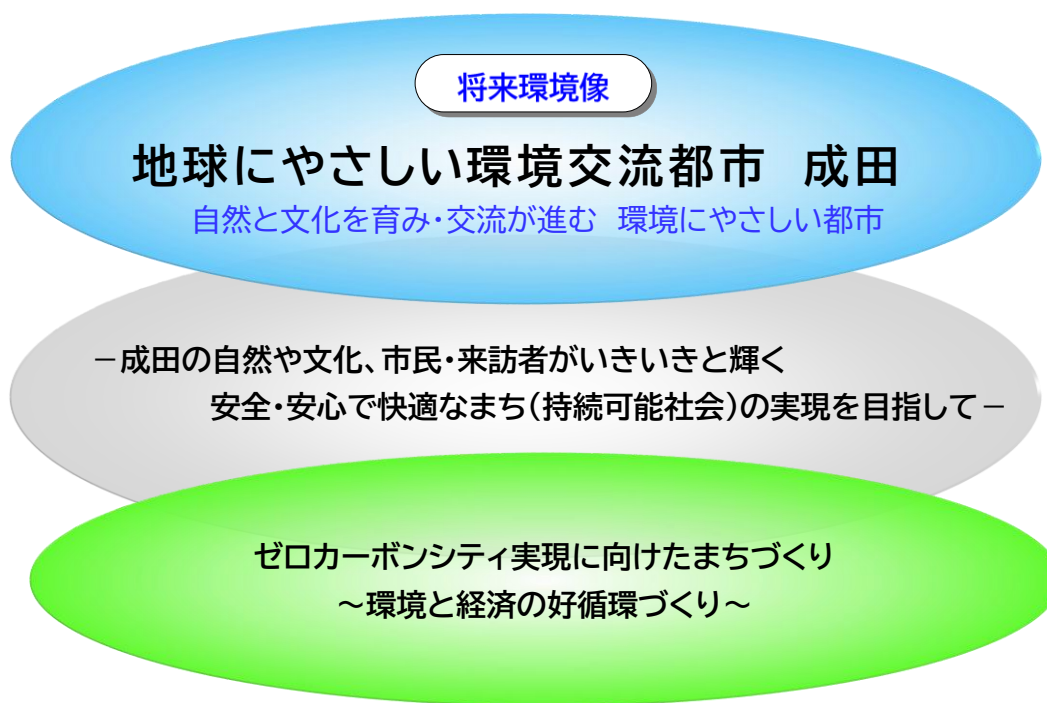


図 1-3-4 成田市の将来環境像

「地球にやさしい環境交流都市 成田」は、第2次基本計画が掲げていた将来環境像「自然と文化を育み 地球にやさしい環境都市 成田」の考えを引き継ぎ、里地里山の自然環境や歴史文化を育み、子どもからお年寄りまで安全・安心して快適に暮らせる環境負荷の少ないまちづくりを進め、環境にやさしい都市として持続可能な社会の形成を目指します。

同時に、本市の自然環境や産業特性などのポテンシャルを活かして、環境保全を図りつつ、経済と社会の持続的発展に資する取組を進め、環境と経済の好循環を生み出し、地球にやさしい環境交流都市の実現を目指します。

3. 総合的環境保全施策

(1) 条例等

本市は、1972（昭和 47）年 3 月、公害の防止について必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するために「成田市公害防止条例」を制定しました。また、1997（平成 9）年 3 月には、環境の保全及び創造についての基本理念や施策、地球全体の環境保全の推進等を盛り込んだ「成田市環境基本条例」を定めました。この他に環境行政に係る条例として、主に次の条例があります。

- ・ 成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ・ 成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例
- ・ 成田市空き地に係る雑草等の除去に関する条例
- ・ 成田市航空機公害防止条例
- ・ 成田市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例
- ・ 成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例
- ・ 成田市リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例
- ・ 成田市墓地等の経営の許可等に関する条例
- ・ 成田市霊園の設置及び管理に関する条例
- ・ 成田市斎場の設置及び管理に関する条例
- ・ 成田市霊柩車の運行及び祭具の貸出しに関する条例
- ・ 成田市愛玩動物葬祭施設の設置及び管理に関する条例

(2) 開発行為等事前協議

成田市開発行為等指導要綱により、適用対象事業を行おうとする事業者は、無秩序な市街化、環境破壊及び災害等を防止し、健康でかつ良好な都市環境を形成するため、都市計画法等を遵守するとともに、その他法令に規定する申請を行う前に、市長と事前協議しなければならないと定めています。

(3) その他

なりた環境ネットワーク

2008（平成 20）年 5 月 20 日、「成田の水をきれいにしよう運動推進協議会」及び「空港周辺環境美化協会」を発展統合させた「なりた環境ネットワーク」が設立され、市民・事業者・行政が協働して成田市内の道路や河川等の公共空間における環境整備や環境保全活動を継続して行うことにより、成田市民憲章が提唱する「自然と文化を大切に美しい成田をつくりましょう」の推進に努めています。

主な活動内容とその実施状況（参加人数）は表 1-3-1 と表 1-3-2 のとおりです。

表 1-3-1 主な活動内容

	実 施 時 期	内 容
空港周辺道路美化活動	5 月・12 月	なりた環境ネットワークの会員及び市内の事業者などにより、空港に通じる道路（国道 295 号・国道 408 号・国道 51 号）沿いのごみ拾いを行う。
印旛沼見学会	7 月・8 月	座学と観光船による印旛沼の見学を通し、印旛沼の実情を市民に楽しく学んでもらう。
自然観察会	7 月・11 月・ 12 月・3 月	千葉県自然観察指導員を講師に招いて成田市内で自然観察を行い、市民に身近な自然に触れてもらう。
環境講演会	1 月	講師を招き、環境保全に関する講演会を行う。
印旛沼クリーンハイキング	10 月	ごみを拾いながら印旛沼の水辺をハイキングする。また、印旛沼に関するクイズ大会などを行う。

表 1-3-2 実施状況（参加人数）の推移

（単位：人）

	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
空港周辺道路 美化活動	786	877	393 (※1)	374 (※1)	570	266 (※2)	183 (※2)	322 (※4)	417 (※4)	566
環境学習会 (印旛沼見学会)	73	83	46	26	27	26	中止	12 (※4)	13 (※4)	36
環境学習会 (自然観察会)	—	—	—	77	133	103	中止	55 (※4)	83	85
環境講演会	197	153	150	91	185	338	81 (※4)	142	125	90
印旛沼クリーン ハイキング	474	459	540	中止	330	78 (※3)	98 (※4)	224 (※4)	311 (※4)	278

※1 6 月は雨天のため中止

※2 6 月・12 月は中止し、2 月に実施

※3 雨天のため中止し、1 月に清掃活動のみ実施

※4 新型コロナウイルス感染症の影響により、規模を縮小して実施

第2部 各論 環境の現状と対策

第1章 大気汚染

1. 概要

現在、市内では、5地点（大清水、幡谷、加良部、奈土、花崎）において、大気環境の状況について常時監視を行っています。

このうち、千葉県では、大気汚染防止法に基づき、一般環境大気測定局として、1974（昭和49）年に花崎測定局を、1977（昭和52）年に奈土測定局を設置し、大気等の測定を開始しました。その後、旧庁舎の建て替えに伴い、屋上に設置していた花崎測定局を1988（昭和63）年10月に廃止し、加良部測定局を新設しました。

また、1992（平成4）年には自動車排出ガス測定局として花崎測定局を設置し、自動車排出ガスの測定を開始しました。

本市では、大気汚染測定局として、1975（昭和50）年に大清水測定局、1979（昭和54）年に幡谷測定局を設置し、大気等の測定を開始しました。



図2-1-1 測定局位置図

(1) 大気測定局

本市に配置する測定局での測定項目は、以下のとおり。

表2-1-1 大気測定機器整備状況

測定局種別		一般環境大気				自動車 排出ガス
測 定 局		大清水	幡谷	加良部	奈土	花崎
都市計画（用途地域）		市街化 調整区域 （一）	市街化 調整区域 （一）	市街化区域 （一中高）	非線引き （無指定）	市街化区域 （一住）
測 定 項 目	気象（風向、風速）	○	○	○	○	○
	気象（気温、湿度）	○	○	○		
	気象（全日射量）		○			
	二酸化硫黄（SO ₂ ）	○	○	○		
	窒素酸化物（NO、NO ₂ ）	○	○	○	○	○
	光化学オキシダント（O _x ）	○	○	○	○	
	一酸化炭素（CO）	○	○			○
	浮遊粒子状物質（SPM）	○	○	○		○
	浮遊粒子状物質（ローボリューム エアサンプラー法）	○	○			
	炭化水素（NMHC、CH ₄ ）	○	○	○	○	
	有害大気汚染物質			○		
	酸 性 雨		○			
	微小粒子状物質（PM _{2.5} ）			○	○	○

○一般環境大気測定局（一般局）

地域内を代表する測定値が得られるよう、特定の発生源の影響を直接受けない場所に設置され、住宅地など一般的な生活空間の大気汚染物質の測定を行う測定局。

○自動車排出ガス測定局（自排局）

人が常時生活し活動している場所で、自動車排出ガスの影響が最も強く現れる道路端又はこれにできるだけ近接した場所に設置され、大気汚染物質の測定を行う測定局。

(2) 環境基準

表2-1-2 大気汚染に係る環境基準（抜粋）

物質	環境上の条件
二酸化硫黄（ SO_2 ）	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素（ CO ）	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質（SPM）	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素（ NO_2 ）	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント（ O_x ）	1時間値が0.06ppm以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm 以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

千葉県では、この環境基準の他に、窒素酸化物対策を進める上での行政目標として環境目標値を設定しています。

表2-1-3 千葉県環境目標値

物質	環境目標値
二酸化窒素（ NO_2 ）	1日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること。

表2-1-4 有害大気汚染物質に係る環境基準（抜粋）

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

表2-1-5 微小粒子状物質（PM_{2.5}）に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

2. 気 象

気温や日射、風向風速などの気象条件は、大気汚染の状況を把握する際に最も重要な情報となります。2023（令和5）年度における気象状況は次のとおりです。

(1) 気温・湿度、日射

表2-1-6 気温・湿度（大清水測定局）

月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間値
気温℃	平均	15.0	17.7	22.2	27.4	28.4	26.0	17.3	13.3	7.6	5.4	6.8	8.6	16.3
	最高	26.4	32.0	32.1	36.9	35.4	33.9	29.4	27.6	24.3	16.7	23.4	26.1	36.9
	最低	2.9	7.2	11.0	20.1	22.4	16.8	6.7	1.9	-3.3	-4.5	-2.3	-2.8	-4.5
湿度（%）		70	77	83	78	82	85	78	77	71	66	72	66	75

※ 湿度は月平均値のみ記載。

表2-1-7 気温・湿度・日射量（幡谷測定局）

月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間値
気温 ℃	平均	15.0	17.4	21.7	26.7	27.9	25.3	16.7	12.5	7.2	5.0	6.3	8.1	15.8
	最高	26.4	32.1	31.6	34.8	36.3	32.9	27.6	26.2	22.4	14.5	22.4	25.7	36.3
	最低	3.3	7.3	11.5	20.1	22.1	16.8	7.1	2.0	-3.0	-4.3	-2.6	-2.4	-4.3
湿度（％）		71	79	86	82	85	88	82	81	74	68	76	70	79
日射量 (M J /m ²)		0.72	0.73	0.62	0.87	0.81	0.56	0.50	0.35	0.29	0.39	0.41	0.59	0.57

※ 湿度・日射量は月平均値のみ記載。

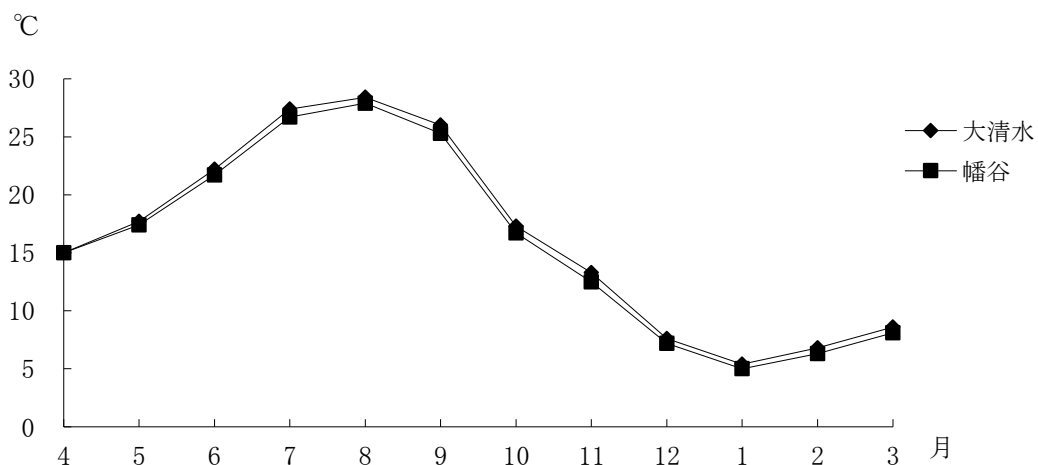


図2-1-2 気温の月平均値の推移（大清水、幡谷測定局）

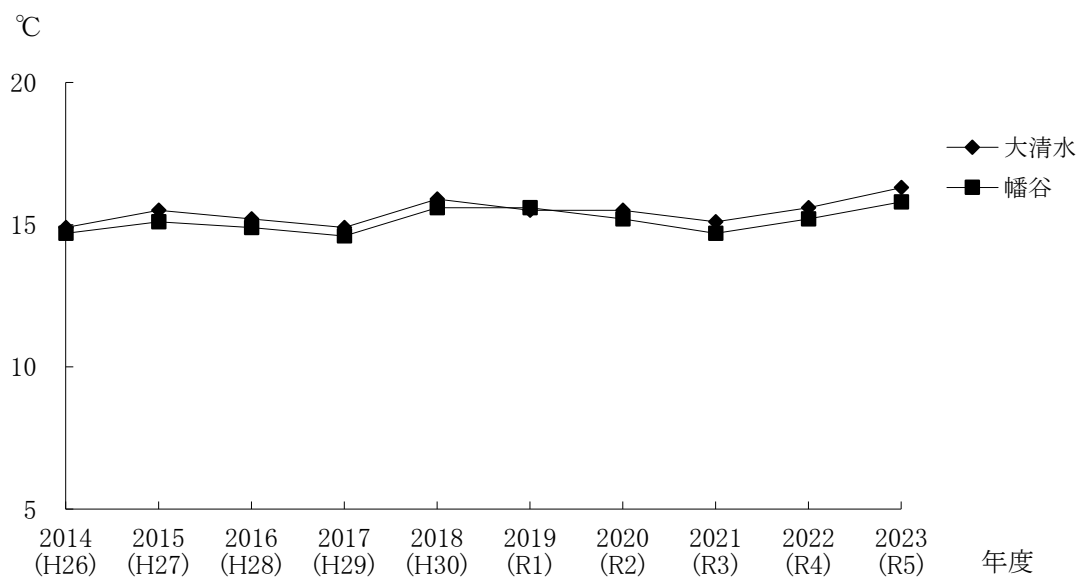
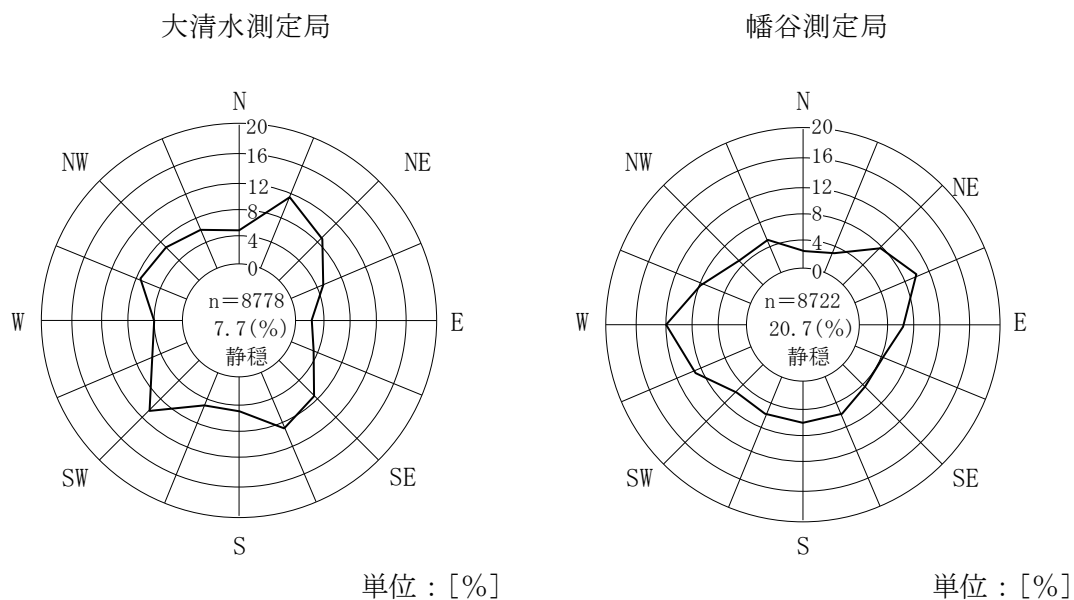


図2-1-3 気温の年平均値の推移 (大清水、幡谷測定局)

(2) 風向風速

本市の年間風向を見ると、大清水測定局、幡谷測定局とも北東方向、東北東方向の風が年間を通じて多いことが分かります。



※ 静穏 : 風速0.4m/s以下 n : 測定時間数

図2-1-4 風配図

3. 硫黄酸化物（SO_x）

硫黄酸化物（SO_x）は、主として重油等の硫黄分を含む燃料が燃焼するときに、そのほとんどが亜硫酸ガス（二酸化硫黄（SO₂））となって発生します。亜硫酸ガスは、目の粘膜や呼吸器系に悪影響を及ぼすばかりでなく、酸性雨となり植物を枯らすなどの被害をもたらします。

硫黄酸化物の「固定発生源対策」として、大気汚染防止法ではK値規制がとられています。これは煙突の高さに応じて硫黄酸化物の排出許容量を定めるもので、本市ではK=9.0が適用されています。（千葉県 第1編大気汚染防止法の概要 ばい煙発生施設に係る排出基準より）

二酸化硫黄の環境基準の評価には、短期的評価（1時間値および1時間値の1日平均値の評価）と長期的評価（年間にわたる1時間値の1日平均値を長期的に評価）の2種類があります。大気汚染防止対策の効果などを的確に評価するには、長期的評価によるものとされています。

環境基準との比較については、測定開始年度より各測定局において環境基準を達成しています。

表2-1-8 二酸化硫黄濃度測定実績と環境基準との比較（長期的評価）（単位：ppm）

年度	大清水			幡 谷			加良部			奈 土		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C
2014 (H26)	0.004	○	○	0.003	○	○	0.003	○	○	0.003	○	○
2015 (H27)	0.004	○	○	0.003	○	○	0.002	○	○	0.003	○	○
2016 (H28)	0.003	○	○	0.003	○	○	0.002	○	○	—	—	—
2017 (H29)	0.003	○	○	0.004	○	○	0.003	○	○	—	—	—
2018 (H30)	0.003	○	○	0.003	○	○	0.002	○	○	—	—	—
2019 (R1)	0.002	○	○	0.003	○	○	0.002	○	○	—	—	—
2020 (R2)	0.001	○	○	0.002	○	○	0.002	○	○	—	—	—
2021 (R3)	0.001	○	○	0.001	○	○	0.002	○	○	—	—	—
2022 (R4)	0.002	○	○	0.002	○	○	0.002	○	○	—	—	—
2023 (R5)	0.002	○	○	0.002	○	○	0.002	○	○	—	—	—

※ 奈土測定局は2015(平成27)年度で測定終了。

※ 環境基準（長期的評価）：1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下で、1日平均値0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

A：1日平均値の2%除外値。

B：1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無（有×・無○）。

C：環境基準との比較（達成○・未達成×）。

二酸化硫黄濃度の年平均値の推移を見ると、各測定局ともほぼ横ばい傾向にあります。

表2-1-9 二酸化硫黄濃度の年平均値の推移（単位：ppm）

測定局	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
大清水	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000
幡 谷	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
加良部	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
奈 土	0.001	0.001	—	—	—	—	—	—	—	—

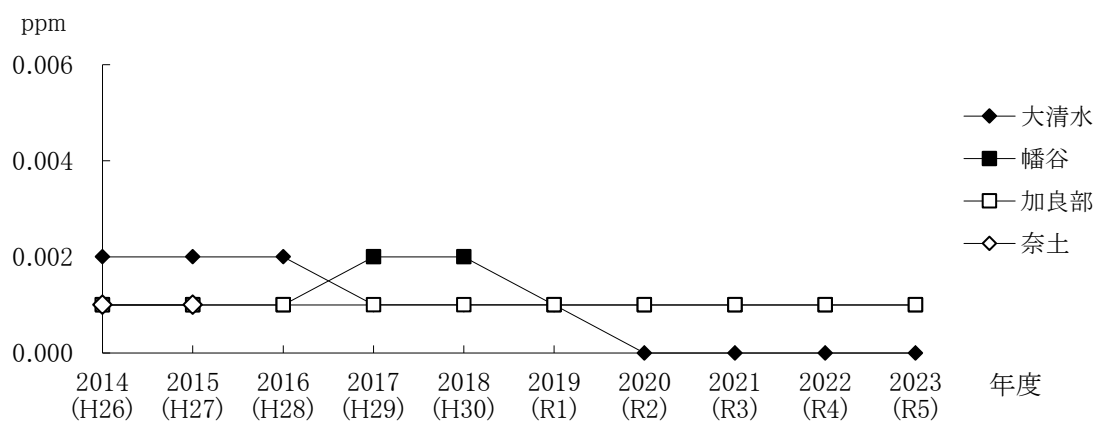


図2-1-5 二酸化硫黄濃度の年平均値の推移

4. 窒素酸化物（ NO_x ）

窒素酸化物（ NO_x ）は、石油やガスなどの燃料の燃焼により、燃料中の窒素化合物および大気中の窒素（N）などが酸化されて発生し、それ自体有害であるばかりでなく、炭化水素（HC）と並び光化学スモッグの原因物質の一つともいわれています。

窒素酸化物には一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（ NO_2 ）があり、このうち二酸化窒素に環境基準が定められています。

(1) 二酸化窒素（ NO_2 ）

二酸化窒素の環境基準との比較については、測定開始年度より各測定局において環境基準を達成しています。また、千葉県環境目標値との比較についても、最近10年間は各測定局において目標値を達成しています。

表2-1-10 二酸化窒素濃度測定実績と環境基準（長期的評価）及び千葉県環境目標値との比較
(単位：ppm)

年度	大清水			幡 谷			加良部			奈 土			花崎（自）		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C
2014 (H26)	0.018	○	○	0.015	○	○	0.022	○	○	0.014	○	○	0.031	○	○
2015 (H27)	0.021	○	○	0.018	○	○	0.023	○	○	0.017	○	○	0.031	○	○
2016 (H28)	0.019	○	○	0.017	○	○	0.021	○	○	0.015	○	○	0.028	○	○
2017 (H29)	0.021	○	○	0.017	○	○	0.024	○	○	0.017	○	○	0.030	○	○
2018 (H30)	0.020	○	○	0.015	○	○	0.022	○	○	0.015	○	○	0.030	○	○
2019 (R1)	0.016	○	○	0.013	○	○	0.019	○	○	0.011	○	○	0.025	○	○
2020 (R2)	0.020	○	○	0.009	○	○	0.020	○	○	0.014	○	○	0.024	○	○
2021 (R3)	0.016	○	○	0.013	○	○	0.018	○	○	0.013	○	○	0.024	○	○
2022 (R4)	0.015	○	○	0.013	○	○	0.017	○	○	0.013	○	○	0.025	○	○
2023 (R5)	0.014	○	○	0.013	○	○	0.020	○	○	0.012	○	○	0.025	○	○

※（自）は自動車排出ガス測定局

※ 環境基準（長期的評価）：1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。

千葉県環境目標値：1日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること。

A：1日平均値の年間98%値。

B：環境基準との比較（達成○・未達成×）。

C：千葉県環境目標値との比較（達成○・未達成×）。

二酸化窒素濃度の年平均値の推移を見ると、各測定局ともほぼ横ばい傾向にあります。

表2-1-11 二酸化窒素濃度の年平均値の推移

(単位：ppm)

測定局	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
大清水	0.009	0.009	0.008	0.009	0.008	0.007	0.007	0.006	0.007	0.006
幡 谷	0.007	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.002	0.004	0.005	0.005
加良部	0.009	0.008	0.008	0.009	0.008	0.008	0.007	0.007	0.007	0.007
奈 土	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.004	0.005	0.005	0.004	0.005
花崎 (自)	0.018	0.018	0.016	0.016	0.015	0.014	0.012	0.012	0.012	0.011

※ (自) は自動車排出ガス測定局

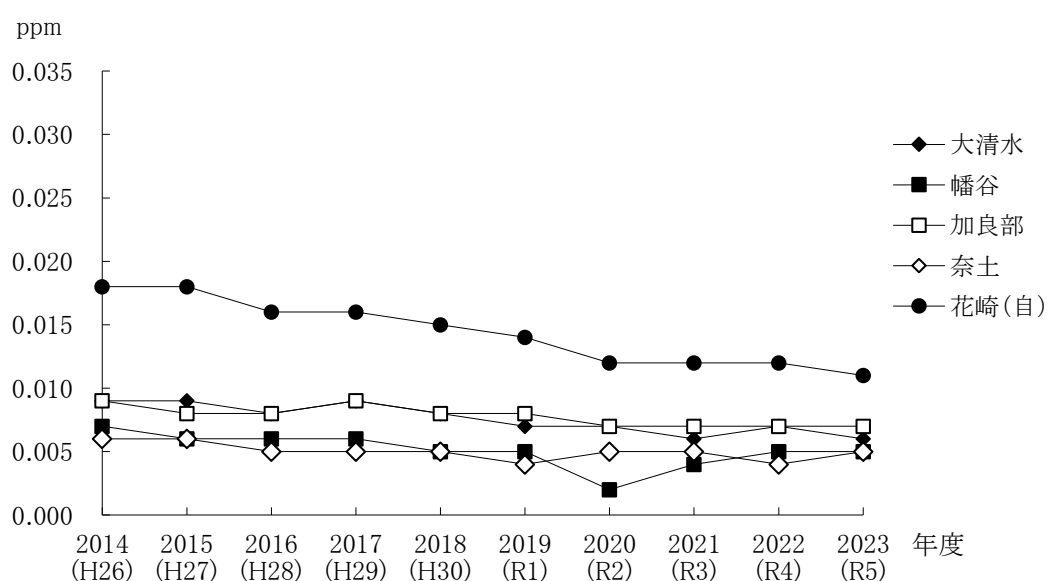


図2-1-6 二酸化窒素濃度の年平均値の推移

(2) 一酸化窒素 (NO)

一酸化窒素濃度の年平均値の推移を見ると、各測定局ともほぼ横ばいから減少傾向にあります。

表2-1-12 一酸化窒素濃度の年平均値の推移

(単位：ppm)

測定局	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
大清水	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
幡 谷	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000
加良部	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
奈 土	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000
花崎 (自)	0.020	0.018	0.015	0.014	0.013	0.011	0.009	0.008	0.008	0.008

※ (自) は自動車排出ガス測定局

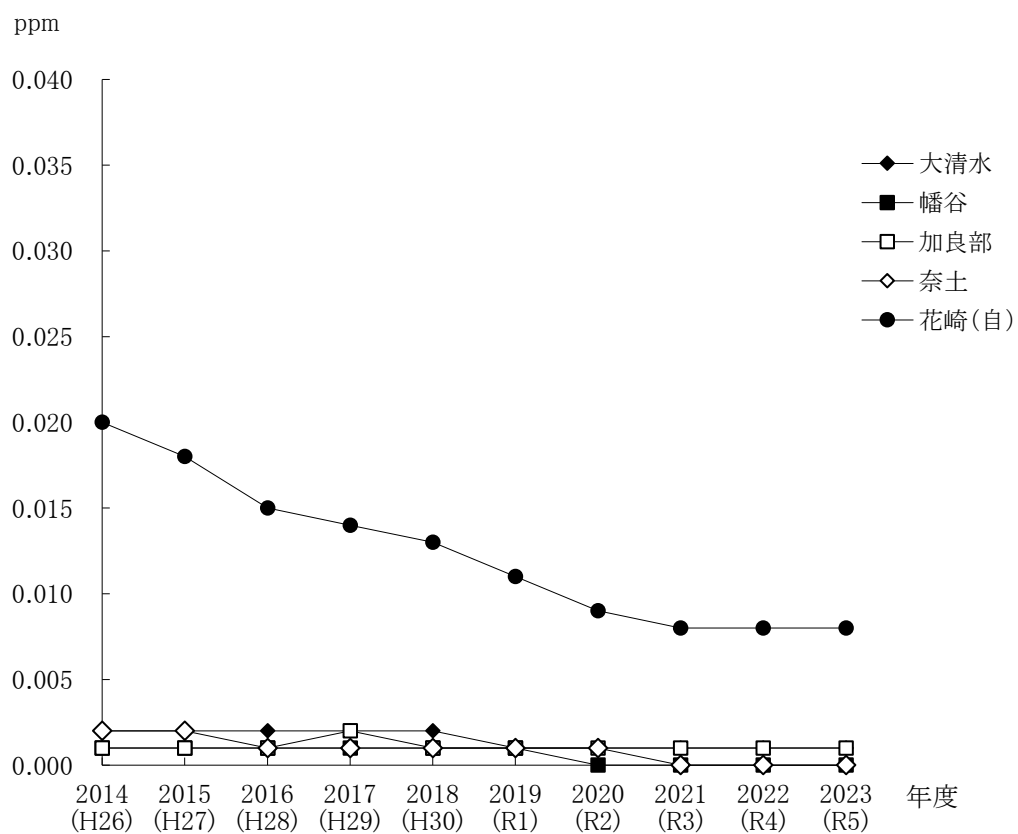


図2-1-7 一酸化窒素濃度の年平均値の推移

5. 光化学オキシダント（O_x）

光化学オキシダント（O_x）は、オゾン、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）などの強酸化性物質の総称で、大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線により光化学反応を起こし、二次的に発生します。その発生は、気温や日射、風向、風速などの気象条件に大きく作用されます。

光化学オキシダントは、光化学スモッグの汚染状態を示す指標物質です。光化学スモッグは、人や動物などの目や気管支などの粘膜を刺激し、植物に対しても葉を枯らすなどの被害を与えます。

光化学オキシダント濃度が高くなると、緊急時対策として千葉県から予報などが発令されます。注意報、警報、重大緊急報が発令されると、本市は防災行政無線・なりたメール配信サービスを通じて広報するほか、図書館などで館内放送をしたり、民間店舗にて看板を掲げて市民へお知らせします。また、県では工場等に対して、ばい煙排出量の削減措置、自動車の運行の自主的な制限への協力などの要請を行います。

光化学オキシダントの環境基準達成率は、県内ではすべての測定局で未達成であり、全国的にも基準を達成した測定局は、（令和4年度の実績で）0.1%と極めて低い水準となっています。

表2-1-13 光化学スモッグの発令基準

予 報	オキシダントによる大気汚染の状況が悪化する恐れがあると判断されるとき
注意報	オキシダント濃度0.12ppm以上の状態が継続されると判断されるとき
警 報	オキシダント濃度0.24ppm以上の状態が継続されると判断されるとき
重大緊急報	オキシダント濃度0.40ppm以上の状態が継続されると判断されるとき

表2-1-14 光化学スモッグ注意報発令日数の年度別推移（単位：日）

年 度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
地 域										
成 田	5	4	0	0	0	0	0	0	2	0
全県下	12	15	2	15	9	9	5	4	7	6

※ 成田地域：成田市、富里市、神崎町、芝山町、酒々井町。

表2-1-15 2023（令和5）年度光化学スモッグ注意報の発令日数の月別推移（単位：日）

月	4	5	6	7	8	9	10
地 域							
成 田	0	0	0	0	0	0	0
全県下	0	1	0	5	0	0	0

※ 成田地域：成田市、富里市、神崎町、芝山町、酒々井町。

表2-1-16 光化学オキシダント濃度測定実績と環境基準との比較（短期的評価）

年度	大清水				幡 谷				加良部				奈 土			
	日	時	A	B	日	時	A	B	日	時	A	B	日	時	A	B
2014 (H26)	78	435	×	92.0	74	388	×	92.9	83	466	×	91.5	76	415	×	92.4
2015 (H27)	78	365	×	93.3	63	301	×	94.5	85	414	×	92.4	76	418	×	92.3
2016 (H28)	41	212	×	96.1	36	145	×	97.3	62	294	×	94.6	63	324	×	94.1
2017 (H29)	62	331	×	93.9	63	304	×	94.4	77	413	×	92.4	58	278	×	94.9
2018 (H30)	65	329	×	94.0	58	299	×	94.5	68	378	×	93.1	60	330	×	94.0
2019 (R1)	47	208	×	94.8	47	217	×	95.9	58	310	×	94.3	44	231	×	95.7
2020 (R2)	43	171	×	96.9	44	166	×	97.0	61	253	×	95.3	35	147	×	97.5
2021 (R3)	34	153	×	97.2	40	153	×	97.2	56	263	×	95.2	39	164	×	97.0
2022 (R4)	52	255	×	95.3	40	198	×	96.1	57	289	×	94.7	47	228	×	95.8
2023 (R5)	48	191	×	96.5	56	243	×	95.5	61	274	×	95.0	49	192	×	96.5

※ 環境基準（短期的評価）：1時間値が0.06ppm以下であること。

日：昼間（5時～20時）の1時間値が0.06ppmを超えた日数。

時：昼間（5時～20時）の1時間値が0.06ppmを超えた時間数。

A：年間の昼間（5時～20時）について環境基準との比較

（達成○・未達成×）。

B：達成率＝（昼間の環境基準達成時間／昼間の測定時間）×100（％）

光化学オキシダント濃度の年平均値の推移を見ると、各測定局とも横ばい傾向にあります。

表2-1-17 光化学オキシダント濃度の昼間の年平均値の推移（単位：ppm）

測定局	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
大清水	0.035	0.034	0.032	0.034	0.032	0.035	0.032	0.033	0.033	0.033
幡 谷	0.035	0.034	0.032	0.034	0.033	0.034	0.032	0.033	0.033	0.033
加良部	0.036	0.036	0.035	0.036	0.035	0.036	0.034	0.036	0.035	0.036
奈 土	0.036	0.038	0.035	0.035	0.035	0.034	0.033	0.035	0.033	0.034

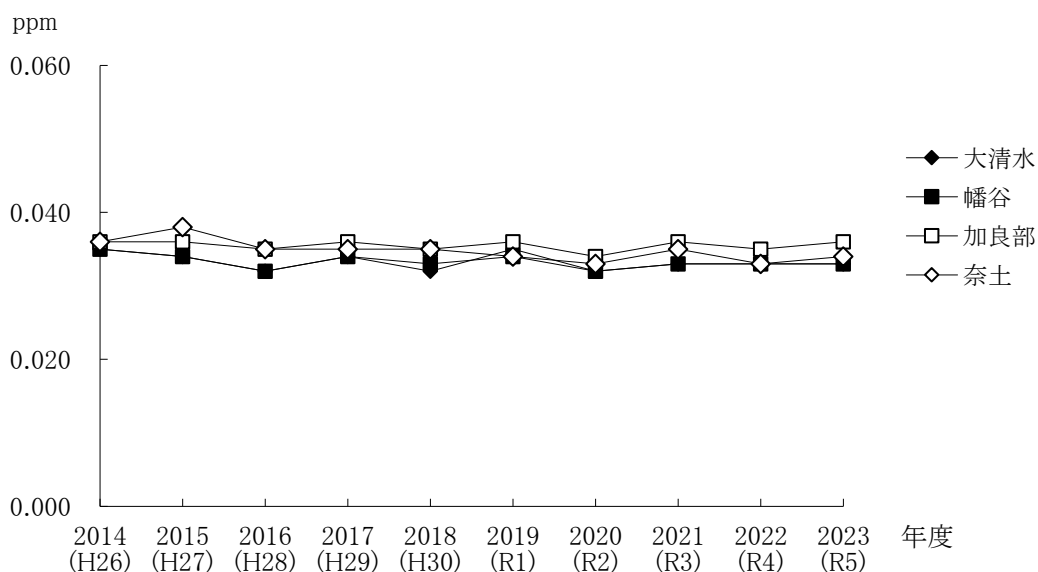


図2-1-8 光化学オキシダント濃度の昼間の年平均値の推移

6. 一酸化炭素（CO）

一酸化炭素（CO）は石油、石炭などの炭素系燃料の不完全燃焼により発生し、人体に酸素供給を阻害するなどの影響を与えます。主な発生源としては自動車排出ガスなどがあります。

一酸化炭素の環境基準との比較については、測定開始年度より各測定局において環境基準を達成しており、かなり低い値を示しています。

表2-1-18 一酸化炭素濃度測定実績と環境基準との比較（長期的評価）（単位：ppm）

年 度	大清水			幡 谷			花崎（自）		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C
2014 (H26)	0.5	○	○	0.4	○	○	0.7	○	○
2015 (H27)	0.6	○	○	0.4	○	○	0.7	○	○
2016 (H28)	0.6	○	○	0.4	○	○	0.7	○	○
2017 (H29)	0.4	○	○	0.4	○	○	0.6	○	○
2018 (H30)	0.4	○	○	0.4	○	○	0.5	○	○
2019 (R1)	0.4	○	○	0.4	○	○	0.4	○	○
2020 (R2)	0.4	○	○	0.3	○	○	0.4	○	○
2021 (R3)	0.4	○	○	0.3	○	○	0.4	○	○
2022 (R4)	0.4	○	○	0.3	○	○	0.6	○	○
2023 (R5)	0.4	○	○	0.3	○	○	0.5	○	○

※（自）は自動車排出ガス測定局

※ 環境基準（長期的評価）：1日平均値の2%除外値が10ppm以下で、かつ1日平均値10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

A：1日平均値の2%除外値。

B：1日平均値10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無（有×・無○）。

C：環境基準との比較（達成○・未達成×）。

一酸化炭素濃度の年平均値の推移をみると、各測定局とも横ばい傾向にあります。

表2-1-19 一酸化炭素濃度の年平均値の推移（単位：ppm）

測定局	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
大清水	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3
幡 谷	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
花崎（自）	0.4	0.4	0.4	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2	0.3

※（自）は自動車排出ガス測定局

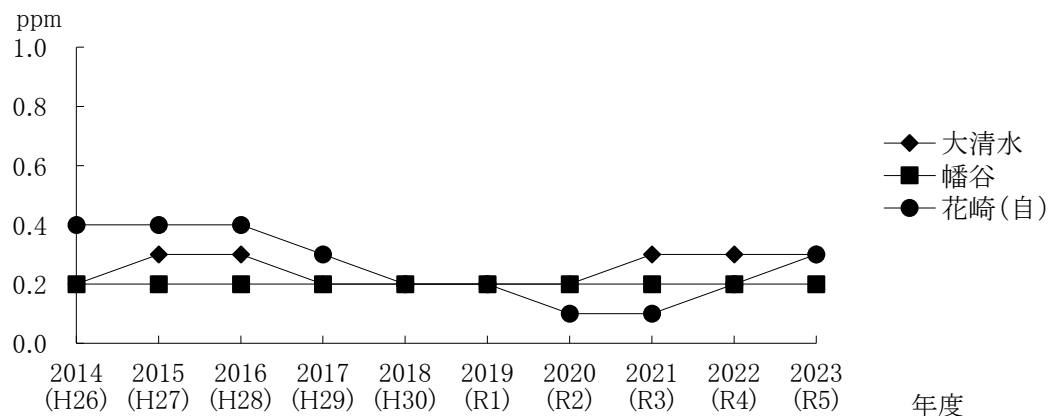


図2-1-9 一酸化炭素濃度の年平均値の推移

7. 浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質（SPM）は、大気中に浮遊する粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子状物質であるとされています。これらは沈降速度が遅いため、大気中に比較的長く浮遊し、人間の呼吸器内に取り込まれ、肺胞等に沈着して人間の健康に害を与えるおそれがあります。主な発生源は土壌の舞い上がりや火山活動など自然発生的に発生するもののほか、燃焼、粉砕、運搬等の作業や、自動車、航空機等の排気ガスなどによっても発生します。

本市では、浮遊粒子状物質をベータ線吸収法により測定しています。

浮遊粒子状物質は冬季に高い濃度を示す傾向があり、環境基準を超える場合があります。2023（令和5）年度は各測定局で環境基準を達成できました。

表2-1-20 浮遊粒子状物質濃度測定実績と環境基準との比較（長期的評価）（単位： mg/m^3 ）

年度	大清水			幡 谷			加良部			奈 土			花崎（自）		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C
2014(H26)	0.049	○	○	0.044	○	○	0.047	○	○	0.059	○	○	0.050	○	○
2015(H27)	0.047	○	○	0.043	○	○	0.044	○	○	0.048	○	○	0.049	○	○
2016(H28)	0.038	○	○	0.037	○	○	0.035	○	○	—	—	—	0.040	○	○
2017(H29)	0.043	○	○	0.037	○	○	0.040	○	○	—	—	—	0.042	○	○
2018(H30)	0.037	○	○	0.038	○	○	0.036	○	○	—	—	—	0.041	○	○
2019(R1)	0.039	○	○	0.037	○	○	0.033	○	○	—	—	—	0.039	○	○
2020(R2)	0.041	○	○	0.036	○	○	0.032	○	○	—	—	—	0.037	○	○
2021(R3)	0.029	○	○	0.030	○	○	0.023	○	○	—	—	—	0.030	○	○
2022(R4)	0.031	○	○	0.032	○	○	0.026	○	○	—	—	—	0.030	○	○
2023(R5)	0.032	○	○	0.034	○	○	0.028	○	○	—	—	—	0.031	○	○

※ 奈土測定局は2015(平成27)年度で測定終了。

※（自）は自動車排出ガス測定局

※ 環境基準（長期的評価）：1日平均値の2%除外値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1日平均値 $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続しないこと。

A：1日平均値の2%除外値。

B：1日平均値 $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続したことの有無（有×・無○）。

C：環境基準との比較（達成○・未達成×）。

浮遊粒子状物質濃度の年平均値の推移をみると、各測定局で低い傾向にあります。

表2-1-21 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の推移（単位： mg/m^3 ）

測定局	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
大清水	0.017	0.016	0.015	0.015	0.015	0.016	0.017	0.013	0.015	0.014
幡 谷	0.016	0.015	0.016	0.015	0.015	0.013	0.014	0.014	0.015	0.014
加良部	0.017	0.016	0.014	0.017	0.015	0.012	0.012	0.011	0.012	0.013
奈 土	0.024	0.021	—	—	—	—	—	—	—	—
花崎（自）	0.021	0.022	0.018	0.017	0.018	0.016	0.015	0.014	0.015	0.015

※ 奈土測定局は2015(平成27)年度で測定終了。

※（自）は自動車排出ガス測定局

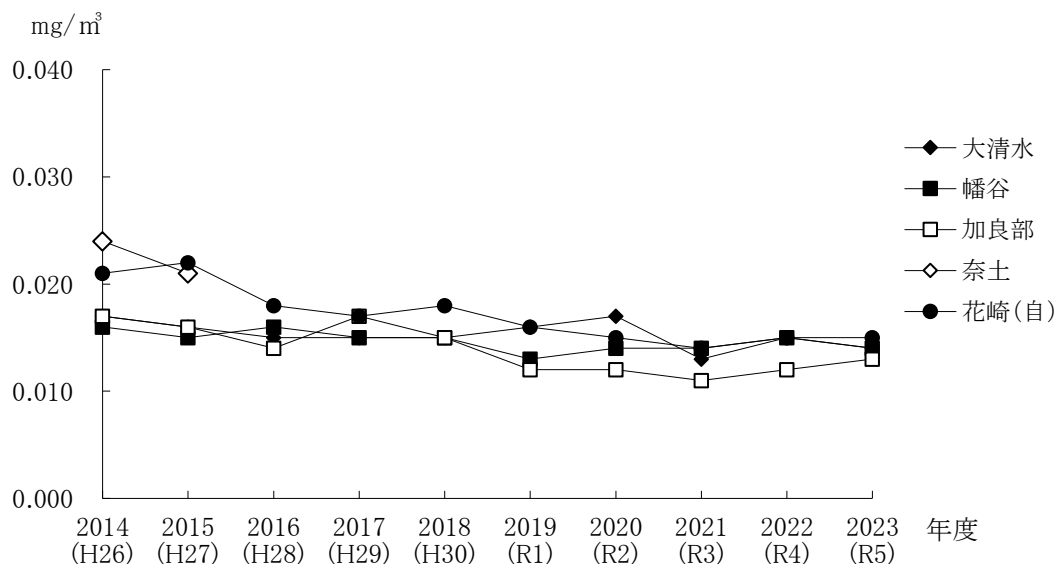


図2-1-10 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の推移

ローボリュームエアースAMPLERで浮遊粉じんを採取し、金属成分の分析を行っていますが、成分構成に大きな変化は見られません。

表2-1-22 浮遊粉塵中に含まれる金属成分測定結果（年平均値の推移）（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

測定局	年度	浮遊粉塵	鉛	カドミウム	マンガン	亜鉛	ニッケル	銅	鉄	総クロム	バナジウム	アルミニウム
大清水	2014 (H26)	16	0.006	<0.001	0.007	0.026	0.001	0.004	0.22	0.002	0.003	0.15
	2015 (H27)	14	0.005	<0.001	0.006	0.022	0.001	0.004	0.17	0.001	0.003	0.10
	2016 (H28)	14	0.005	0.001	0.008	0.025	0.001	0.004	0.24	0.001	0.003	0.18
	2017 (H29)	13	0.006	<0.001	0.007	0.029	0.001	0.005	0.20	0.001	0.003	0.12
	2018 (H30)	14	0.006	<0.001	0.008	0.027	0.001	0.005	0.23	0.001	0.003	0.16
	2019 (R1)	10	0.004	<0.001	0.006	0.022	0.001	0.004	0.19	0.001	0.002	0.12
	2020 (R2)	12	0.021	0.002	0.007	0.093	0.007	0.014	0.22	0.001	0.001	0.15
	2021 (R3)	8	0.08	<0.001	0.005	0.019	<0.001	0.003	0.12	0.001	<0.001	0.07
	2022 (R4)	9	0.004	<0.001	0.005	0.021	0.001	0.003	0.13	<0.001	0.001	0.06
	2023 (R5)	16	0.006	<0.001	0.007	0.023	0.001	0.004	0.17	0.001	<0.001	0.15
幡谷	2014 (H26)	14	0.006	<0.001	0.006	0.025	0.001	0.003	0.14	0.001	0.003	0.10
	2015 (H27)	12	0.006	<0.001	0.005	0.021	0.001	0.003	0.12	0.001	0.002	0.05
	2016 (H28)	12	0.005	<0.001	0.006	0.019	0.001	0.003	0.15	0.001	0.002	0.11
	2017 (H29)	12	0.006	0.001	0.007	0.029	0.001	0.005	0.15	0.002	0.003	0.08
	2018 (H30)	11	0.006	<0.001	0.007	0.026	0.001	0.004	0.16	0.001	0.003	0.09
	2019 (R1)	10	0.006	<0.001	0.006	0.022	0.001	0.003	0.14	0.001	0.002	0.07
	2020 (R2)	10	0.005	<0.001	0.005	0.022	0.001	0.003	0.12	0.001	<0.001	0.06
	2021 (R3)	8	0.004	<0.001	0.005	0.020	<0.001	0.003	0.10	0.001	<0.001	0.05
	2022 (R4)	9	0.006	<0.001	0.006	0.025	<0.001	0.004	0.12	<0.001	<0.001	0.05
	2023 (R5)	13	0.006	<0.001	0.006	0.019	0.001	0.004	0.13	0.001	<0.001	0.13

8. 炭化水素（HC）

炭化水素（HC）は、自動車や航空機等の排出ガスをはじめ、石油系燃料を使用する工場、事業場、また自然発生するもの等多種多様な発生源から排出されています。これらの炭化水素は直接動植物に被害を及ぼすばかりでなく、窒素酸化物と並んで光化学オキシダントの主要な原因物質であるとされています。

現在、炭化水素の環境基準は定められていませんが、1976（昭和51）年8月、中央公害対策審議会において、「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針」として、「炭化水素の測定については、非メタン炭化水素（NMHC）を測定することとし、光化学オキシダント生成防止のための濃度レベルは6時～9時の3時間平均値が0.20ppmC～0.31ppmCの範囲」とするという答申がされています。

（1）非メタン炭化水素（NMHC）

非メタン炭化水素の年平均値の推移を見ると、ほぼ横ばい傾向で推移しており、各測定局において6時～9時における年平均値は指針値を満たしています。

表2-1-23 非メタン炭化水素の年平均値の推移

（単位：ppmC）

年 度	大 清 水		幡 谷		加 良 部		奈 土	
	年平均値	6～9時	年平均値	6～9時	年平均値	6～9時	年平均値	6～9時
2014 (H26)	0.09	0.10	0.06	0.07	0.11	0.12	—	—
2015 (H27)	0.10	0.11	0.09	0.10	0.10	0.11	—	—
2016 (H28)	0.09	0.10	0.09	0.10	0.10	0.11	—	—
2017 (H29)	0.09	0.10	0.09	0.10	0.10	0.11	—	—
2018 (H30)	0.08	0.09	0.09	0.10	0.08	0.09	—	—
2019 (R1)	0.06	0.07	0.05	0.06	0.08	0.08	—	—
2020 (R2)	0.04	0.05	0.05	0.06	0.08	0.09	—	—
2021 (R3)	0.07	0.08	0.05	0.06	0.07	0.08	—	—
2022 (R4)	0.09	0.10	0.05	0.06	0.07	0.09	0.07	0.07
2023 (R5)	0.07	0.08	0.05	0.06	0.08	0.08	0.07	0.08

※ 6～9時：6～9時における年平均値。

※ 奈土測定局は、2022（令和4）年3月から測定を開始。

(2) メタン (CH₄)

メタン (CH₄) の年平均値の推移を見ると、各測定局ともほぼ横ばい傾向となっています。

表2-1-24 メタンの年平均値の推移

(単位：ppmC)

年 度	大 清 水		幡 谷		加 良 部		奈 土	
	年平均値	6～9時	年平均値	6～9時	年平均値	6～9時	年平均値	6～9時
2014 (H26)	1.94	1.97	1.93	1.97	1.94	1.96	—	—
2015 (H27)	1.95	1.97	1.94	1.96	1.96	1.99	—	—
2016 (H28)	1.95	1.98	1.94	1.97	1.97	1.99	—	—
2017 (H29)	1.95	1.98	1.95	1.98	1.96	2.00	—	—
2018 (H30)	1.94	1.97	1.95	1.97	1.96	1.99	—	—
2019 (R1)	1.97	1.99	1.96	1.98	1.98	2.01	—	—
2020 (R2)	1.99	2.02	1.98	2.01	2.00	2.03	—	—
2021 (R3)	2.00	2.02	2.00	2.03	2.01	2.04	—	—
2022 (R4)	2.02	2.05	2.01	2.04	2.02	2.05	2.02	2.05
2023 (R5)	2.03	2.06	2.02	2.05	2.03	2.05	2.03	2.06

※ 6～9時：6～9時における年平均値。

※ 奈土測定局は、2022(令和4)年3月から測定を開始。

9. 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、大気汚染防止法第2条第16項において、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの（ばい煙、特定粉じん及び水銀等を除く。）」として規定されています。

この有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質は、1996（平成8）年10月、中央環境審議会の「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第二次答申）」の中で、全234物質提示されました。また、その中で健康リスクがある程度高いと考えられる有害大気汚染物質（優先取組物質）として、22物質が選定されました。その後、2010（平成22）年10月の中央環境審議会の第九次答申により全248物質、優先取組物質として23物質が新たに選定されました。

このうち、ダイオキシン類、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについて環境基準が定められており、千葉県が加良部測定局で大気環境調査を行っています。

環境基準との比較については、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質とも、環境基準を達成しています（ダイオキシン類については第7章参照）。

表2-1-25 有害大気汚染物質濃度測定実績と環境基準との比較

（単位：mg/m³）

年度	加良部							
	ベンゼン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		ジクロロメタン	
	年平均値	環境基準との比較	年平均値	環境基準との比較	年平均値	環境基準との比較	年平均値	環境基準との比較
2014 (H26)	0.00081	○	0.00012	○	0.000087	○	0.0013	○
2015 (H27)	0.00082	○	0.00011	○	0.00011	○	0.00074	○
2016 (H28)	0.00083	○	0.00018	○	0.000082	○	0.00089	○
2017 (H29)	0.00076	○	0.00019	○	0.000099	○	0.0015	○
2018 (H30)	0.00063	○	0.00012	○	0.000078	○	0.00069	○
2019 (R1)	0.00085	○	0.00019	○	0.00010	○	0.0010	○
2020 (R2)	0.00081	○	0.00017	○	0.000077	○	0.0011	○
2021 (R3)	0.00058	○	0.00012	○	0.000056	○	0.00083	○
2022 (R4)	0.00045	○	0.00010	○	0.000052	○	0.00068	○
2023 (R5)	0.00071	○	0.00022	○	0.000057	○	0.0010	○

※ 環境基準：ベンゼン : 1年平均値が0.003mg/m³以下であること。

トリクロロエチレン : 1年平均値が0.13mg/m³以下であること。

テトラクロロエチレン : 1年平均値が0.2mg/m³以下であること。

ジクロロメタン : 1年平均値が0.15mg/m³以下であること。

有害大気汚染物質濃度の年平均値の推移を見ると、4物質とも低い水準でほぼ横ばい傾向にあります。

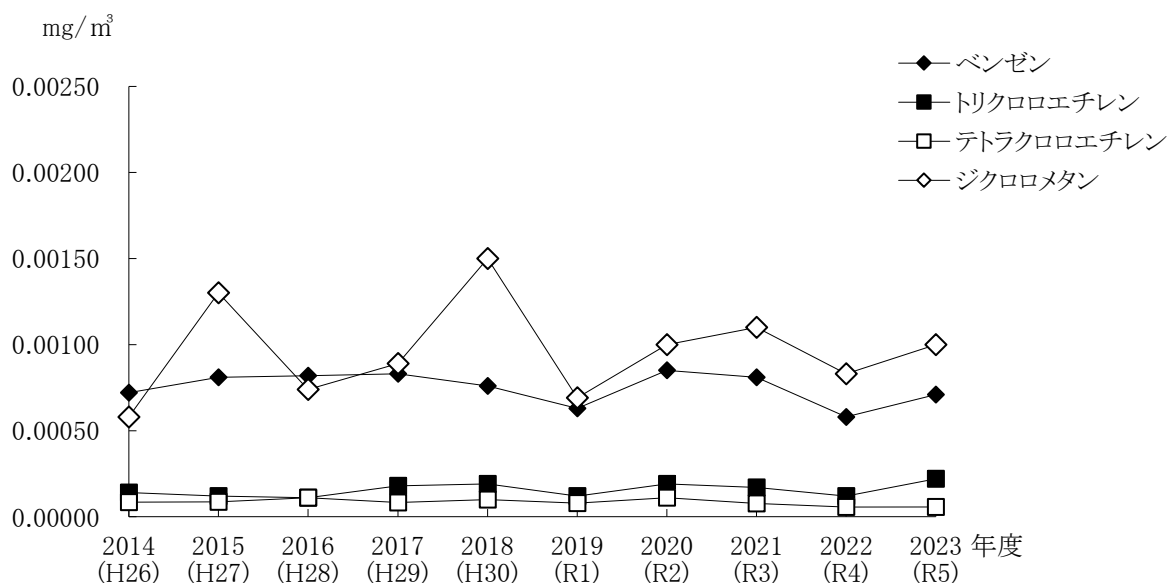


図2-1-11 有害大気汚染物質濃度の年平均値の推移

10. 酸性雨

酸性雨は、工場や自動車から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質が取り込まれ、強い酸性を示すようになった雨のことをいいます。

酸性雨は、森林の衰退や湖沼の酸性化による生態系への影響のほか、酸性度の高いものは、皮膚への刺激など人体に対する影響もあるといわれています。

本市では酸性雨の状況を把握するため、1996（平成8）年度より幡谷測定局において測定を行っています。

酸性の強さ（酸性度）を示す尺度としては、0～14までの数値で表すpH（水素イオン濃度）が用いられています。

pH 7が中性でこれより低いと酸性、高いとアルカリ性となり、pHの値が小さいほど酸性が強いことを示します。

一般に雨水はごく自然の状態で、pH 5.6～5.7程度の値でやや酸性になっています。通常、pH 5.6以下の雨を酸性雨と呼んでいます。

表2-1-26 酸性雨測定結果の推移（年間値）

幡谷測定局		2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
年平均値 (p H)		4.8	4.3	4.4	4.9	4.9	5.0	5.2	4.8	－	5.2
降水量 (mm)		1,250.5	1,553.5	1,864.5	1,725.0	1,461.0	1693.0	1422.0	－	－	－
一降雨 平均値 (p H)	最高値	6.8	5.9	6.1	6.5	6.7	7.4	6.7	6.3	－	8.3
	最低値	3.8	3.0	3.3	3.7	4.1	4.1	4.2	4.3	－	3.5
瞬時値 (p H)	最高値	8.5	7.4	7.4	8.1	8.3	10.7	10.7	8.0	－	10.1
	最低値	3.4	2.5	3.0	3.6	3.3	3.8	3.0	3.6	－	2.7

※ 酸性雨計の故障により令和3年7月から令和5年7月までのデータが欠測。令和3年度及び令和5年度の計測できたデータで算出。年度途中のため年間降水量の算出不可。

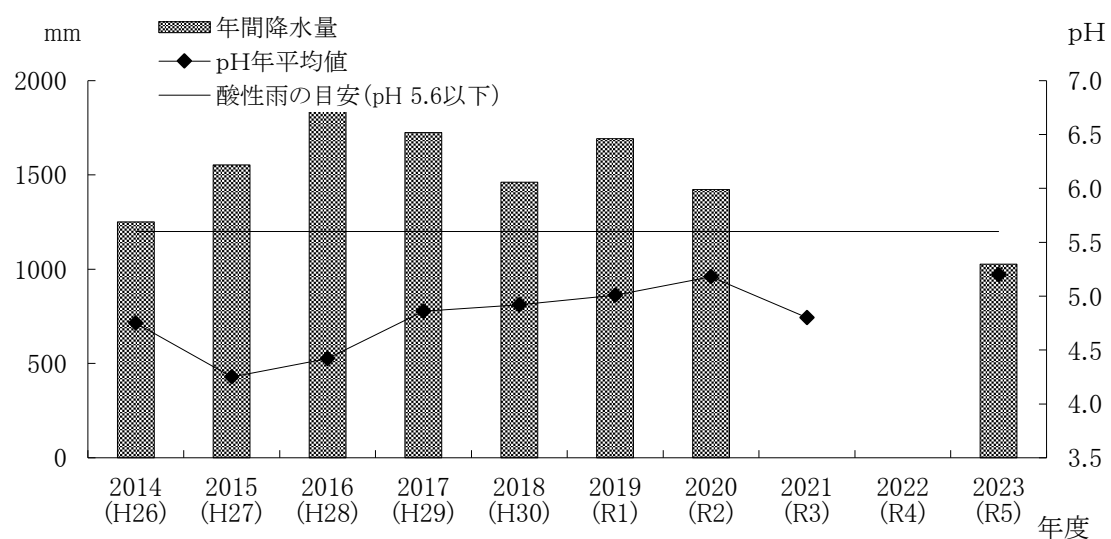


図2-1-12 年間降水量と酸性度の推移

※ 酸性雨計の故障により令和3年7月から令和5年7月までのデータが欠測。令和3年度及び令和5年度の計測できたデータで算出。年度途中のため年間降水量の算出不可。

1 1. 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

微小粒子状物質（PM_{2.5}）とは、粒径2.5 μ m以下の粒子状物質のことで、肺の奥深くまで入りやすいことから、人の健康に影響を及ぼすことが懸念されています。主な発生源として、物の破碎や燃焼等に伴い発生する場合のほか、ガス状で排出されたものが、大気中での化学反応により生成された場合等があります。

2009（平成21）年9月に環境省がPM_{2.5}の環境基準を設定し、2011（平成23）年度から千葉県でもPM_{2.5}の測定器を導入し、測定を開始しています。

市内では、加良部測定局が2012（平成24）年2月、花崎（自）測定局が2013（平成25）年2月、奈土測定局が2019（令和元）年度3月から測定を開始しております。

表2-1-27 微小粒子状物質測定実績と環境基準との比較 （単位： μ g/ m^3 ）

測定局	年度	長期基準		短期基準	
		年平均値	環境基準との比較	日平均値の98%値	環境基準との比較
加良部	2014 (H26)	12.9	○	34.1	○
	2015 (H27)	11.4	○	30.8	○
	2016 (H28)	10.6	○	26.0	○
	2017 (H29)	10.6	○	25.8	○
	2018 (H30)	10.7	○	28.1	○
	2019 (R1)	6.9	—	12.7	—
	2020 (R2)	8.2	○	22.0	○
	2021 (R3)	7.2	○	17.1	○
	2022 (R4)	8.2	○	18.3	○
	2023 (R5)	8.1	○	19.4	○
花崎 (自)	2014 (H26)	13.6	○	35.4	×
	2015 (H27)	13.5	○	32.6	○
	2016 (H28)	12.5	○	29.3	○
	2017 (H29)	11.8	○	28.0	○
	2018 (H30)	12.1	○	28.8	○
	2019 (R1)	10.2	○	22.8	○
	2020 (R2)	9.3	○	24.3	○
	2021 (R3)	7.9	○	18.3	○
	2022 (R4)	8.6	○	19.6	○
	2023 (R5)	8.1	○	19.4	○
奈土	2019 (R1)	7.2	—	14.0	—
	2020 (R2)	7.9	○	20.6	○
	2021 (R3)	6.7	○	16.1	○
	2022 (R4)	7.7	○	17.2	○
	2023 (R5)	7.3	○	19.4	○

※ （自）は自動車排出ガス測定局

※ 環境基準：1年平均値が15 μ g/ m^3 以下であり、かつ、1日平均値が35 μ g/ m^3 以下であること。

※ 年間有効測定日数250日以上の測定局が有効測定局として扱われる。2019（令和元）年度の加良部測定局、奈土測定局は、年間有効測定日数250日未満であり測定結果を環境基準値と比較することは

不適當であるため、環境基準との比較はしない。

PM2.5が高濃度になるおそれがあると判断される場合、「PM2.5高濃度時の注意喚起に関する千葉県の考え方」に基づき、緊急時対策として千葉県から注意喚起が発令されます。注意喚起が発令されると、本市は防災行政無線・なりたメール配信サービスを通じて広報するほか、図書館などで館内放送をしたり、民間店舗にて看板を掲げて市民へお知らせします。

表2-1-28 PM2.5注意喚起の基準

午前5時、6時、7時の1時間値の各測定局の平均値の地域内の中央値	85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過
午前5時から12時の各測定局の平均値の地域内の最大値	80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過

※ 2023（令和5）年度の注意喚起の発令はありませんでした。

表2-1-29 PM2.5注意喚起の発令日数の年度別推移

年度		2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
地域	県北部・中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	九十九里・南房総	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 県北部・中央地域：野田市、松戸市、柏市、流山市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、千葉市、佐倉市、四街道市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市、我孫子市、印西市、白井市、成田市、富里市、銚子市、香取市、栄町、酒々井町、神崎町、芝山町、東庄町

第2章 水 質 汚 濁

1. 概 要

本市は、北部に利根川、西部に印旛沼を有し、両水域とも多方面に使用されている貴重な水源となっています。この水源には、市民と密接な関係のある根木名川、取香川、小橋川、荒海川、十日川、竜台川、尾羽根川、江川、大須賀川、下田川、天昌寺川、境川、浄向川等が流れ込んでいます。印旛沼は閉鎖性水域であり、水の流れがほとんどなく汚濁物質が蓄積されているため、県の各関係機関及び関係市町により印旛沼の浄化を推進しています。

このような水質汚濁の発生源として、工場・事業場の排水による産業系、一般家庭からの排水などの生活系及び山林・農地などの面源系が存在します。

水質汚濁防止法では、特定施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される産業系排水に対して全国一律の排水基準が定められていますが、この全国一律の排水基準によって環境基準を達成することが困難な場合には、都道府県条例により、それぞれの水域の状況に応じて全国一律の排水基準より厳しい基準(上乘せ基準)を設定できるものとされています。千葉県においても、全水域を対象として、放流水域別、業種別、排水量別、新設・既設別に上乘せ基準を定めることで、工場・事業場等からの産業系排水による水質汚濁の防止が図られています。

本市では、一般家庭等からの生活系排水については、水質汚濁防止法に基づき成田市生活排水対策推進計画を定め、下水道・農業集落排水処理施設の利用や、合併処理浄化槽の設置を促進することにより、水質汚濁の防止を図っています。

また、農地等からの面源系排水については、田畑に必要以上の施肥を行わないことなどが、水質汚濁の防止に効果的であると考えられています。

(1) 生活排水対策推進計画

①計画策定の経緯

水質汚濁防止法により、都道府県知事は、水質環境基準が確保されていない公共用水域等において生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該水域の水質の汚濁に関係がある地域を「生活排水対策重点地域」として指定しなければならないと規定されています。重点地域に指定された市町村は、生活排水対策の実施を推進するための「生活排水対策推進計画」を定める必要があります。

本市を含む印旛沼流域等7市町が1993（平成5）年3月に生活排水対策重点地域に指定されたことを受けて、本市では1994（平成6）年3月に「成田市生活排水対策推進計画」を策定し、生活排水対策を推進してきました。この計画に沿い、公共下水道の計画的な整備や、合併処理浄化槽設置の際の補助金交付などの普及促進策、市民への啓発活動などに取り組んできたところであり、生活排水を適正に処理してから放流する人口の割合（生活排水処理率）については、61.5%（1992（平成4）年度、下総町、大栄町と合併前の成田市）から、91.5%（2020（令和2）年度末）まで高まりました。

②計画の概要

本計画では、きれいな水環境を取り戻すため、主に生活排水処理施設の整備に関する「水環境にやさしいまちづくりをする」及び、主に生活排水対策に係る啓発に関する「水環境にやさしいひとづくりをする」の2つを基本方針としています。

③計画の目標等

基準年度：2020（令和2）年度 目標年度：2033（令和15）年度

し尿及び生活雑排水を適正に処理している生活排水処理人口の目標：98.0%以上

生活排水による汚濁負荷量削減目標：BOD 55.9%削減 COD 37.8%削減

全窒素 6.2%削減 全りん 5.9%削減

④計画の進捗状況

本計画における目標に係る指標のうち、生活排水に係る BOD 汚濁負荷量の推計値と生活排水処理率の推移を以下に示します。

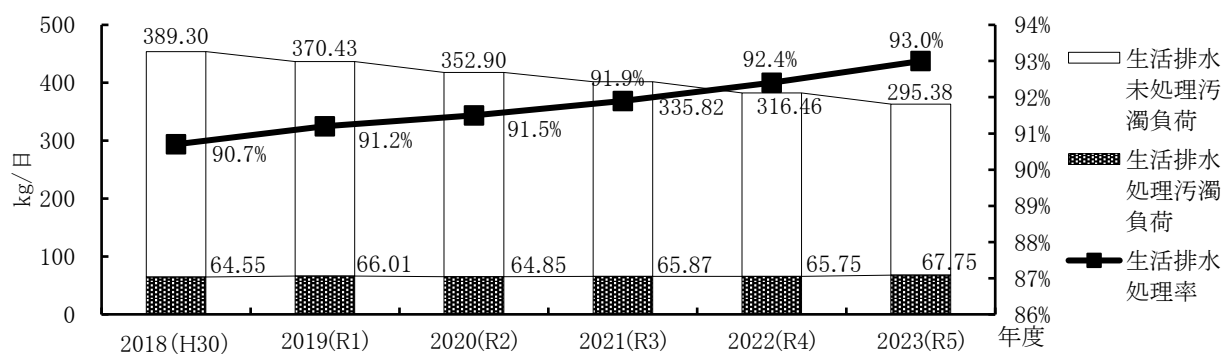


図 2-2-1 生活排水に係る BOD 汚濁負荷量と生活排水処理率の推移

(2) 環境基準

環境基本法に基づき、河川、湖沼、海域などの公共の水域を保全するため、「人の健康の保護に関する環境基準」と、「生活環境の保全に関する環境基準」の2種類が設けられています。

「人の健康の保護に関する環境基準」は、対象物質、基準値の見直し等が行われ、現在は 27 物質について定められています。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、公共用水域ごとに基準が設定されています。本市の河川では、利根川、大須賀川が A 類型、根木名川が B 類型(表 2-2-2 ①ア)、湖沼では印旛沼が A 類型(表 2-2-2 ②ア)とⅢ類型(表 2-2-2 ②イ)に設定されています。また、水生生物を保全する観点から、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩[LAS]が環境基準項目として水質目標値が定められ、2011（平成 23）年 12 月に河川では利根川、大須賀川、根木名川が生物 B 類型(表 2-2-2 ①イ)、湖沼では印旛沼が生物 B 類型(表 2-2-2 ②ウ)に指定されました。

表 2-2-1 人の健康の保護に関する環境基準（抜粋）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下		

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、国の告示において定められた測定方法により測定した結果が、当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格（日本工業規格 K0102）43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(注) 1. 「六価クロム」は、2021（令和 3）年 10 月 7 日に「地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件」（令和 3 年 10 月環境省告示 63 号）により基準値が 0.05mg/L から 0.02mg/L に改正。

表 2-2-2 生活環境の保全に関する環境基準（抜粋）

①河川（湖沼を除く）

ア

類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	
A	水道 2 級、水産 1 級及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	利根川 大須賀川
B	水道 3 級、水産 2 級、及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下	根木名川
C	水産 3 級、工業用水 1 級、及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水 2 級、農業用水、及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—	

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
4. 水道 1 級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
5. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。
6. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
7. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注） 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等、 β —中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩[LAS]	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	利根川 大須賀川 根木名川
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

備考

1. 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

②湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

ア

類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道 1 級、水産 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	
A	水道 2 級、3 級、水産 2 級及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	印旛沼
B	水産 3 級、工業用水 1 級、農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
C	工業用水 2 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—	

備考

1. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
2. 水道 1 級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
3. 水道 3 級を利用目的としている測定点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100mL 以下とする。
4. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
5. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注） 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の
水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の
水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全リン	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	
Ⅱ	水道1級、2級、3級（特殊なものを除く）、水産1種及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	印旛沼
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	

備考

1. 基準値は年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものを言う。）
3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩[LAS]	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	印旛沼
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	

エ

類型	水生生物が生息・再生産する場状況の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上	
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

2. 河川の状況

本市では、河川の汚濁状況を把握するため、一般河川のpH、DO、BOD、SS、大腸菌数等の生活環境項目の水質調査を市内18か所において、合わせてカドミウム、シアン等の健康項目の調査も市内18か所において毎年実施し、河川の底質調査については、健康項目の調査を市内7か所において実施しています。更に、工業団地等からの流入する公共水域の水質調査として、生活環境項目の調査を市内7か所において、健康項目の調査については、市内5か所において実施し、底質調査については、健康項目の調査を市内4か所において実施しています。（詳細は次ページの表 2-2-3 市内主要河川水質・底質調査一覧表により）

また千葉県においても、印旛沼、根木名川、利根川の調査を実施し、河川の汚濁状況の監視をしています。

2023（令和5）年度の調査結果では、汚れの指標であるBODは10地点（吾妻橋・宝田小橋・新妻橋・新川水門・柴田橋・馬洗橋・大日向橋・野毛平工業団地下・大栄工業団地下・東総有料道路下）で、大腸菌数は13地点（川栗下・吾妻橋・宝田小橋・水掛橋・向橋・柴田橋・馬洗橋・津富浦下橋・高岡排水機場・大日向橋・野毛平工業団地下・大栄工業団地下・東総有料道路下）で、DO（溶存酸素）は3地点（津富浦排水路・大栄工業団地下・東総有料道路下）で環境基準を達成していませんでした。

また、健康項目については、河川水、河川底質ともに問題となる値は認められませんでした。

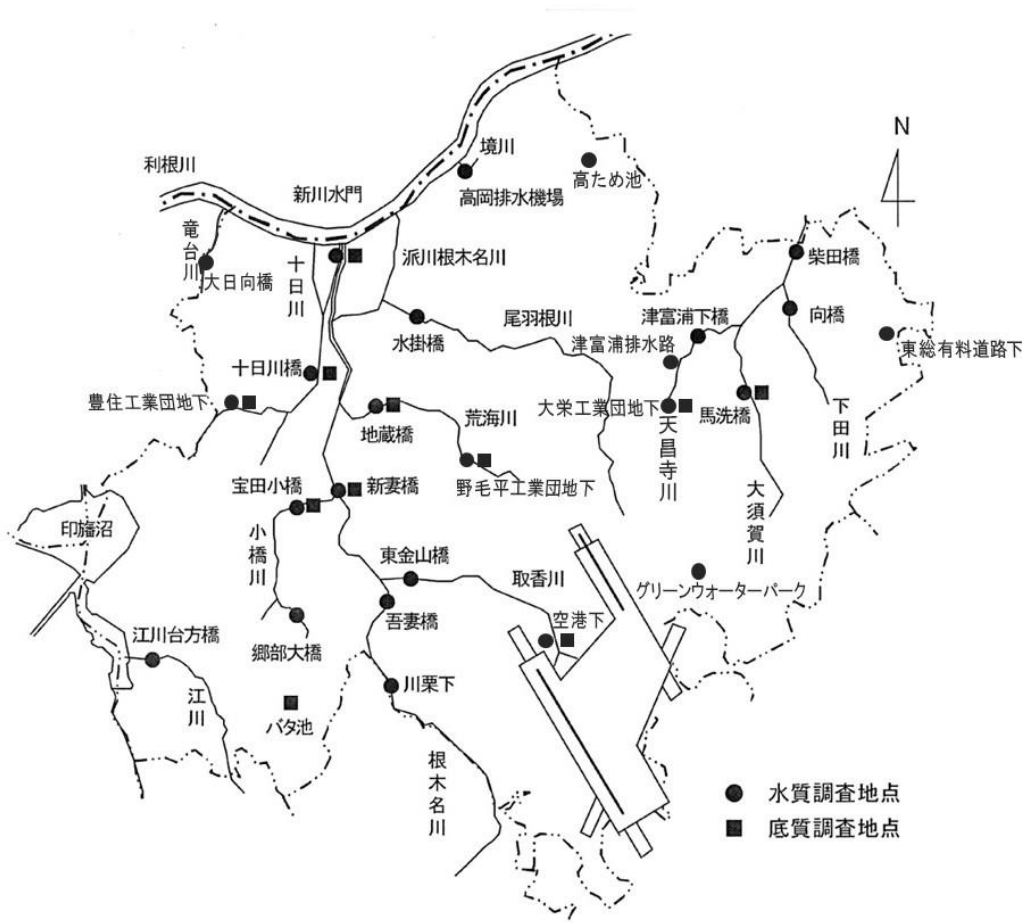


図 2-2-2 水質・底質調査地点図

表 2-2-3 市内主要河川水質・底質調査一覧表

No.	調査対象	地点名	河川名	水質調査		底質調査
				一般項目	健康項目	
1	一般河川	川栗下	根木名川	○	○	
2	一般河川	吾妻橋	根木名川	○	○	
3	一般河川	東金山橋	取香川	○	○	
4	一般河川	宝田小橋	小橋川	○	○	□
5	一般河川	新妻橋	根木名川	○	○	□
6	一般河川	地藏橋	荒海川	○	○	□
7	一般河川	水掛橋	尾羽根川	○	○	
8	一般河川	新川水門	根木名川	○	○	□
9	一般河川	十日川橋	十日川	○	○	□
10	一般河川	郷部大橋	小橋川	○	○	
11	一般河川	江川台方橋	江川	○	○	
12	一般河川	大日向橋	竜台川	○	○	
13	一般河川	向橋	下田川	○	○	
14	一般河川	柴田橋	大須賀川	○	○	
15	一般河川	馬洗橋	大須賀川	○	○	□
16	一般河川	津富浦下橋	天昌寺川	○	○	
17	一般河川	高岡排水機場	境川	○	○	
18	一般河川	高ため池	浄向川	○	○	
19	一般河川	バタ池	小橋川			□
20	工業団地	野毛平工業団地下	荒海川	○	○	□
21	工業団地	豊住工業団地下	長津川	○	○	□
22	工業団地	空港下	取香川	○	○	□
23	工業団地	津富浦排水路	天昌寺川	○	○	
24	工業団地	大栄工業団地下	天昌寺川	○	○	□
25	工業団地	東総有料道路下	栗山川流域水路	○		
26	工業団地	グリーンウォーターパーク	尾羽川	○		

※大日向橋、向橋、柴田橋、馬洗橋、津富浦下橋、津富浦排水路、大栄工業団地下、東総有料道路下は河川A類型で評価し、その他は、河川B類型で評価した。

※大腸菌群数の見直しの背景 ～2022（令和4）年4月1日「環境基準の改正」より～
 1970（昭和45）年4月に「水質汚濁に係る環境基準」が閣議決定され、同年5月に生活環境項目環境基準として大腸菌群数が追加されました。当時の培養技術では大腸菌のみを簡単に検出する技術はありませんでした。大腸菌群数については、その測定値にふん便汚染のない水や土壌等に分布する自然由来の細菌も含んだ値が検出され、実際に、水環境中において大腸菌群が多く検出されても大腸菌が検出されない場合もあり、大腸菌群数がふん便汚染を的確に捉えていない状況が見られました。今日では、簡便な大腸菌の培養技術が確立されていることから、2021（令和3）年7月の中央審議会の答申を踏まえ、よりの確にふん便汚染を捉えることが出来る指標として2022（令和4）年4月に大腸菌数へ見直されました。

表 2-2-4 市内主要河川の年平均値の推移（生活環境項目）：1 （単位：mg/L（pHは除く））

項目	測定地点	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
pH	川栗下（根木名川）	7.9	7.9	7.9	7.8	7.8	7.8	7.9	7.8	8.0	7.9
	吾妻橋（根木名川）	8.0	8.0	8.0	7.8	7.8	7.8	7.9	7.8	7.8	7.6
	東金山橋（取香川）	8.1	8.0	8.0	7.9	8.0	8.1	8.0	8.0	8.0	8.0
	宝田小橋（小橋川）	7.7	7.7	7.7	7.8	7.7	7.7	7.8	7.6	7.6	7.7
	新妻橋（根木名川）	7.8	7.9	8.0	7.8	7.8	7.8	8.0	7.8	7.8	7.7
	地藏橋（荒海川）	7.9	8.0	7.8	7.8	7.7	7.7	8.0	7.8	8.0	7.9
	水掛橋（尾羽根川）	7.9	7.9	7.9	7.8	7.7	7.8	7.9	8.0	8.0	8.0
	新川水門（根木名川）	7.7	7.8	8.0	7.7	7.8	7.7	7.9	7.9	8.1	7.8
	十日川橋（十日川）	7.7	7.7	7.9	7.8	7.7	7.8	7.9	7.7	8.0	7.9
	郷部大橋（小橋川）	8.1	8.1	8.1	8.0	8.0	8.2	8.2	8.1	8.2	8.1
	江川台方橋（江川）	7.8	7.7	7.8	7.8	7.8	7.9	8.0	7.9	8.0	8.0
	大日向橋（竜台川）	—	—	—	7.3	7.3	7.5	7.8	7.6	7.6	7.8
	向橋（下田川）	7.4	7.6	7.7	7.7	7.6	7.6	7.7	7.6	7.9	7.8
	柴田橋（大須賀川）	7.6	7.8	7.8	7.8	7.6	7.7	7.8	7.7	7.9	7.7
	馬洗橋（大須賀川）	7.7	7.8	7.9	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.9	7.8
	津富浦下橋（天昌寺川）	7.7	7.9	7.9	7.9	7.8	7.8	7.9	7.8	8.0	8.0
	高岡排水機場（境川）	7.8	8.0	7.9	7.7	7.6	7.7	7.8	7.9	7.9	7.9
	高ため池	7.1	7.2	7.5	7.4	7.1	7.4	7.5	7.5	7.7	7.8
	野毛平工業団地下	7.9	7.8	8.0	7.5	7.5	7.4	7.8	7.5	7.9	8.2
	豊住工業団地下	7.5	7.6	7.8	7.9	7.6	7.7	7.6	7.5	8.5	8.3
	空港下	8.2	8.2	8.2	8.5	8.7	8.0	8.3	7.8	8.3	8.4
	津富浦排水路	7.6	7.8	7.9	8.0	7.7	7.6	8.0	7.6	8.0	8.4
	大栄工業団地下	7.7	7.8	8.3	9.4	9.2	7.2	7.8	7.6	8.0	8.1
	東総有料道路下	7.0	7.3	7.4	7.5	7.2	7.9	7.5	7.1	7.5	7.8
	グリーンウォーターパーク	8.7	9.1	9.3	9.9	9.7	9.7	8.6	8.1	8.6	8.4
DO	川栗下（根木名川）	9.0	9.1	9.3	9.0	9.5	9.4	9.4	9.4	9.4	9.8
	吾妻橋（根木名川）	8.9	9.2	8.9	9.1	9.6	9.5	9.2	8.9	9.3	9.0
	東金山橋（取香川）	10	10	9.2	10	10	10	9.6	10	9.0	9.6
	宝田小橋（小橋川）	6.7	6.9	7.6	7.4	7.8	6.9	6.0	6.5	7.1	8.3
	新妻橋（根木名川）	8.1	8.4	8.7	8.4	9.1	8.4	8.5	8.5	8.4	8.2
	地藏橋（荒海川）	9.4	9.5	9.1	9.2	9.0	8.6	8.8	8.5	10	9.9
	水掛橋（尾羽根川）	10	10	10	9.9	10	10	10	11	11	11
	新川水門（根木名川）	9.3	8.9	10	9.6	10	8.9	9.2	9.8	11	10
	十日川橋（十日川）	7.7	7.7	7.8	8.3	8.2	7.8	8.5	7.5	9.4	7.8
	郷部大橋（小橋川）	9.7	10	9.3	9.2	9.8	10	9.2	9.5	9.3	9.6
	江川台方橋（江川）	9.1	9.2	8.7	8.8	9.5	9.8	8.4	8.8	9.2	9.0
	大日向橋（竜台川）	—	—	—	7.2	8.5	8.1	7.9	7.7	7.4	8.3
	向橋（下田川）	8.5	8.7	9.5	9.7	9.8	9.6	9.8	9.6	9.8	10
	柴田橋（大須賀川）	8.6	8.7	8.8	8.1	8.8	8.6	8.5	8.5	8.3	8.3
	馬洗橋（大須賀川）	9.1	9.0	9.3	9.0	9.6	9.0	9.2	9.2	8.2	8.9
	津富浦下橋（天昌寺川）	9.1	10	9.4	9.9	9.2	9.4	9.5	9.7	9.8	9.5
	高岡排水機場（境川）	10	10	11	9.9	10	9.7	9.7	10	9.4	10
	高ため池	4.1	4.4	6.6	5.9	5.7	4.8	6.1	5.3	6.4	8.3
	野毛平工業団地下	8.8	8.1	8.6	8.1	8.0	3.6	8.2	8.0	9.8	5.7
	豊住工業団地下	7.7	7.9	6.3	8.5	7.7	8.4	7.3	7.6	8.3	7.7
	空港下	9.6	9.6	9.3	9.3	12	8.9	9.0	7.8	9.3	8.8
	津富浦排水路	7.9	6.5	10	7.0	7.2	8.0	6.9	7.3	9.1	5.9
	大栄工業団地下	8.5	6.6	7.9	8.6	8.9	7.7	7.6	7.9	7.2	7.4
	東総有料道路下	6.6	6.7	6.1	5.7	6.1	6.4	6.8	6.2	6.4	6.2
	グリーンウォーターパーク	13	13	15	11	15	16	13	10	16	15

表 2-2-4 市内主要河川の年平均値の推移（生活環境項目）：2

（単位：mg/L）

項目	測定地点	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
B O D	川栗下（根木名川）	2.7	2.2	2.3	2.2	2.1	1.5	0.8	1.3	1.2	1.4
	吾妻橋（根木名川）	5.1	5.5	5.5	6.2	5.2	5.5	5.2	6.3	8.6	8.7
	東金山橋（取香川）	1.6	3.8	1.7	1.6	1.4	0.9	1.1	1.2	1.4	1.1
	宝田小橋（小橋川）	8.6	8.5	8.6	8.8	9.7	14	11	14	21	8.5
	新妻橋（根木名川）	5.4	5.5	5.6	7.0	6.1	5.7	7.5	6.3	13	5.9
	地藏橋（荒海川）	1.7	1.6	2.1	1.7	2.1	1.9	1.2	1.9	1.3	1.6
	水掛橋（尾羽根川）	1.8	1.5	1.6	1.5	1.9	1.6	1.4	1.2	1.2	1.5
	新川水門（根木名川）	3.5	2.8	4.3	4.5	4.0	3.2	4.1	4.1	2.1	3.2
	十日川橋（十日川）	2.3	2.8	3.2	2.9	3.1	2.9	1.8	1.8	2.5	2.4
	郷部大橋（小橋川）	1.6	1.1	1.7	1.1	1.3	1.0	0.8	1.0	1.3	0.9
	江川台方橋（江川）	2.1	2.2	2.7	2.3	2.2	1.4	1.1	1.4	1.4	1.6
	大日向橋（竜台川）	—	—	—	2.4	2.3	2.4	3.3	2.6	2.5	2.5
	向橋（下田川）	2.5	2.0	2.8	1.5	1.7	1.6	1.1	1.3	1.4	1.2
	柴田橋（大須賀川）	3.5	3.6	4.8	3.9	4.7	2.7	3.3	4.0	6.0	6.1
	馬洗橋（大須賀川）	3.6	4.7	2.6	2.1	1.9	2.3	1.7	1.9	3.2	3.5
	津富浦下橋（天昌寺川）	1.8	1.3	1.4	1.2	1.4	1.1	0.4	0.8	0.9	1.2
	高岡排水機場（境川）	3.2	2.8	2.5	3.2	2.7	2.1	2.0	2.0	2.8	2.1
	高ため池	2.5	2.4	2.7	1.9	2.0	1.8	1.9	1.7	3.8	2.6
	野毛平工業団地下	1.7	1.8	1.2	1.1	1.7	13	0.9	1.9	1.6	12
	豊住工業団地下	2.1	2.0	4.5	1.5	2.1	2.0	1.9	2.0	1.9	2.6
	空港下	2.2	1.1	1.3	1.2	1.0	2.5	0.8	1.9	1.5	2.5
	津富浦排水路	1.9	1.9	1.7	1.1	1.2	1.0	0.9	1.5	1.9	1.6
	大栄工業団地下	2.1	7.4	3.6	4.3	3.4	4.1	2.5	5.7	1.5	8.9
	東総有料道路下	3.0	3.1	7.7	6.4	6.2	3.2	2.8	3.8	3.5	2.8
	グリーンウォーターパーク	5.8	3.7	4.3	4.0	6.7	4.5	3.2	2.1	4.7	4.0
C O D	川栗下（根木名川）	4.7	4.5	4.5	4.2	4.7	4.3	3.1	3.7	3.5	3.0
	吾妻橋（根木名川）	7.6	7.2	7.4	7.7	7.4	9.3	8.1	7.2	9.7	9.5
	東金山橋（取香川）	4.1	5.9	4.4	4.4	4.4	3.8	3.5	3.8	3.9	3.3
	宝田小橋（小橋川）	15	14	14	14	16	20	28	15	24	18
	新妻橋（根木名川）	7.4	7.7	7.4	7.4	8.0	9.3	7.4	5.9	7.4	9.2
	地藏橋（荒海川）	5.3	5.2	6.1	5.7	6.2	5.2	4.4	5.8	4.8	5.8
	水掛橋（尾羽根川）	4.8	4.6	4.7	5.1	5.8	4.9	4.4	4.3	4.0	4.8
	新川水門（根木名川）	5.6	5.8	7.4	6.8	6.8	5.2	5.2	5.1	4.1	5.7
	十日川橋（十日川）	7.3	7.7	7.7	8.2	8.6	7.6	6.4	6.6	7.0	6.8
	郷部大橋（小橋川）	3.4	2.9	3.2	3.1	3.4	3.1	2.7	3.0	3.0	3.0
	江川台方橋（江川）	4.7	4.6	5.5	5.4	5.1	4.2	3.9	4.0	3.8	5.5
	大日向橋（竜台川）	—	—	—	6.6	6.6	6.1	6.4	6.1	6.1	6.6
	向橋（下田川）	4.7	4.7	5.0	3.9	4.7	4.8	3.6	3.9	4.2	3.1
	柴田橋（大須賀川）	5.1	7.3	7.8	6.8	9.2	5.8	5.6	7.0	6.2	6.9
	馬洗橋（大須賀川）	4.4	8.6	5.5	4.7	4.9	4.5	4.1	4.1	4.6	4.4
	津富浦下橋（天昌寺川）	4.0	4.0	4.3	3.7	5.7	4.1	3.5	3.6	3.8	3.5
	高岡排水機場（境川）	5.3	6.0	5.7	6.3	5.6	5.0	4.2	4.8	5.4	5.3
	高ため池	14	9.0	9.9	8.1	8.2	7.0	7.1	8.6	10	7.9
	野毛平工業団地下	4.5	4.8	5.5	4.7	4.7	17	3.2	5.5	4.1	6.1
	豊住工業団地下	6.2	6.9	8.3	5.8	7.3	6.2	6.7	6.7	5.4	5.7
	空港下	4.3	3.3	2.9	3.9	3.8	5.2	2.0	3.5	2.8	2.0
	津富浦排水路	9.3	10	7.9	7.8	7.3	8.3	6.7	7.5	7.4	7.0
	大栄工業団地下	5.4	9.1	10	8.0	8.2	4.6	5.2	9.5	7.6	6.9
	東総有料道路下	5.6	4.9	8.6	8.8	6.6	6.7	3.9	5.6	4.2	3.2
	グリーンウォーターパーク	12	11	16	14	21	17	6.8	4.6	5.6	13

表 2-2-4 市内主要河川の年平均値の推移（生活環境項目）：3

(単位：大腸菌群数は MPN/100mL、大腸菌数は CFU/100mL、その他は mg/L)

項目	測定地点	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
S S	川栗下（根木名川）	6	7	3	4	<1	11	10	11	7	5
	吾妻橋（根木名川）	6	5	5	8	5	7	8	8	7	7
	東金山橋（取香川）	4	3	3	4	4	6	10	7	9	5
	宝田小橋（小橋川）	8	5	5	9	4	6	10	8	6	12
	新妻橋（根木名川）	5	5	6	4	5	7	10	12	8	18
	地蔵橋（荒海川）	9	7	12	5	4	10	14	17	14	23
	水掛橋（尾羽根川）	8	7	9	7	5	13	16	12	13	12
	新川水門（根木名川）	14	10	14	7	8	10	16	12	8	9
	十日川橋（十日川）	20	17	15	15	8	16	19	18	19	21
	郷部大橋（小橋川）	3	2	2	1	3	6	8	7	7	10
	江川台方橋（江川）	7	9	7	6	4	7	13	9	7	14
	大日向橋（竜台川）	—	—	—	12	12	22	21	20	20	23
	向橋（下田川）	5	5	3	2	2	7	8	7	7	4
	柴田橋（大須賀川）	9	11	12	7	5	14	17	18	12	16
	馬洗橋（大須賀川）	10	17	13	5	7	16	20	12	14	20
	津富浦下橋（天昌寺川）	5	3	1	2	3	7	8	8	10	11
	高岡排水機場（境川）	9	10	8	12	4	18	15	15	27	21
	高ため池	12	10	8	4	3	7	8	7	9	10
	野毛平工業団地下	5	10	2	2	<1	15	8	11	8	16
	豊住工業団地下	3	11	7	5	1	16	21	19	12	14
	空港下	1	<1	<1	3	<1	12	5	7	3	2
	津富浦排水路	22	26	8	3	<1	27	29	29	27	13
	大栄工業団地下	3	6	<1	5	1	6	16	8	3	7
	東総有料道路下	2	6	2	7	<1	6	9	8	6	8
	グリーンウォーターパーク	32	17	30	24	22	31	20	9	14	34
大腸 菌数 2022 (R4) から ※大腸 菌群数 2021 (R3) まで	川栗下（根木名川）	76000	36000	78000	64000	59000	14000	24000	1300	910	1760
	吾妻橋（根木名川）	17000	35000	39000	36000	42000	32000	17000	3700	680	1790
	東金山橋（取香川）	9200	5400	9700	15000	18000	8600	4400	3100	920	590
	宝田小橋（小橋川）	11000	28000	19000	14000	21000	12000	20000	11000	1200	1300
	新妻橋（根木名川）	32000	26000	73000	24000	58000	9000	33000	5100	780	710
	地蔵橋（荒海川）	9300	13000	28000	46000	88000	14000	7000	3700	250	290
	水掛橋（尾羽根川）	14000	18000	30000	42000	40000	9000	6800	2200	680	1030
	新川水門（根木名川）	6500	36000	17000	11000	20000	30000	12000	3400	50	180
	十日川橋（十日川）	19000	29000	22000	21000	72000	13000	87000	6700	110	120
	郷部大橋（小橋川）	12000	16000	14000	11000	33000	27000	13000	2900	410	730
	江川台方橋（江川）	11000	22000	19000	28000	44000	3000	50000	3700	630	270
	大日向橋（竜台川）	—	—	—	81000	100000	10000	13000	15000	330	640
	向橋（下田川）	47000	27000	41000	25000	79000	20000	11000	6400	2300	400
	柴田橋（大須賀川）	40000	90000	96000	35000	300000	30000	26000	8100	2000	23000
	馬洗橋（大須賀川）	25000	21000	18000	28000	29000	6700	1300	2600	3700	14100
	津富浦下橋（天昌寺川）	14000	17000	12000	8800	34000	3000	4400	580	640	370
	高岡排水機場（境川）	45000	67000	43000	66000	100000	30000	73000	8300	1500	1600
	高ため池	49000	15000	23000	20000	25000	4900	1800	1600	48	91
	野毛平工業団地下	13000	33000	7900	49000	130000	340000	11000	17000	380	1800
	豊住工業団地下	7900	79000	13000	13000	240000	4600	33000	2600	140	940
	空港下	3300	13000	1300	7900	13000	11000	1100	790	60	340
	津富浦排水路	13000	79000	4900	13000	33000	3300	2100	1100	220	260
	大栄工業団地下	33000	240000	13000	49000	33000	9400	70000	4900	67	390
	東総有料道路下	79000	79000	13000	790000	240000	27000	7000	49000	120000	1400
	グリーンウォーターパーク	4900	7900	3300	33	1300	460	330	700	7	3

※ 各年度 6 回の調査の平均値（野毛平工業団地下、豊住工業団地下、空港下、津富浦排水路、大栄工業団地下、東総有料道路下、グリーンウォーターパークは 1 回の値）。

表 2-2-5 測定結果と環境基準（生活環境項目）との比較（2023（令和 5）年度）

測定地点	p H	D O	B O D	S S	大腸菌数	測定地点	p H	D O	B O D	S S	大腸菌数
川 栗 下 (根木名川)	○	○	○	○	×	向 橋 (下田川)	○	○	○	○	×
吾 妻 橋 (根木名川)	○	○	×	○	×	柴 田 橋 (大須賀川)	○	○	×	○	×
東金山橋 (取香川)	○	○	○	○	○	馬 洗 橋 (大須賀川)	○	○	×	○	×
宝田小橋 (小橋川)	○	○	×	○	×	津富浦下橋 (天昌寺川)	○	○	○	○	×
新 妻 橋 (根木名川)	○	○	×	○	○	高岡排水機場 (境川)	○	○	○	○	×
地 蔵 橋 (荒海川)	○	○	○	○	○	野毛平工業団地下	○	○	×	○	×
水 掛 橋 (尾羽根川)	○	○	○	○	×	豊住工業団地下	○	○	○	○	○
新川水門 (根木名川)	○	○	×	○	○	空港下	○	○	○	○	○
十日川橋 (十日川)	○	○	○	○	○	津富浦排水路	○	×	○	○	○
郷部大橋 (小橋川)	○	○	○	○	○	大栄工業団地下	○	×	×	○	×
江川台方橋 (江川)	○	○	○	○	○	東総有料道路下	○	×	×	○	×
大日向橋 (竜台川)	○	○	×	○	×						

※ ○…環境基準を達成。 ×…環境基準を未達成。

大日向橋、向橋、柴田橋、馬洗橋、津富浦下橋、津富浦排水路、大栄工業団地下、東総有料道路下は河川 A 類型で評価し、その他は、河川 B 類型で評価した。

B O D の評価は、75% 値による。大腸菌数の評価は、90% 水質値による。

野毛平工業団地下、豊住工業団地下、空港下、津富浦排水路、大栄工業団地下、東総有料道路下は年 1 回の測定のため、1 回の値で評価した。

環境基準	p H	D O	B O D	S S	大腸菌数
河川 A 類型 (利根川) (大須賀川)	6.5 以上 8.5 以下	7.5mg/L 以上	2mg/L 以下	25mg/L 以下	300CFU/ 100mL 以下
河川 B 類型 (根木名川)	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以上	3mg/L 以下	25mg/L 以下	1,000CFU/ 100mL 以下

表 2-2-6 各測定地点における BOD の 75% 値 (2023 (令和 5) 年度) (mg/L)

測定地点	BOD (75% 値)
川栗下 (根木名川)	1.7
吾妻橋 (根木名川)	10
東金山橋 (取香川)	1.2
宝田小橋 (小橋川)	11
新妻橋 (根木名川)	8.7
地藏橋 (荒海川)	2.0
水掛橋 (尾羽根川)	1.6
新川水門 (根木名川)	3.7
十日川橋 (十日川)	2.8
郷部大橋 (小橋川)	1.0
江川台方橋 (江川)	1.8
大日向橋 (竜台川)	3.3
向橋 (下田川)	1.4
柴田橋 (大須賀川)	8.9
馬洗橋 (大須賀川)	4.1
津富浦下橋 (天昌寺川)	1.6
高岡排水機場 (境川)	2.8

表 2-2-7 各測定地点における大腸菌数の 90% 水質値 (2023 (令和 5) 年度)
(単位: CFU/100mL)

測定地点	大腸菌数 (90% 水質値)
川栗下 (根木名川)	4,100
吾妻橋 (根木名川)	3,200
東金山橋 (取香川)	1,200
宝田小橋 (小橋川)	4,100
新妻橋 (根木名川)	1,900
地藏橋 (荒海川)	470
水掛橋 (尾羽根川)	5,300
新川水門 (根木名川)	610
十日川橋 (十日川)	320
郷部大橋 (小橋川)	3,300
江川台方橋 (江川)	750
大日向橋 (竜台川)	2,100
向橋 (下田川)	700
柴田橋 (大須賀川)	120,000
馬洗橋 (大須賀川)	56,000
津富浦下橋 (天昌寺川)	920
高岡排水機場 (境川)	2,800

表 2-2-8 市内主要河川の年平均値の推移（富栄養化関連項目）：1

（単位：mg/L）

項目	測定地点	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
アンモニア性窒素	川栗下 (根木名川)	0.1	0.1	0.2	<0.1	0.1	0.1	<0.1	0.1	0.1	0.2
	吾妻橋 (根木名川)	7.1	7.1	6.8	6.7	8.2	6.9	6.5	5.7	7.7	9.0
	東金山橋 (取香川)	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	0.1	<0.1	0.1	<0.1	0.1
	宝田小橋 (小橋川)	28	27	25	24	29	24	25	24	28	14
	新妻橋 (根木名川)	6.5	6.2	6.3	6.2	6.3	6.0	5.2	3.6	6.3	5.0
	地藏橋 (荒海川)	0.1	0.1	<0.1	<0.1	0.1	0.1	<0.1	0.1	0.1	0.1
	水掛橋 (尾羽根川)	0.1	0.1	<0.1	0.1	<0.1	0.1	<0.1	0.1	0.1	0.1
	新川水門 (根木名川)	1.5	0.9	1.5	1.8	1.2	1.1	2.1	0.8	0.4	1.0
	十日川橋 (十日川)	0.2	0.6	0.9	0.4	0.4	0.7	0.2	0.2	0.2	0.3
	郷部大橋 (小橋川)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	0.1	0.1	<0.1
	江川台方橋 (江川)	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	0.1	<0.1	0.1	0.1	0.1
	大日向橋 (竜台川)	—	—	—	0.4	0.4	0.5	0.4	0.3	0.5	0.2
	向橋 (下田川)	0.2	0.3	0.6	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.2	0.1
	柴田橋 (大須賀川)	0.3	0.2	0.7	0.5	0.5	0.7	0.7	0.6	1.3	1.8
	馬洗橋 (大須賀川)	0.4	0.1	<0.1	0.2	<0.1	0.2	0.2	0.3	0.9	1.1
	津富浦下橋 (天昌寺川)	<0.1	<0.1	0.2	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	0.1	<0.1	<0.1
	高岡排水機場 (境川)	0.3	0.2	0.2	0.1	0.3	0.4	0.4	0.3	0.4	0.3
	高ため池	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.6	0.4
	野毛平工業団地下	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	<0.1
	豊住工業団地下	0.1	<0.1	0.2	<0.1	0.1	0.2	<0.1	0.1	<0.1	<0.1
	空港下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	0.3	<0.1	<0.1
	津富浦排水路	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	<0.1
	大栄工業団地下	0.3	<0.1	0.2	0.7	0.6	<0.1	0.3	0.2	1.6	1.3
	東総有料道路下	0.5	0.4	1.3	1.5	0.8	0.2	0.5	0.8	0.5	0.6
	グリーンウォーターパーク	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

表 2-2-8 市内主要河川の年平均値の推移（富栄養化関連項目）：2

（単位：mg/L）

項目	測定地点	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
全 室 素	川栗下 (根木名川)	6.1	5.8	5.8	5.6	6.1	5.1	5.6	5.5	5.0	4.8
	吾妻橋 (根木名川)	11	12	11	10	13	11	11	10	12	14
	東金山橋 (取香川)	1.8	2.6	1.7	2.3	2.1	1.9	1.5	1.4	1.8	2.0
	宝田小橋 (小橋川)	32	33	28	26	32	26	30	26	30	20
	新妻橋 (根木名川)	10	10	9.6	9.4	9.8	8.4	8.7	6.3	9.7	8.8
	地藏橋 (荒海川)	1.8	2.1	1.8	1.6	2.1	1.6	1.8	1.7	1.7	1.8
	水掛橋 (尾羽根川)	2.4	2.3	2.4	2.1	2.6	2.3	2.6	2.2	2.2	2.3
	新川水門 (根木名川)	4.0	3.6	4.1	4.5	3.8	3.5	5.7	3.2	2.8	3.5
	十日川橋 (十日川)	2.5	3.0	3.7	3.5	5.9	4.2	6.0	2.2	2.5	2.9
	郷部大橋 (小橋川)	1.9	1.8	1.7	2.0	1.6	2.0	2.0	1.8	1.6	1.3
	江川台方橋 (江川)	2.6	2.5	2.1	2.2	2.3	2.4	2.7	2.4	2.2	2.0
	大日向橋 (竜台川)	—	—	—	1.5	1.8	1.7	1.8	1.5	1.9	1.7
	向橋 (下田川)	3.4	3.4	3.5	3.2	3.4	2.9	3.4	3.1	3.2	2.9
	柴田橋 (大須賀川)	3.6	3.9	4.6	3.9	4.1	3.9	4.9	4.6	4.9	5.3
	馬洗橋 (大須賀川)	4.5	4.9	4.3	4.5	4.4	4.4	4.5	4.5	5.1	5.0
	津富浦下橋 (天昌寺川)	2.4	2.4	2.9	2.4	2.6	2.3	2.5	2.4	2.3	2.5
	高岡排水機場 (境川)	2.6	2.7	2.6	2.4	3.0	2.2	2.8	2.4	2.5	2.4
	高ため池	0.6	0.7	1.1	3.0	5.6	2.8	3.6	1.4	2.1	2.9
	野毛平工業団地下	3.0	2.6	3.6	2.1	2.3	2.0	2.7	2.3	2.5	0.9
	豊住工業団地下	1.1	1.0	1.5	1.3	2.1	1.5	2.1	1.5	7.5	1.3
	空港下	0.9	1.9	1.8	1.9	1.9	1.1	1.4	1.2	1.7	2.2
	津富浦排水路	0.8	1.1	1.1	1.1	0.7	1.2	1.8	1.2	1.4	1.4
	大栄工業団地下	4.9	7.2	3.4	6.1	4.6	3.4	5.7	4.4	5.0	5.4
	東総有料道路下	6.3	5.8	7.9	7.8	6.4	5.5	6.1	6.5	7.8	5.9
	グリーンウォーターパーク	1.4	0.8	1.0	1.0	1.0	1.7	1.2	0.9	1.3	1.7

表 2-2-8 市内主要河川の年平均値の推移（富栄養化関連項目）：3

(単位：mg/L)

項目	測定地点	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
全 リ ン	川栗下 (根木名川)	0.17	0.18	0.15	0.16	0.18	0.19	0.12	0.14	0.16	0.15
	吾妻橋 (根木名川)	0.16	0.16	0.14	0.13	0.16	0.19	0.18	0.18	0.19	0.22
	東金山橋 (取香川)	0.28	0.24	0.22	0.24	0.31	0.28	0.12	0.14	0.21	0.27
	宝田小橋 (小橋川)	0.09	0.09	0.08	0.086	0.083	0.10	0.13	0.11	0.10	0.10
	新妻橋 (根木名川)	0.16	0.15	0.14	0.16	0.18	0.19	0.16	0.15	0.18	0.20
	地藏橋 (荒海川)	0.13	0.14	0.16	0.21	0.26	0.22	0.18	0.17	0.23	0.20
	水掛橋 (尾羽根川)	0.09	0.10	0.11	0.14	0.14	0.16	0.18	0.12	0.16	0.17
	新川水門 (根木名川)	0.12	0.11	0.13	0.15	0.13	0.16	0.16	0.14	0.16	0.16
	十日川橋 (十日川)	0.19	0.23	0.28	0.26	0.32	0.23	0.22	0.19	0.19	0.21
	郷部大橋 (小橋川)	0.04	0.05	0.04	0.071	0.046	0.05	0.063	0.046	0.051	0.060
	江川台方橋 (江川)	0.07	0.08	0.09	0.083	0.095	0.07	0.089	0.075	0.066	0.082
	大日向橋 (竜台川)	—	—	—	0.15	0.13	0.23	0.24	0.18	0.24	0.19
	向橋 (下田川)	0.14	0.18	0.24	0.14	0.15	0.15	0.16	0.13	0.15	0.14
	柴田橋 (大須賀川)	0.21	0.31	0.49	0.32	0.48	0.42	0.51	0.54	0.58	0.74
	馬洗橋 (大須賀川)	0.26	0.50	0.30	0.30	0.22	0.43	0.26	0.25	0.35	0.48
	津富浦下橋 (天昌寺川)	0.09	0.10	0.25	0.10	0.11	0.11	0.089	0.09	0.13	0.12
	高岡排水機場 (境川)	0.15	0.15	0.15	0.14	0.14	0.15	0.14	0.13	0.17	0.15
	高ため池	0.08	0.10	0.10	0.17	0.46	0.46	0.65	0.64	0.45	0.82
	野毛平工業団地下	0.20	0.10	0.21	0.16	0.10	0.98	0.10	0.10	0.33	0.24
	豊住工業団地下	0.05	0.07	0.08	0.086	0.12	0.083	0.096	0.14	0.15	0.07
	空港下	0.04	0.10	0.12	0.23	0.26	0.12	0.038	0.055	0.080	0.12
	津富浦排水路	0.06	0.09	0.08	0.10	0.046	0.077	0.072	0.097	0.073	0.12
	大栄工業団地下	0.31	0.88	1.1	1.1	0.78	0.32	0.52	0.37	0.73	0.71
	東総有料道路下	0.22	0.23	0.71	0.62	0.33	0.17	0.27	0.32	0.61	0.25
	グリーンウォーターパーク	0.10	0.09	0.11	0.10	0.13	0.16	0.086	0.046	0.061	0.11

※ 各年度 6 回の調査の平均値（野毛平工業団地下、豊住工業団地下、空港下、津富浦排水路、大栄工業団地下、東総有料道路下、グリーンウォーターパークは 1 回の値）。

表 2-2-9 2023（令和 5）年度市内主要河川の年平均値（その他の項目）

（単位：濁度は度、電気伝導率は mS/m、その他は mg/L）

調査項目	濁 度	n-ヘキサン抽出物質	電気伝導率	M B A S	塩化物イオン
川栗下 (根本名川)	2.2	<0.5	300	0.04	16
吾妻橋 (根本名川)	2.9	<0.5	5500	0.10	1800
東金山橋 (取香川)	2.5	<0.5	450	0.03	64
宝田小橋 (小橋川)	6.7	<0.5	13000	0.30	4700
新妻橋 (根本名川)	7.3	<0.5	3900	0.13	1300
地蔵橋 (荒海川)	9.5	<0.5	300	0.04	25
水掛橋 (尾羽根川)	5.8	<0.5	270	0.04	22
新川水門 (根本名川)	6.3	<0.5	1100	0.05	290
十日川橋 (十日川)	10.3	<0.5	370	0.04	31
郷部大橋 (小橋川)	3.8	<0.5	310	0.03	11
江川台方橋 (江川)	5.7	<0.5	270	0.14	13
大日向橋 (竜台川)	11.3	<0.5	600	0.04	130
向橋 (下田川)	3.1	<0.5	250	0.03	17
柴田橋 (大須賀川)	5.7	<0.5	400	0.04	48
馬洗橋 (大須賀川)	8.2	<0.5	290	0.03	15
津富浦下橋 (天昌寺川)	4.6	<0.5	320	0.03	20
高岡排水機場 (境川)	7	<0.5	280	0.03	18
高ため池	4.1	<0.5	290	0.04	20
野毛平工業団地下	3.8	<0.5	440	0.02	49
豊住工業団地下	5.6	<0.5	260	0.02	13
空港下	0.9	<0.5	330	0.02	9.4
津富浦排水路	13	<0.5	480	0.04	33
大栄工業団地下	3.3	<0.5	500	0.07	83
東総有料道路下	3.5	<0.5	320	0.06	22
グリーンウォーターパーク	21	<0.5	280	0.04	42

※ 年（年度）6 回の調査の平均値（野毛平工業団地下、豊住工業団地下、空港下、津富浦排水路、大栄工業団地下、東総有料道路下、グリーンウォーターパークは 1 回の値）。

表 2-2-10 2023（令和 5）年度市内主要河川の調査結果（健康項目）：1 （単位：mg/L）

有害化学物質	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ヒ素
環境基準値	0.003 以下	検出されないこと	0.01 以下	0.05 以下	0.01 以下
川栗下 (根木名川)	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005
吾妻橋 (根木名川)	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005
東金山橋 (取香川)	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005
宝田小橋 (小橋川)	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005
新妻橋 (根木名川)	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005
地藏橋 (荒海川)	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005
水掛橋 (尾羽根川)	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005
新川水門 (根木名川)	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005
十日川橋 (十日川)	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005
郷部大橋 (小橋川)	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005
江川台方橋 (江川)	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005
大日向橋 (竜台川)	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005
向橋 (下田川)	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005
柴田橋 (大須賀川)	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005
馬洗橋 (大須賀川)	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005
津富浦下橋 (天昌寺川)	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005
高岡排水機場 (境川)	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005
高ため池	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005
野毛平工業団地下	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005
豊住工業団地下	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005
空港下	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005
津富浦排水路	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005
大栄工業団地下	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005

表 2-2-10 2023（令和 5）年度市内主要河川の調査結果（健康項目）：2 （単位：mg/L）

有害化学物質	総水銀	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素
環境基準値	0.0005 以下	検出されないこと	検出されないこと	0.02 以下	0.002 以下
川栗下 （根木名川）	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
吾妻橋 （根木名川）	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
東金山橋 （取香川）	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
宝田小橋 （小橋川）	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
新妻橋 （根木名川）	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
地藏橋 （荒海川）	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
水掛橋 （尾羽根川）	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
新川水門 （根木名川）	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
十日川橋 （十日川）	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
郷部大橋 （小橋川）	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
江川台方橋 （江川）	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
大日向橋 （竜台川）	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
向橋 （下田川）	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
柴田橋 （大須賀川）	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
馬洗橋 （大須賀川）	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
津富浦下橋 （天昌寺川）	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
高岡排水機場 （境川）	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
高ため池	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
野毛平工業団地下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
豊住工業団地下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
空港下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
津富浦排水路	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
大栄工業団地下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002

表 2-2-10 2023（令和 5）年度市内主要河川の調査結果（健康項目）：3 （単位：mg/L）

有害化学物質	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン
環境基準値	0.004 以下	0.1 以下	0.04 以下	1 以下	0.006 以下
川栗下 (根本名川)	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.01	<0.0006
吾妻橋 (根本名川)	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.01	<0.0006
東金山橋 (取香川)	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.01	<0.0006
宝田小橋 (小橋川)	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.01	<0.0006
新妻橋 (根本名川)	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.01	<0.0006
地藏橋 (荒海川)	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.01	<0.0006
水掛橋 (尾羽根川)	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.01	<0.0006
新川水門 (根本名川)	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.01	<0.0006
十日川橋 (十日川)	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.01	<0.0006
郷部大橋 (小橋川)	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.01	<0.0006
江川台方橋 (江川)	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.01	<0.0006
大日向橋 (竜台川)	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.01	<0.0006
向橋 (下田川)	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.01	<0.0006
柴田橋 (大須賀川)	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.01	<0.0006
馬洗橋 (大須賀川)	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.01	<0.0006
津富浦下橋 (天昌寺川)	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.01	<0.0006
高岡排水機場 (境川)	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.01	<0.0006
高ため池	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.01	<0.0006
野毛平工業団地下	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.01	<0.0006
豊住工業団地下	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.01	<0.0006
空港下	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.01	<0.0006
津富浦排水路	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.01	<0.0006
大栄工業団地下	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.01	<0.0006

表 2-2-10 2023（令和 5）年度市内主要河川の調査結果（健康項目）：4 （単位：mg/L）

有害化学物質	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ
環境基準値	0.01 以下	0.01 以下	0.002 以下	0.006 以下	0.003 以下	0.02 以下
川栗下 (根木名川)	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002
吾妻橋 (根木名川)	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002
東金山橋 (取香川)	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002
宝田小橋 (小橋川)	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002
新妻橋 (根木名川)	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002
地藏橋 (荒海川)	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002
水掛橋 (尾羽根川)	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002
新川水門 (根木名川)	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002
十日川橋 (十日川)	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002
郷部大橋 (小橋川)	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002
江川台方橋 (江川)	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002
大日向橋 (竜台川)	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002
向橋 (下田川)	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002
柴田橋 (大須賀川)	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002
馬洗橋 (大須賀川)	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002
津富浦下橋 (天昌寺川)	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002
高岡排水機場 (境川)	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002
高ため池	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002
野毛平工業団地下	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002
豊住工業団地下	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002
空港下	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002
津富浦排水路	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002
大栄工業団地下	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002

表 2-2-10 2023（令和 5）年度市内主要河川の調査結果（健康項目）：5 （単位：mg/L）

有害化学物質	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン
環境基準値	0.01 以下	0.01 以下	10 以下	0.8 以下	1 以下	0.05 以下
川栗下 (根木名川)	<0.001	<0.001	4.6	0.09	<0.02	<0.005
吾妻橋 (根木名川)	<0.001	<0.001	3.6	0.14	0.3	<0.005
東金山橋 (取香川)	<0.001	<0.001	1.7	0.10	0.03	<0.005
宝田小橋 (小橋川)	<0.001	<0.001	1.6	<0.08	0.67	<0.005
新妻橋 (根木名川)	<0.001	<0.001	2.2	0.14	0.18	<0.005
地藏橋 (荒海川)	<0.001	<0.001	1.3	0.14	0.03	<0.005
水掛橋 (尾羽根川)	<0.001	<0.001	1.4	0.13	0.03	<0.005
新川水門 (根木名川)	<0.001	<0.001	1.9	0.13	0.07	<0.005
十日川橋 (十日川)	<0.001	<0.001	1.6	0.17	0.07	<0.005
郷部大橋 (小橋川)	<0.001	<0.001	1.3	0.09	0.02	<0.005
江川台方橋 (江川)	<0.001	<0.001	1.2	0.15	0.03	<0.005
大日向橋 (竜台川)	<0.001	<0.001	0.9	0.10	0.05	<0.005
向橋 (下田川)	<0.001	<0.001	2.5	0.11	0.02	<0.005
柴田橋 (大須賀川)	<0.001	<0.001	2.5	0.11	0.03	<0.005
馬洗橋 (大須賀川)	<0.001	<0.001	3.5	<0.08	<0.02	<0.005
津富浦下橋 (天昌寺川)	<0.001	<0.001	2.1	0.09	0.04	<0.005
高岡排水機場 (境川)	<0.001	<0.001	1.8	0.13	0.03	<0.005
高ため池	<0.001	<0.001	2.1	0.09	0.02	<0.005
野毛平工業団地下	<0.001	<0.001	<0.1	0.10	<0.02	<0.005
豊住工業団地下	<0.001	<0.001	0.6	0.18	0.03	<0.005
空港下	<0.001	<0.001	1.5	<0.08	<0.02	<0.005
津富浦排水路	<0.001	<0.001	0.5	0.09	0.2	<0.005
大栄工業団地下	<0.001	<0.001	3.2	<0.08	<0.02	<0.005

※ 2023（令和 5）年 7 月、2024（令和 6）年 1 月、年 2 回の調査の平均値（野毛平工業団地下、豊住工業団地下、空港下、津富浦排水路、大栄工業団地下は 2023（令和 5）年 7 月、年 1 回の値）。

※ 全ての項目で環境基準を達成しています。

表 2-2-11 市内の水域類型指定された河川の年平均値（水生生物保全環境基準）

(単位：mg/L)

地 点 名	年度	全亜鉛	環 境 基 準 (0.03mg/L) との比較	ノニルフェ ノール	環 境 基 準 (0.002mg/L) との比較	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩	環 境 基 準 (0.05mg/L) との比較
新妻橋 (根木名川)	2019(R1)	0.005	○	<0.00006	○	0.0004	○
	2020(R2)	0.005	○	<0.00006	○	0.0002	○
	2021(R3)	0.010	○	<0.00006	○	0.0010	○
	2022(R4)	0.005	○	<0.00006	○	0.0008	○
	2023(R5)	0.010	○	<0.00006	○	0.0009	○
新川水門 (根木名川)	2019(R1)	0.004	○	<0.00006	○	0.0007	○
	2020(R2)	0.006	○	<0.00006	○	0.0005	○
	2021(R3)	0.007	○	<0.00006	○	0.0008	○
	2022(R4)	0.005	○	<0.00006	○	0.0008	○
	2023(R5)	0.009	○	<0.00006	○	0.0004	○
柴田橋 (大須賀川)	2019(R1)	0.010	○	<0.00006	○	0.0010	○
	2020(R2)	0.009	○	<0.00006	○	0.0009	○
	2021(R3)	0.013	○	<0.00006	○	0.0011	○
	2022(R4)	0.015	○	<0.00006	○	0.0010	○
	2023(R5)	0.025	○	<0.00006	○	0.0017	○

※ ○…環境基準を達成

表 2-2-12 河川底質調査結果の年平均値の推移：1

(単位：mg/kg)

地点名	年度	カドミウム	全シアン	六価クロム	総水銀	ヒ素	有機リン	鉛	P C B
宝田小橋 (小橋川)	2019(R1)	0.04	<0.5	<0.1	0.02	5.1	<1	3.9	<0.01
	2020(R2)	0.04	<0.5	<0.1	<0.01	5.0	<1	4.1	<0.01
	2021(R3)	0.06	<0.5	<0.1	0.01	9.8	<1	5.2	<0.01
	2022(R4)	0.07	<0.5	<0.1	<0.01	6.7	<1	7.1	0.03
	2023(R5)	0.04	<0.5	<0.1	0.01	4.1	<1	3.6	<0.01
新妻橋 (根木名川)	2019(R1)	0.04	<0.5	<0.1	0.03	4.6	<1	3.4	<0.01
	2020(R2)	0.05	<0.5	<0.1	<0.01	5.5	<1	4.2	<0.01
	2021(R3)	0.05	<0.5	<0.1	<0.01	4.5	<1	3.4	<0.01
	2022(R4)	0.05	<0.5	<0.1	<0.01	5.4	<1	3.5	0.01
	2023(R5)	0.06	<0.5	<0.1	<0.01	4.9	<1	4.2	0.01
地藏橋 (荒海川)	2019(R1)	0.28	<0.5	<0.1	0.03	10	<1	12	<0.01
	2020(R2)	0.27	<0.5	<0.1	0.03	16	<1	6.5	<0.01
	2021(R3)	0.15	<0.5	<0.1	0.02	9.4	<1	6.2	<0.01
	2022(R4)	0.23	<0.5	<0.1	0.04	14	<1	8.2	0.01
	2023(R5)	0.35	<0.5	<0.1	0.02	12	<1	12	0.01
新川水門 (根木名川)	2019(R1)	0.56	<0.5	<0.1	0.07	14	<1	21	0.02
	2020(R2)	0.40	<0.5	<0.1	0.05	13	<1	15	0.02
	2021(R3)	0.52	<0.5	<0.1	<0.01	12	<1	20	0.01
	2022(R4)	0.57	<0.5	<0.1	<0.01	14	<1	18	0.01
	2023(R5)	0.69	<0.5	<0.1	0.02	17	<1	26	0.03
底 質 の 暫 定 除 去 基 準		—	—	—	25 以上	—	—	—	10 以上

表 2-2-12 河川底質調査結果の年平均値の推移：2

(単位：mg/kg)

地点名	年度	カドミウム	全シアン	六価クロム	総水銀	ヒ素	有機リン	鉛	PCB
十日川橋 (十日川)	2019 (R1)	0.32	<0.5	<0.1	0.04	9.8	<1	5.4	<0.01
	2020 (R2)	0.35	<0.5	<0.1	0.05	12	<1	8.5	<0.01
	2021 (R3)	0.24	<0.5	<0.1	0.02	7.5	<1	10	<0.01
	2022 (R4)	0.27	<0.5	<0.1	0.02	7.8	<1	6.9	<0.01
	2023 (R5)	0.17	<0.5	<0.1	0.05	6.6	<1	5.7	<0.01
バタ池	2019 (R1)	0.88	<0.5	<0.1	0.07	6.0	<1	13	0.01
	2020 (R2)	0.55	<0.5	<0.1	0.12	7.0	<1	18	0.03
	2021 (R3)	0.44	<0.5	<0.1	0.16	4.3	<1	15	0.04
	2022 (R4)	0.74	<0.5	<0.1	0.12	6.5	<1	28	0.02
	2023 (R5)	1.0	<0.5	<0.1	0.10	8.3	<1	38	0.09
馬洗橋 (大須賀川)	2019 (R1)	0.06	<0.5	<0.1	0.02	5.7	<1	4.9	<0.01
	2020 (R2)	0.04	<0.5	<0.1	0.01	4.7	<1	3.4	<0.01
	2021 (R3)	0.02	<0.5	<0.1	<0.01	3.7	<1	5.1	<0.01
	2022 (R4)	0.04	<0.5	<0.1	0.01	5.3	<1	3.7	<0.01
	2023 (R5)	0.03	<0.5	<0.1	<0.01	4.0	<1	3.2	<0.01
野毛平工業団地下	2019 (R1)	0.08	<0.5	<0.1	0.03	3.3	<1	4.0	<0.01
	2020 (R2)	0.06	<0.5	<0.1	0.01	4.0	<1	4.2	0.01
	2021 (R3)	0.03	<0.5	<0.1	<0.01	2.7	<1	3.1	<0.01
	2022 (R4)	0.04	<0.5	<0.1	<0.01	3.0	<1	1.8	<0.01
	2023 (R5)	0.05	<0.5	<0.1	<0.01	2.9	<1	3.4	<0.01
豊住工業団地下	2019 (R1)	0.16	<0.5	<0.1	0.02	4.7	<1	22	<0.01
	2020 (R2)	0.05	<0.5	<0.1	0.01	5.6	<1	6.4	<0.01
	2021 (R3)	0.07	<0.5	<0.1	0.02	7.3	<1	5.9	<0.01
	2022 (R4)	0.05	<0.5	<0.1	0.01	6.2	<1	7.2	<0.01
	2023 (R5)	0.11	<0.5	<0.1	0.01	5.1	<1	29	0.01
空港下	2019 (R1)	0.15	<0.5	<0.1	0.04	9.6	<1	12	<0.01
	2020 (R2)	0.20	<0.5	<0.1	0.01	4.6	<1	10	<0.01
	2021 (R3)	0.12	<0.5	<0.1	0.02	10	<1	9.7	<0.01
	2022 (R4)	0.20	<0.5	<0.1	0.01	5.7	<1	6.0	<0.01
	2023 (R5)	0.17	<0.5	<0.1	<0.01	3.9	<1	56	<0.01
大栄工業団地下	2019 (R1)	0.05	<0.5	<0.1	0.02	3.3	<1	3.6	<0.01
	2020 (R2)	0.05	<0.5	<0.1	0.05	3.5	<1	4.2	<0.01
	2021 (R3)	0.20	<0.5	<0.1	0.01	3.8	<1	8.6	<0.01
	2022 (R4)	0.07	<0.5	<0.1	0.01	4.5	<1	4.1	<0.01
	2023 (R5)	0.10	<0.5	<0.1	0.01	4.6	<1	5.2	<0.01
底質の暫定 除去基準		—	—	—	25 以上	—	—	—	10 以上

※ 底質の暫定除去基準：昭和 50 年 10 月 28 日 環水管第 119 号 環境庁水質保全局長通知。

(1) 利根川

利根川は群馬県みなかみ町を水源に、埼玉県、茨城県及び千葉県を下って太平洋に注いでいます。幹川流路延長 322km、流域面積は 16,840km²を有し、流域は 1 都 5 県にまたがる我が国の河川であり、主に農業用水、水産業等に利用されてきましたが、上水道や工業用水としての需要も増大しています。このため、利根川下流は 1973（昭和 48）年 3 月、環境基準河川 A 類型に指定されています。BOD により水質の汚濁状況をみると、県で行った 8 地点の水質調査では、2023（令和 5）年度は 1.6～3.3mg/L で、8 地点中 5 地点（銚子大橋、須賀、栄橋、大利根橋、芽吹橋）で環境基準を達成しています。

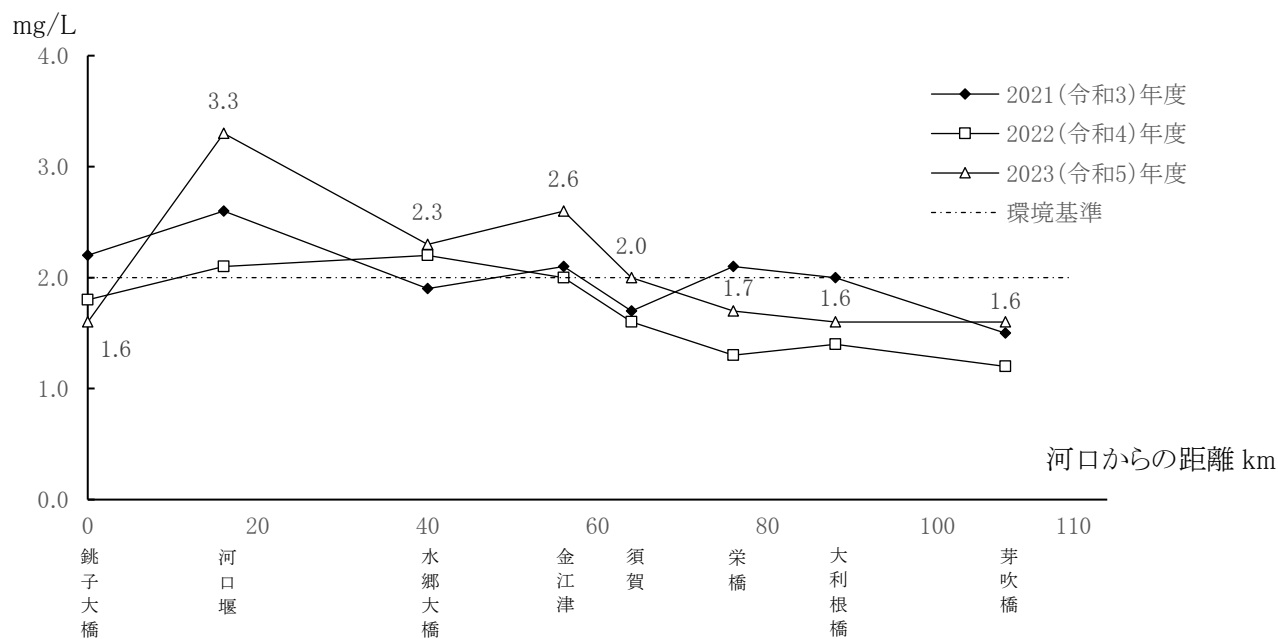


図 2-2-3 利根川 BOD（75%値） 縦断変化

(2) 根木名川

根木名川は富里市根木名地先を水源に、本市を南から北へ縦断して流れ、利根川に注いでいます。管理延長 16.2km、流域面積 86.82km²を有し、1973（昭和 48）年 7 月に環境基準河川 B 類型に指定されました。

本市の根木名川における水質調査は、上流の川栗下、中流の吾妻橋と新妻橋、そして最も下流である根木名川河口付近の新川水門で行っています。また、千葉県においても、さくら橋、根木名橋、新川水門で水質調査が実施されています。

BODにより水質の汚濁状況をみると、2023（令和 5）年度の調査結果では 1.7～10.0mg/L で、上流の川栗下では環境基準を達成しています。

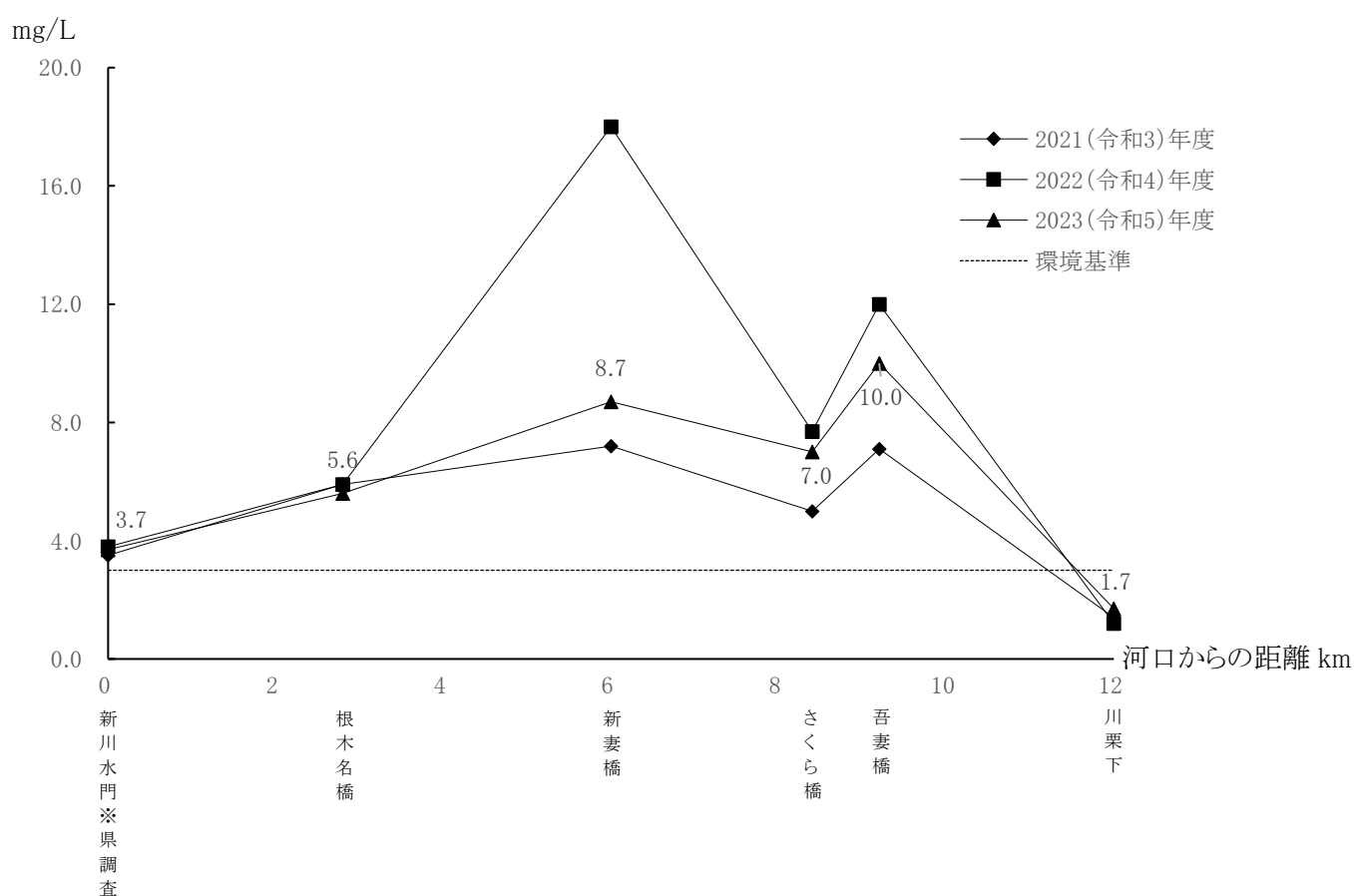


図 2-2-4 根木名川 BOD（75%値） 縦断変化

(3) 大須賀川

大須賀川は前林の大堀山を水源とし、香取市で利根川に注いでいます。河口から谷頭部までの距離は最長で 12km 程度、下田川、天昌寺川をはじめとする多くの支谷が、不規則に分かれて樹枝状谷を形成しています。農業用水のほか飲料水としても利用され、環境基準河川 A 類型に指定されています。

本市の大須賀川における水質調査は、上流の馬洗橋、中流の柴田橋で行っています。また、千葉県において、関橋、黄金橋（両方とも香取市）で水質調査が実施されています。

BOD により水質の汚濁状況をみると、2023（令和 5）年度の調査結果では 4.1～11.0mg/L で、全地点において環境基準を達成していませんでした。

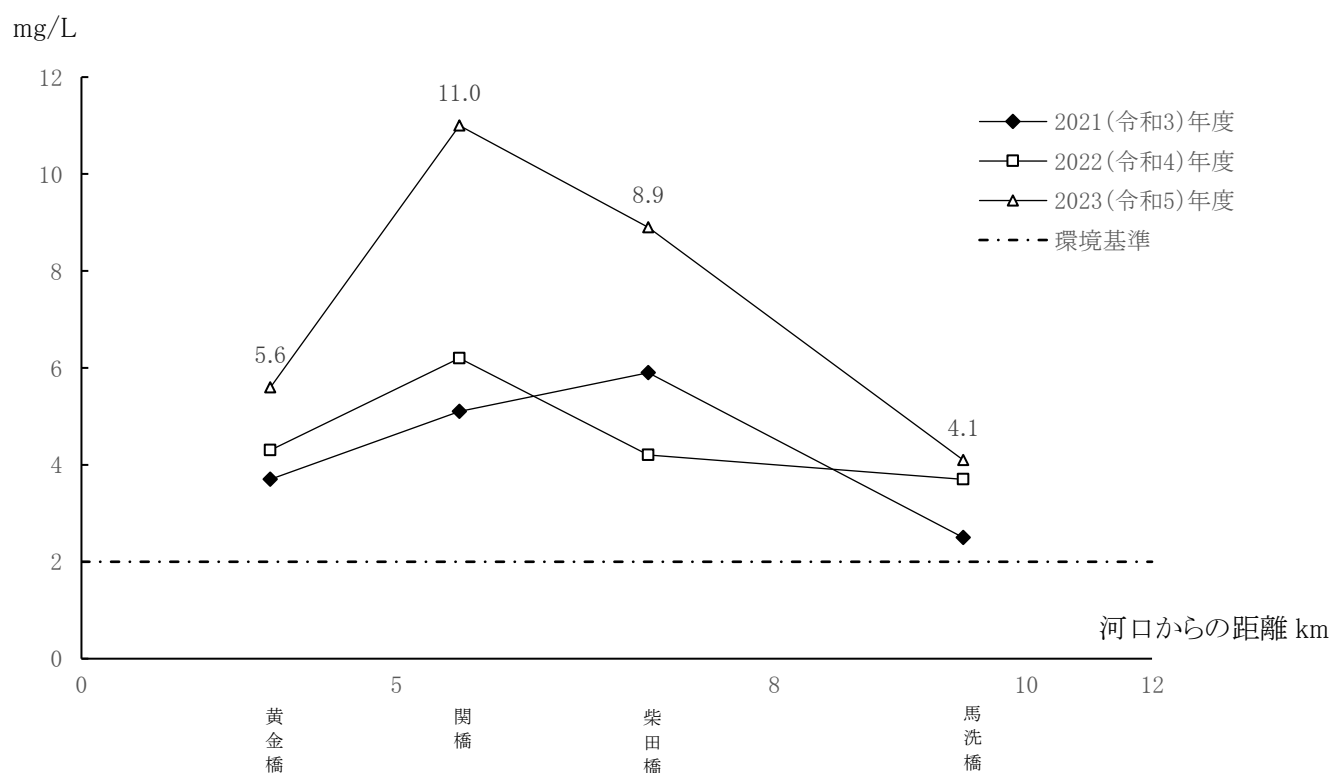


図 2-2-5 大須賀川 BOD（75% 値） 縦断変化

(4) 境川

境川は、高岡地先にある通称「高岡の池」から、高岡・猿山地区の境界を通り利根川に流れ込む全長約 360m の一般河川で、源流は倉水地先の山林付近からの湧水です。上流部では農業水路となっています。下流部は高岡・猿山地区の住宅地を流れているため、生活雑排水や道路排水等が流れ込んでいます。

本市の境川における水質調査は、下流の高岡排水機場で行っています。

3. 印旛沼の状況

印旛沼は、独立行政法人水資源機構（旧称：水資源開発公団）が行った「印旛沼開発建設事業」により北印旛沼と西印旛沼に分けられ、捷水路によって結ばれています。

飲料水、農業用水、工業用水及び水産業等に広く利用されており、これらの目的に合わせ、環境基準は湖沼Ⅰ類型に指定されています。また、湖沼に係る全窒素、全リンの環境基準が1982（昭和57）年12月に設定されたことにより、1984（昭和59）年3月、湖沼Ⅲ類型に指定されました。

しかし、印旛沼の水質は1968（昭和43）年以降年々悪化傾向にあり、1988（昭和63）年以降、やや回復のきざしは見られるものの、2021（令和3）年度はCODの年平均值で北印旛沼が13mg/L、西印旛沼（環境基準点*である上水道取水口下）でも12mg/Lと環境基準（3 mg/L以下）を大きく超える状況です。この原因は沼周辺の都市化にあり、千葉県では1982（昭和57）年4月に手賀沼と合わせて「水質管理計画」を策定し、この計画の推進により水質浄化を図ってきましたが、さらに沼の汚濁状況が著しいため、1984（昭和59）年7月に制定された湖沼水質保全特別措置法（湖沼法）に基づき、1985（昭和60）年12月に指定湖沼となりました。

湖沼法の目的は、環境基準の確保が緊急を要する指定湖沼について、その水質保全のために特別措置を講じようとするものであって、従来の排水規制では対応できない生活系排水、畜・水産業など各種汚濁源に対して、きめ細かな規制などの措置を導入すること及び、5年毎に「湖沼水質保全計画」を策定し、下水道などの水質保全に資する事業や、汚濁負荷削減のための各種規制などの措置を実施することの2点にあります。

この措置を受ける本市の指定地域は、大竹、八代、北須賀、船形、台方、下方、宗吾、江弁須、大袋、飯仲の全区域及び、松崎、並木町、飯田町のうち、分水嶺により分けられた区域（1985（昭和60）年に地域の指定があった当時にこれらの大字であった区域で以降に別の字名となった区域を含むと考えます。）で、県により、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間を期間とする第8期「印旛沼に係る湖沼水質保全計画」が策定され、COD、全窒素及び全リンについて水質目標値を設定して水質改善に取り組んでいます。

* 環境基準点：環境基準の維持達成を確認する測定地点

表2-2-13 印旛沼の測定結果 年（年度）平均値の推移

COD (単位：mg/L)

測定地点	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
上水道取水口下	11	11	11	11	12	11	10	12	13	13
北印旛沼中央	12	12	11	11	13	12	11	13	13	14

全窒素 (単位：mg/L)

測定地点	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
上水道取水口下	2.5	2.4	2.6	2.3	2.2	2.8	3.1	2.9	2.6	2.6
北印旛沼中央	1.6	1.8	1.8	1.6	1.5	2.0	1.8	1.9	1.7	1.7

全リン (単位：mg/L)

測定地点	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
上水道取水口下	0.14	0.13	0.14	0.14	0.16	0.15	0.14	0.16	0.15	0.16
北印旛沼中央	0.12	0.10	0.12	0.11	0.12	0.12	0.12	0.14	0.12	0.14

※ 上水道取水口下（佐倉市）は環境基準点、北印旛沼中央は成田市。

環境基準指定類型：CODはⅠ類型、全窒素・全リンはⅢ類型。

表 2-2-14 第 8 期印旛沼に係る湖沼水質保全計画の水質目標値 (単位: mg/L)

測定地点	項 目		2020 (R2) 年度	2025 (R7) 年度	
			現状	施策を講じない場合	施策を講じた場合(目標値)
上水道取水口下	化学的酸素要求量 (COD)	75%値	12	12	12
		(参考)年平均值	10	11	10
	全窒素	年平均值	3.1	2.4	2.3
	全リン	年平均值	0.14	0.14	0.12

※ CODの目標値は75%値。

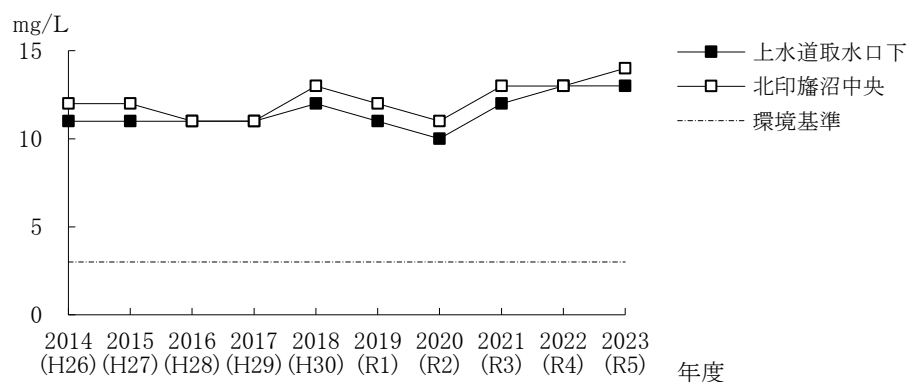


図 2-2-6 印旛沼 COD 年平均值の推移

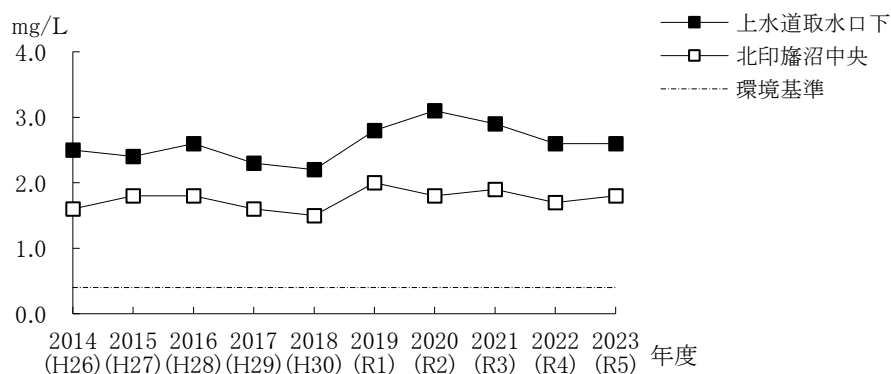


図 2-2-7 印旛沼全窒素 年平均值の推移

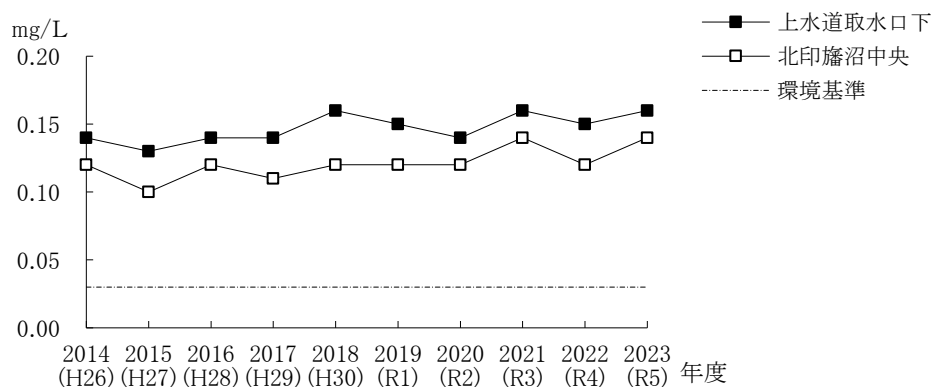


図 2-2-8 印旛沼全リン 年平均值の推移

4. 下水道の状況

下水道は市街地における雨水などの自然水を排除するとともに、私たちの日常生活や生産活動から生じる汚水を速やかに排除し、安全に処理した上で河川・湖沼・海域などの公共用水域に放流するための施設です。汚水が未処理のまま河川や湖沼などに流入すると水質の汚濁が進行するため、下水道の水質保全に果たす役割は非常に重要です。

本市の下水道事業は、印旛沼流域下水道の関連公共下水道として 1969（昭和 44）年度から着手し、1974（昭和 49）年 4 月に一部区域の供用を開始して、現在も整備を進めています。2023（令和 5）年度末の下水道普及率は 78.2％です。

表 2-2-15 公共下水道普及状況（各年度末）

区 分	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
行政区域面積(ha)	21,384	21,384	21,384	21,384	21,384	21,384	21,384	21,384	21,384	21,384
行政区域内人口(人) A	131,564	131,901	132,409	132,943	132,883	133,161	131,263	130,202	131,148	132,445
全体計画区域面積(ha)	2,740	2,740	2,740	2,740	2,740	2,740	2,740	2,740	2,740	2,740
事業計画区域面積(ha)	1,975	1,975	1,975	1,975	1,975	1,975	1,975	1,975	1,975	1,975
供用開始区域面積(ha)	1,851	1,851	1,851	1,852	1,852	1,855	1,855	1,855	1,856	1,858
供用開始区域内人口(人) B	98,365	99,271	100,214	101,181	101,542	102,301	100,893	100,424	101,790	103,631
水洗化人口(人) C	95,706	96,637	97,594	98,566	98,927	99,722	98,346	97,934	99,333	101,202
普及率 B/A(%)	74.8	75.3	75.7	76.1	76.4	76.8	76.9	77.1	77.6	78.2
水洗化率 C/B(%)	97.3	97.3	97.4	97.4	97.4	97.5	97.5	97.5	97.6	97.7

5. ゴルフ場水質調査

1985（昭和 60）年ごろ、ゴルフ場で使用された農薬による環境汚染が社会問題となりました。そこで、千葉県では 1988（昭和 63）年 11 月、全国に先駆けて農薬の安全かつ適正な使用を指導するため、「ゴルフ場における農薬の安全及び適正使用に関する指導要綱」を制定しました。さらに 1990（平成 2）年 3 月、「ゴルフ場等の開発事業に関する指導要綱」の一部改正（1990（平成 2）年 4 月 1 日施行）を行い、「ゴルフ場における樹木、芝地等の維持管理に当たっては、農薬を使用しないこと（ただし、県が別に定めるものを除く）」としました。

また環境省は、1990（平成 2）年 5 月にゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針を定め、これに基づく指導を開始しました。その後、当該指導指針の廃止に伴い、現在では 2020（令和 2）年 3 月に定められた、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針に基づき、指導しています。

上記指導指針により、2021（令和 3）年度現在は指定の 20 種類及び農薬取締法第 4 条第 1 項第 9 号に基づく水質汚濁に係る農薬登録基準及び同項第 8 号に基づく水産動植物被害に係る農薬登録基準により基準値（水濁基準値）が定められた農薬について、排出水の指針値が設定されています。こうした動向を鑑みながら、本市でも 1989（平成元）年度から水質調査を行い、2003（平成 15）年度から 2010（平成 22）年度は 45 種類、2011（平成 23）年度からは 72 種類、2017（平成 29）年度からは使用実績に基づいた農薬成分について、市内のゴルフ場の排出口等の水質調査を実施しています。2023（令和 5）年度に調査を実施したゴルフ場 12 か所のうち 5 か所で農薬成分が検出されているものの、指針値を大幅に下回っており、問題となる濃度ではありませんでした。

6. 地下水汚染

(1) 概 要

環境省では1989（平成元）年3月、水質汚濁防止法の一部改正を行い、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの2物質を有害物質に追加し、1989（平成元）年10月から有害物質を含む特定地下浸透水の浸透を禁止しました。1996（平成8）年2月にはジクロロメタン等13物質が追加され、2000（平成12）年3月、2009（平成21）年11月の改正に伴い地下水環境基準項目の追加等がされ、現在は28物質が有害物質に指定されています。

また千葉県では、1989（平成元）年1月にトリクロロエチレン等による地下水汚染を防止し、良質な地下水の確保を図ることを目的として「千葉県地下水汚染防止対策指導要綱」を制定しました。この要綱では、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタンを対象物質とし、さらに1989（平成元）年10月に、四塩化炭素についても対象物質に加えました。これによって地下水汚染の広域的監視を行うとともに、これらの有機塩素系溶剤を使用する事業者は対象物質を適正管理するよう努めること、対象物質を含む水等を地下に浸透しないことや公共用水域に排出する場合には基準に適合させること等が義務づけられました。1997（平成9）年4月の改正では、ジクロロメタン等5物質が追加されて9物質が対象物質となりました。その後、環境基本法等の関係法令が整備され、本要綱の内容についても取り込まれてきたことから、2008（平成20）年3月に廃止されました。

同年7月には、事業者が定められた基準を遵守し、地質汚染防止に的確な対応ができるよう、重金属・揮発性有機化合物等の有害物質による地質汚染の未然防止対策や、汚染確認時の対応等、事業者が自主的に取り組む際の具体的な対応方法を定めた「千葉県地質汚染防止対策ガイドライン」が制定されました。その後、2012（平成24）年6月に改正（対象物質の追加）、2019（平成31）年3月に改正（地質汚染判明時の対応等を追加）されました。

本市では、トリクロロエチレン等による地下水汚染を把握するため、1988（昭和63）年度から工業団地、空港等の周辺を中心として地下水の水質調査を行っています。

(2) 地下水汚染の現状と対策

1990（平成2）年度～

1990（平成2）年度に実施した千葉県の調査により、猿山地区においてテトラクロロエチレンによる地下水汚染が確認されました。その後、1992（平成4）年度から1993（平成5）年度の地下水汚染に関する基礎調査により、汚染源及び表層汚染の実態や地下水への波及などが明らかになり、1998（平成10）年度から2000（平成12）年度には、より詳細な汚染機構の解明を行うため、ボーリング調査、表層ガス調査、地層汚染調査、滞水層別水質調査を実施しました。この調査結果を基に、2000（平成12）年度より汚染源での地下空気吸引除去対策、地下水揚水ばっ気対策を実施しています。2023（令和5）年度末までに、地下空気吸引除去対策で累計171.14kg、地下水揚水ばっ気対策で累計45.09kgのテトラクロロエチレンが回収されています。

(3) 調 査

①上水道給水区域外井戸水調査

1999（平成11）年度～

1999（平成11）年に新たに環境基準項目に追加された硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、畑などにまかれた肥料が汚染源とも指摘され、自然界にも多く存在しているため、農地を多く持つ市町村では基準値を超える井戸が確認されています。

2002（平成 14）年度～

上水道未整備地区の生活環境保全の一環として、2002（平成 14）年度より、給水区域外井戸水調査を開始しました。

上水道給水区域外井戸水調査結果一覧（基準値を超えた井戸数）

年 度	環境基準超過物質及び地点数と地区名
2014（平成 26）年度	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 2 地点 名古屋地区、川上地区 ヒ 素 19 地点 八代地区、上福田地区、下福田地区、 土室地区、名古屋地区
2015（平成 27）年度	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 4 地点 名木地区、大栄十余三地区 ヒ 素 7 地点 北 羽鳥地区、横山地区
2016（平成 28）年度	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 2 地点 南三里塚地区、津富浦地区 ヒ 素 13 地点 堀之内地区、名古屋地区、前林地区
2017（平成 29）年度	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 7 地点 畑ヶ田地区、本城地区、倉水地区、 名木地区、新田地区 ヒ 素 4 地点 飯岡地区、名古屋地区
2018（平成 30）年度	ヒ 素 7 地点 名古屋地区、松子地区、臼作地区
2019（令和元）年度	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 3 地点 畑ヶ田地区、新田地区、多良貝地区 ヒ 素 1 地点 芦田地区
2020（令和 2）年度	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 3 地点 本城地区、三和地区、稲荷山地区 ヒ 素 1 地点 新妻地区
2021（令和 3）年度	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 4 地点 川上地区、大栄十余三地区、官林地区 及び吉岡第二地区
2022（令和 4）年度	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 2 地点 東ノ台地区、新田地区
2023（令和 5）年度	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 1 地点 津富浦第二地区 ヒ 素 4 地点 大室地区、新宿地区

（4）対 策

2003（平成 15）年度～

「成田市地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付規則（2003（平成 15）年 3 月制定）」に基づき、2003（平成 15）年 4 月から、対象物質が水質基準を達成していない地下水を日常生活の飲料用として使用していて、居住する住宅の敷地に隣接する道路に上水道配水管が敷設されておらず、地下水の他に飲料水の確保が困難である市民を対象に、対象物質を除去するための浄水器を設置する際に、15 万円を限度にそれらの費用の 2 分の 1 に相当する額を補助しています。また、2015（平成 27）年 1 月に規則改正を実施。対象物質の追加及び浄水器設置から 5 年以上経過し、かつ故障等により浄水器の機能が失われた場合は、買い替える際に新たに補助金を交付できるように改めました。対象物質及び基準値は表 2-2-16 のとおりです。

表 2-2-16 対象物質及び基準値

対象物質	基準値
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下

表 2-2-17 地下水の水質汚濁に係る環境基準

物質名	基準値	物質名	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

- 備考
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、国の告示において定められた測定方法により測定した結果が、当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格（日本工業規格 K0102）43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- (注)1. 「六価クロム」は、2021（令和 3）年 10 月 7 日に「地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件」（令和 3 年 10 月環境省告示 63 号）により基準値が 0.05mg/L から 0.02mg/L に改正。

第3章 騒音・振動

1. 概 要

騒音とは、「好ましくない音」、「無いほうが良いと思う音」のことであり、いらだたしさや不快感を引き起こし、作業能率を低下させたり、肉体的・心理的に悪影響を及ぼしたりします。

また、工場、建設作業、交通機関などから発する振動は局地的な公害であり、いらいらする、戸や障子がガタガタと音をたてる、不快である、眠れないなどの生活妨害や、建物にヒビがはいるなどの物的被害を引き起こしたりします。このため、各種公害のなかでも、騒音や振動は私たちの日常生活に最も密接な関係があります。

(1) 環境基準

1998（平成10）年9月に、環境基本法第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準について新しい基準が告示され、1999（平成11）年4月1日より施行されています。これにより、環境基準の評価手法は、中央値（ L_{50} ）から国際的に採用されている等価騒音レベル（ L_{eq} ）に変更になりました。

また、この環境基準は、自動車や工場の音を中心とした一般騒音を対象としたもので、航空機騒音と新幹線騒音については、それぞれ別に環境基準が定められています。

なお、建設作業騒音には適用されません。

○1999（平成11）年4月1日施行の環境基準：等価騒音レベル（ L_{eq} ）

表2-3-1 騒音に係る環境基準

（単位：dB）

地域の類型	時 間 の 区 分	
	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～翌 6:00
A A	50 以下	40 以下
A 及び B	55 以下	45 以下
C	60 以下	50 以下

※ A Aを当てはめる地域：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等、特に静穏を要する地域。

Aを当てはめる地域：専ら住居の用に供される地域

Bを当てはめる地域：主として住居の用に供される地域。

Cを当てはめる地域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域。

環境基本法の規定に基づき、成田市が定める地域類型は次のとおり。

表 2-3-2 成田市が指定する地域の類型 2012（平成 24）年 4 月 1 日施行

地域の類型	指 定 地 域
A	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、第一特別地域、第二特別地域

- ※ 第一特別地域とは、準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の周囲 50m 以内の地域をいう。
- ※ 第二特別地域とは、工業地域及び工業専用地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に接する地域であり、かつ、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域の周囲 50m 以内の地域をいう。

表 2-3-3 道路に面する地域の環境基準 (単位：dB)

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～翌 6:00
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

- ※ ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次表のとおりとする。

表 2-3-4 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準 (単位：dB)

基 準 値	
昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～翌 6:00
70 以下	65 以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 以下、夜間にあっては 40 以下）によることができる。	

- ※ 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（4 車線以上）のほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。
- ※ 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2 車線以下の道路では道路端から 15m、2 車線を越える道路では 20m の区域をいう。

○航空機騒音に係る環境基準

表 2-3-5 航空機騒音に係る環境基準 (単位：dB)

地域の類型	基準値 (L _{den} ：時間帯補正等価騒音レベル)
I	57 以下
II	62 以下

- ※ I を当てはめる地域：専ら住居の用に供される地域。
- II を当てはめる地域：I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域。

2. 工場騒音・振動（特定施設）

騒音・振動規制法及び成田市公害防止条例に基づき、工場、事業場などに設置される施設のなかで、金属加工機械や空気圧縮機など著しい騒音や振動を発生する施設を「特定施設」と定め、これらを設置する場合は設置工事開始の30日前までに所定の様式で届け出なければなりません。

工場において発生する騒音や振動の規制基準は、発生する時間及び区域区分により定められています。

表 2-3-6 騒音及び振動の規制基準

騒音の規制基準 (単位：dB)				振動の規制基準 (単位：dB)		
区域の区分	時 間 の 区 分			区域の区分	時 間 の 区 分	
	昼間 8:00～19:00	朝・夕 6:00～ 8:00 19:00～22:00	夜間 22:00～翌 6:00		昼間 8:00～19:00	夜間 19:00～翌 8:00
第一種区域	50	45	40	第一種区域	60	55
第二種区域	55	50	45	第二種区域	65	60
第三種区域	65	60	50	その他	60	55
第四種区域	70	65	60			
その他	60	55	50			

※ 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域（振動においては、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域も含む）。

第二種区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び第一特別地域（※¹）（振動においては、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域が該当する）。

第三種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域（ただし、第一特別地域を除く）及び第二特別地域（※²）。

第四種区域：工業地域（ただし、第二特別地域を除く）及び工業専用地域。

そ の 他：第一種区域から第四種区域以外の区域（市条例による。振動においては第一種区域から第二種区域以外の区域以外の区域）。

（※¹）第一特別地域：準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の周囲 50m 以内の地域という。

（※²）第二特別地域：工業地域及び工業専用地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に接する地域であり、かつ、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域の周囲 50m 以内の地域をいう。

ただし、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲、概ね 50m の区域内における規制基準は 5dB 減じた値とする。

表 2-3-7 特定施設届出状況

(単位：基)

関係法令		特定施設の種類	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
騒音 規制法		金属加工機械	2	4	1	6		3	8	2		
		空気圧縮機及び送風機	9	48	6	28	18	6	18	11	7	8
		土石用又は鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい及び分級機		1								
		建設用資材製造機械								1		
		小 計	11	53	7	34	18	9	26	14	7	8
振動 規制法		金属加工機械										
		圧縮機			1				5			
		ゴム練用又は合成樹脂 練用のロール機										
		合成樹脂用射出成形機										
		小 計	0	0	1	0	0	0	5	0	0	0
成田市公害防止条例	ばい煙、粉じん及び悪臭に係る特定施設	化学工業 反応施設										
		〃 焙焼施設										
		土石製品 混合施設										
		〃 焼成施設										
		非鉄金属 金属製品 乾燥焼付施設										
		〃 粉砕施設										
		その他										
		小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	騒音に係る特定施設	金属加工機械	6		10		4	12	2	3	4	2
		圧縮機	13	6	2	2	2	3	4	3	4	8
		送風機	87	48	12	12	2	17	13	47	10	7
		粉砕機	2	31	11	1	2	1		1	3	2
		建設用資材製造機械	1	1			1					
		合成樹脂用射出成形機					1					
		重油バーナー										
		走行クレーン	4				2	4	2	10	3	
		集塵装置	2	13	5	1	3	2	2	1	3	5
		冷凍機	82	163	77	129	41	67	101	83	48	127
		原動機	3	2	1		3	4	2			1
		クーリングタワー	7			7		1	3	3		
		その他					3			1		
		小 計	207	264	118	152	63	112	129	152	75	152
	振動に係る特定施設	金属加工機械	6	4	1	6		2	8			1
		圧縮機及び送風機	108	100	19	24	4	20	17	50	21	23
		粉砕機	2	12	7		2	1		1	1	2
		印刷機械										
		ゴム練用又は合成樹脂 練用のロール機										
		合成樹脂用射出成形機							1			
		鋳造型機										
		冷凍機	82	163	77	129	41	67	101	83	48	127
		その他						3				
		小計	198	279	104	159	50	91	126	134	70	153
合 計		416	596	230	345	131	212	286	300	152	313	

3. 建設作業騒音・振動（特定建設作業）

騒音・振動規制法及び成田市公害防止条例に基づき、建設工事として行われる作業のなかで、杭打作業など著しい騒音や振動を発生する作業を「特定建設作業」と定め、これらの作業を行う場合は作業開始7日前までに所定の様式で届け出なければなりません。

騒音・振動規制法では、2012（平成24）年4月から市長（以前は都道府県知事）が騒音・振動規制地域の指定と規制基準の設定を行うこととされ、この指定地域内において、法に定められた特定施設を設置する工場・事業場（特定工場等）及び特定建設作業について調査測定を行い、必要に応じて改善勧告及び改善命令等の行政措置を行うことができます。

特定建設作業において発生する騒音や振動の規制基準は、作業の種類により定められています。

表 2-3-8 特定建設作業の騒音・振動規制基準 (単位：dB)

特定建設作業の種類	騒音及び振動の大きさ（敷地の境界線での値）			
	騒音		振動	
	騒音規制法	市条例	振動規制法	市条例
①杭打・杭抜機等	85	85	75	75
②鋸打機及びインパクトレンチ	85	85	—	—
③さく岩機	85	85	—	—
④空気圧縮機（15kW 以上）	85	85	—	75
⑤コンクリートプラント（0.45 m ³ 以上） アスファルトプラント（200kg 以上）	85	85	—	—
⑥鋼球による破壊作業	—	85	75	75
⑦舗装版破砕機	—	85	75	75
⑧ブレーカー（手持式を除く）	—	85	75	75
⑨バックホー、ブルドーザー等	85	85	—	75
⑩振動ローラー	—	85	—	75

※ 市条例：成田市公害防止条例

表 2-3-9 特定建設作業届出基数

(単位：台)

関係法令	種 類	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
騒音規制法	杭打機			1		2	3	5	1	1	5
	鋸打機				1						1
	さく岩機	40	37	104	113	129	98	93	115	123	90
	空気圧縮機	1	5	4	2	3	3	6	5	1	3
	バックホー、 ブルドーザー 等			1						1	1
	コンクリート プラント			1							1
	小 計	41	42	111	116	134	104	104	121	126	101
振動規制法	杭打機	1		1		2	3	5	1	1	5
	舗装版破碎機						2				
	ブレーカー	21	38	53	63	80	63	70	51	44	69
	小 計	22	38	54	63	82	68	75	52	45	74
成田市公害防止条例	杭打機または杭抜機	1	1		1		1				2
	鋸打機及びインパクトレンチ		8	5	2	4	16	10	9	23	12
	空気圧縮機					1				1	
	ブレーカー		1	1	8	5	5	3	10	11	4
	バックホー、 ブルドーザー 等	272	306	404	437	546	742	638	624	728	479
	振動ローラー	29	44	54	51	121	144	99	137	182	113
	小 計	302	360	464	499	677	908	750	780	945	610
合 計		365	440	629	678	893	1080	929	953	1116	785

4. 自動車騒音・道路交通振動

本市は、東関東自動車道や国道 51 号を始めとする 7 本の主要幹線道路によって、北総地域の交通の要所となっています。

本市では、毎年度国道 51 号（成田市役所下）、国道 408 号（根木名川中継ポンプ場前）、主要地方道成田・松尾線（三里塚小学校前）、市道郷部線（中台運動公園プール脇）の 4 地点を定点とし、自動車騒音・道路交通振動と交通量の調査・測定を実施しています。

自動車騒音の調査業務については、2012（平成 24）年度より、都道府県から市の業務となり、定点の 4 地点に加え、市内すべての国道・県道及び 4 車線以上の市道を 5 年間のローテーションにて調査し、面的評価する計画を立案しました。

面的評価は、道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する 1 地点で等価騒音レベルの測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端から 50m の範囲にあるすべての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合する戸数の割合を算出して評価します。

（1）自動車騒音の要請限度

自動車騒音については、環境基準に加えて、騒音規制法に基づく総理府令で定める限度（要請限度）による規制が行われています。要請限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められた場合、公安委員会に道路交通法の規定による措置を要請できるとされています。

なお、測定した 4 地点は、表 2-3-11 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度の特例により評価しています。

表 2-3-10 騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の要請限度（単位：dB）

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～翌 6:00
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

備考 a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が定めた区域をいう。

1. a 区域：専ら住居の用に供される区域。
2. b 区域：主として住居の用に供される区域。
3. c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域。

※ 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、上表にかかわらず、特例として次表に掲げるとおりとする。

表 2-3-11 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度の特例 (単位：dB)

昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～翌 6:00
75	70

騒音規制法の規定に基づき、成田市が定める区域は次のとおり。

表 2-3-12 成田市が定めた区域の区分 2012（平成 24）年 4 月 1 日施行

区域の区分	用途地域名
a 区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、第一特別地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、 但し第一特別地域を除く

※ 第一特別地域とは、準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の周囲 50m 以内の地域をいう。

(2) 道路交通振動の要請限度

道路交通振動については、振動規制法に基づく総理府令で定める限度(要請限度)による規制が行われています。要請限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められた場合、公安委員会に道路交通法の規定による措置を要請できるとされています。

振動規制法の規定により、道路交通振動の要請限度に関する区域と昼間及び夜間の時間を 2012（平成 24）年 4 月から市長が定めています。

表 2-3-13 振動規制法の規定に基づく道路交通振動の要請限度 (単位：dB)

時間の区分 区域の区分	昼 間 8:00～19:00	夜 間 19:00～翌 8:00
第一種区域	65	60
第二種区域	70	65

備考 第一種区域及び第二種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長）が定めた区域をいう。

1. 第一種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
2. 第二種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

振動規制法施行規則の規定に基づき、成田市が定める区域は次のとおり。

表 2-3-14 成田市が定めた区域の区分 2012（平成 24）年 4 月 1 日施行

区域の区分	用途地域名
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

振動規制法施行規則の規定に基づき、成田市が定める昼間及び夜間は次のとおり。

表 2-3-15 成田市が定めた昼間及び夜間の時間 2012（平成 24）年 4 月 1 日施行

区分	時 間
昼間	午前 8 時から午後 7 時まで
夜間	午後 7 時から翌日の午前 8 時まで

2023（令和 5）年度は、騒音・振動いずれも要請限度を達成しています。また経年的には、国道 51 号、国道 408 号、主要地方道成田・松尾線、市道郷部線の騒音・振動レベルは、横ばいの状況にあります。

表 2-3-16 2023（令和 5）年度自動車騒音測定結果
道路近傍騒音レベル（24 時間）と環境基準との比較

（単位：dB）

測定地点	都市計画 （用途地域）	地域 類型	測定結果 （道路近傍）				環境基準 （近接空間）	
			昼間 6 時～22 時		夜間 22 時～6 時		昼間 6 時～22 時	夜間 22 時～6 時
①国道 51 号 （成田市役所下）	市街化区域 （第二種住居地域）	B	70	○	70	×	70	65
②国道 408 号 （根木名川中継ポンプ場前）	市街化区域 （第二種住居地域）	B	71	×	69	×	70	65
③-1 成田・松尾線 （三里塚小学校前）	市街化区域 （第一種住居地域）	B	67	○	64	○	70	65
③-2 成田・松尾線 （遠山中学校前）	市街化調整区域	<u>B</u>	67	○	62	○	70	65
④-1 市道 郷部線 （中台運動公園プール脇）	市街化区域 （第一種中高層 住居専用地域）	A	68	○	62	○	70	65
④-2 市道 郷部線 （成田国際高校前）	市街化区域 （第一種低層 住居専用地域）	A	67	○	62	○	70	65
⑤新空港自動車道、国道 295 号 （成田市取香地先）	市街化調整区域	<u>B</u>	70	○	67	×	70	65
⑥国道 51 号 （成田市所地先）	準住居地域	B	72	×	71	×	70	65
⑦国道 356 号 （成田市小浮地先）	非線引き区域 （無指定）	<u>B</u>	54	○	51	○	70	65
⑧国道 464 号 （成田市押畑地先）	市街化調整区域	<u>B</u>	52	○	49	○	70	65
⑨成田小見川鹿島港線 （成田市多良貝地先）	非線引き区域 （無指定）	<u>B</u>	67	○	64	○	70	65
⑩成田下総線 （成田市大和田地先）	市街化区域 （第一種住居地域）	B	68	○	60	○	70	65
⑪成田滑河線 （成田市滑川地先）	市街化区域 （第一種住居地域）	B	67	○	60	○	70	65

※ 近接空間：測定地点が幹線交通を担う道路に近接する空間に位置する。

※ 地域類型の欄の「B」は、類型指定がされていないため、「自動車騒音常時監視マニュアル」（平成 27 年 10 月環境省水・大気環境局自動車環境対策課）に基づき B 類型とみなしたことを示す。

※ 近接空間の環境基準は 79 ページ表 2-3-4 による。

表 2-3-17 環境基準達成状況の評価結果

番号	路線名	区間 番号	住居等戸数（戸）				
			評価 対象数	昼間・夜間 ともに基準 値以下	昼間のみ基 準値以下	夜間のみ基 準値以下	昼間・夜間 ともに基準 値超過
1	国道 51 号	13070	500	347	153	0	0
2	国道 408 号	24010	36	31	3	0	2
3	成田松尾線	41920	580	532	32	0	16
4	市道郷部線	110040	760	754	0	0	6
5	国道 295 号 新空港自動車道	18010 170	3	3	0	0	0
6	国道 51 号	13100	23	11	11	0	1
7	国道 356 号	22080	20	20	0	0	0
8	国道 464 号	27100	23	23	0	0	0
9	成田小見川鹿島港線	41200	157	153	4	0	0
10	成田下総線	42020	178	178	0	0	0
11	成田滑河線	61020	288	288	0	0	0
合計 (括弧内は%)			6,818	6,565 (96.3)	203 (3.0)	24 (0.3)	26 (0.4)

表 2-3-18 自動車騒音測定結果と要請限度との比較

(単位: dB)

道路名	測定期間	区域 の 区分	車線数	近接空間の要請限度		測定結果		要請 限度 判定
				昼間	夜間	昼間	夜間	
国道 51 号	2023(令和 5) 年 11 月 27 日 ～ 2023(令和 5) 年 11 月 30 日	b	4	75	70	70	69	○
国道 408 号		b	4			71	69	○
主要地方道成田・松尾線		b	2			67	64	○
市道郷部線		a	4			68	62	○

※ 測定期間中の連続する 72 時間における平均値と要請限度を比較。

近接空間：測定地点が幹線交通を担う道路に近接する空間に位置する。

表 2-3-19 道路交通振動測定結果と要請限度との比較

(単位: dB)

道路名	測定期間	区域の区分	要請限度		測定結果		要請 限度 判定
			昼間	夜間	昼間	夜間	
国道 51 号	2023(令和 5) 年 11 月 27 日 ～ 2023(令和 5) 年 11 月 30 日	第一種区域	65	60	42	39	○
国道 408 号					46	44	○
主要地方道成田・松尾線					47	40	○
市道郷部線					43	38	○

※ 測定期間中の連続する 72 時間における平均値と要請限度を比較。

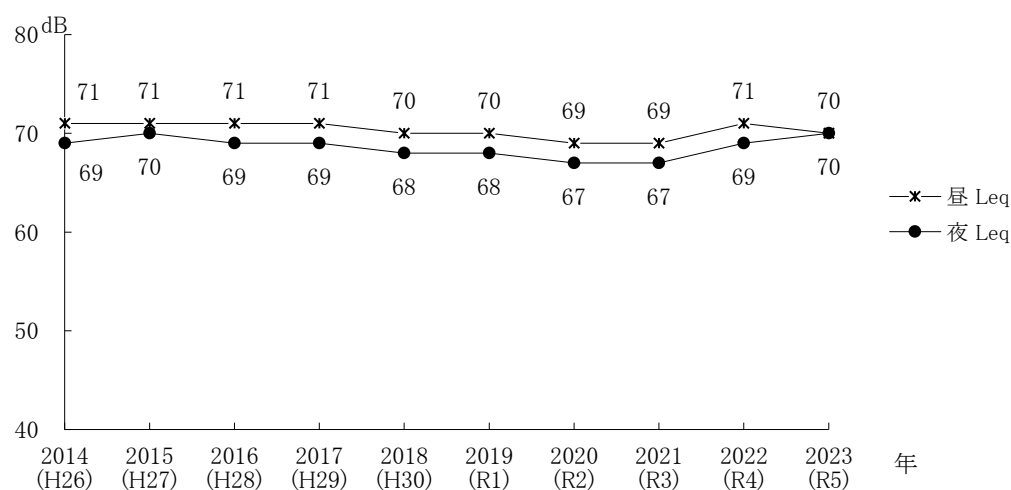


図 2-3-1 国道 51 号 時間帯別騒音レベルの平均値の推移

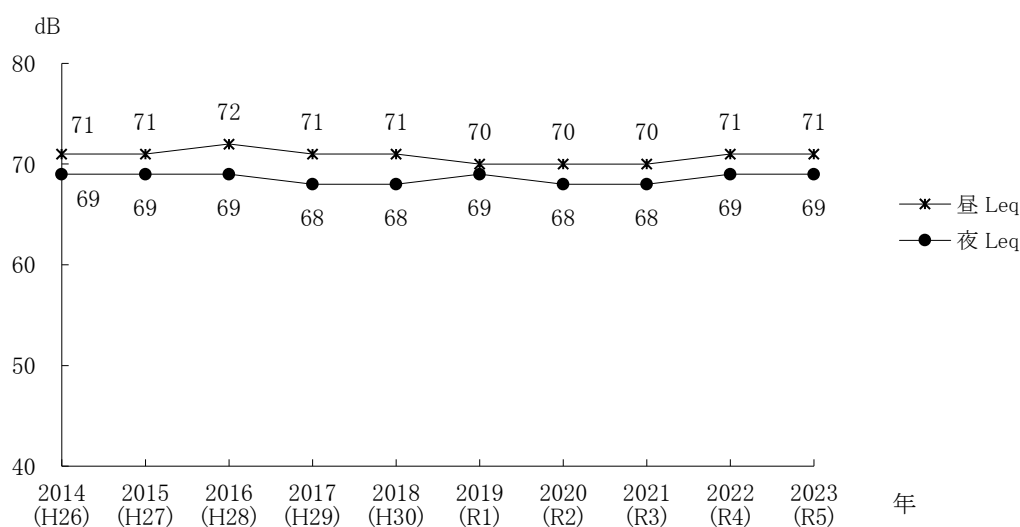


図 2-3-2 国道 408 号 時間帯別騒音レベルの平均値の推移

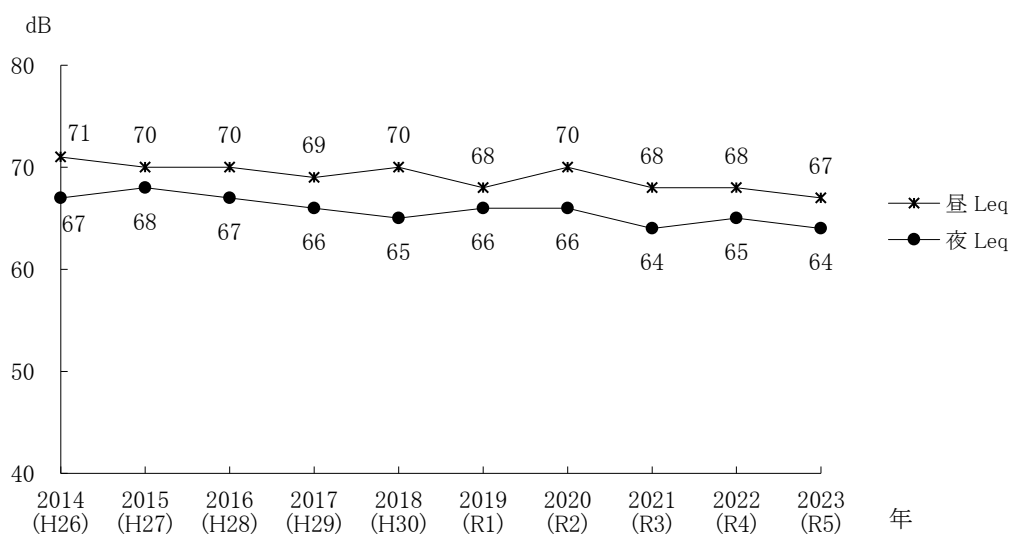


図 2-3-3 主要地方道成田・松尾線 時間帯別騒音レベルの平均値の推移

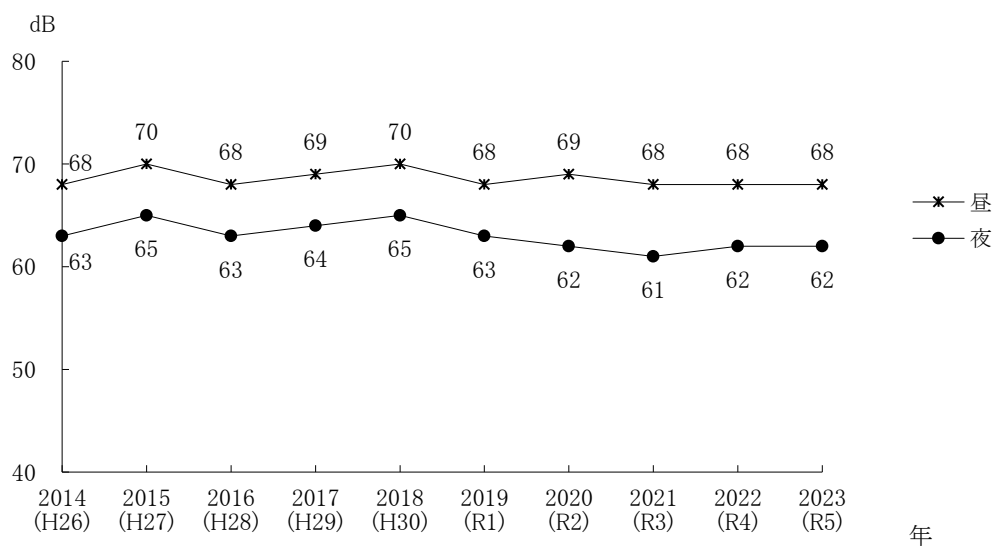


図 2-3-4 市道郷部線 時間帯別騒音レベルの平均値の推移

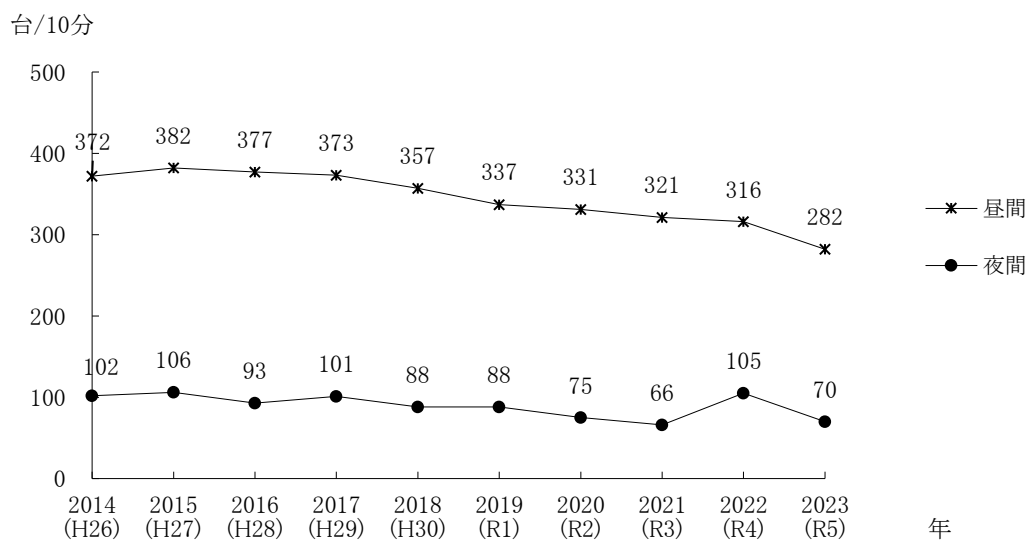


図 2-3-5 国道 51 号 時間帯別交通量の平均値の推移

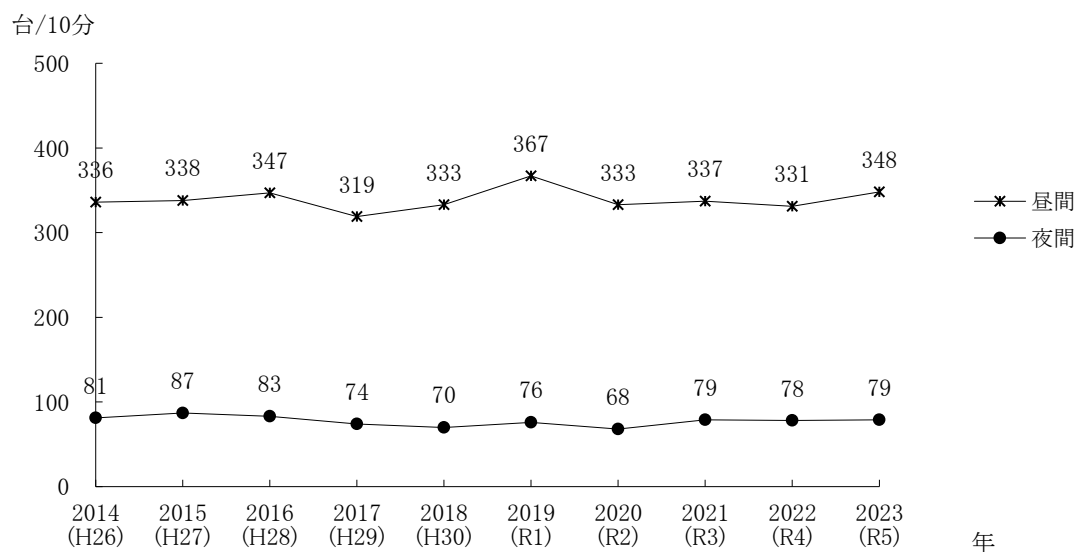


図 2-3-6 国道 408 号 時間帯別交通量の平均値の推移

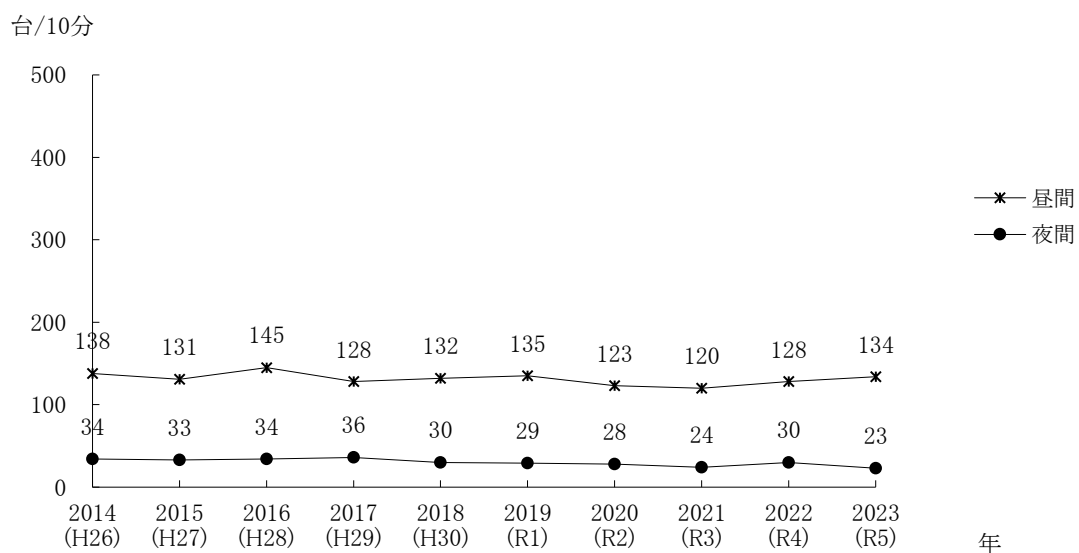


図 2-3-7 主要地方道成田・松尾線 時間帯別交通量の平均値の推移

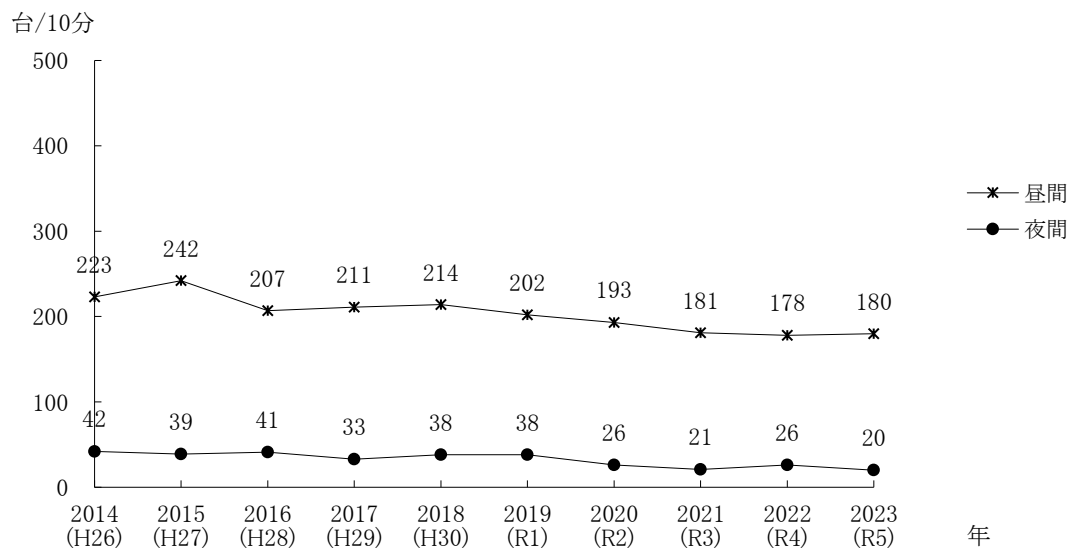


図 2-3-8 市道郷部線 時間帯別交通量の平均値の推移

5. 航空機騒音

(1) 成田空港の施設

成田国際空港（以下「成田空港」という。）は、1978（昭和 53）年 5 月に新東京国際空港として開港しました。設置者は成田国際空港株式会社（以下「N A A」という。）であり、新東京国際空港公団として設立され、2004（平成 16）年 4 月に民営化するとともに、空港の名称を改めております。現在の成田空港の施設は下図及び下表のとおりであり、A 滑走路（4,000m、運用時間 6:00～0:00）と B 滑走路（2,500m、運用時間 6:00～23:00）の 2 本の滑走路等で運用しています。

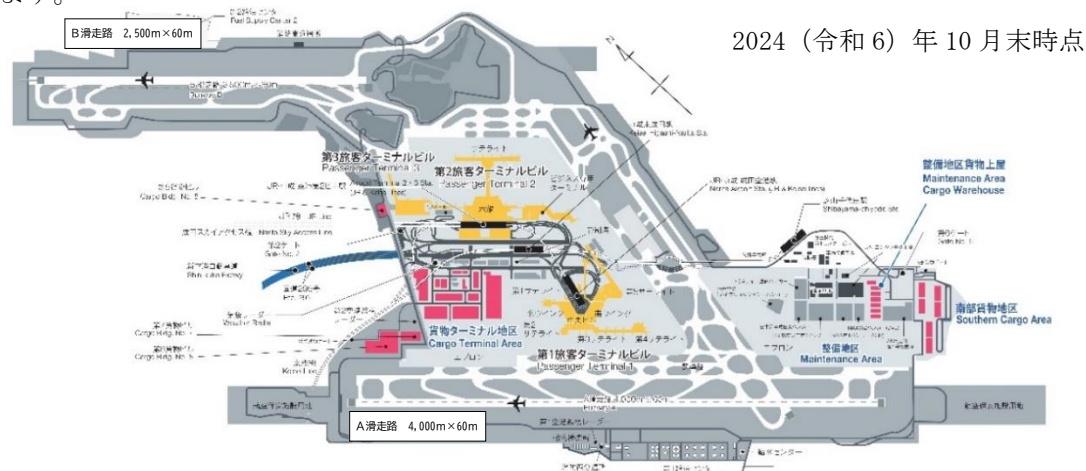


図 2-3-9 成田空港の施設（出典：N A A ホームページ）

(2) 運航状況

年間発着回数については、空港開港以来、順調な航空需要の伸びを背景に増加してきましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴う渡航制限などによる航空需要の減少の影響を大きく受け、2020（令和 2）年度に著しく減少しました。2021（令和 3）年度以降は、その影響からの回復傾向にあり、2023（令和 5）年度には 2019（令和元）年度の 85%まで回復しています。

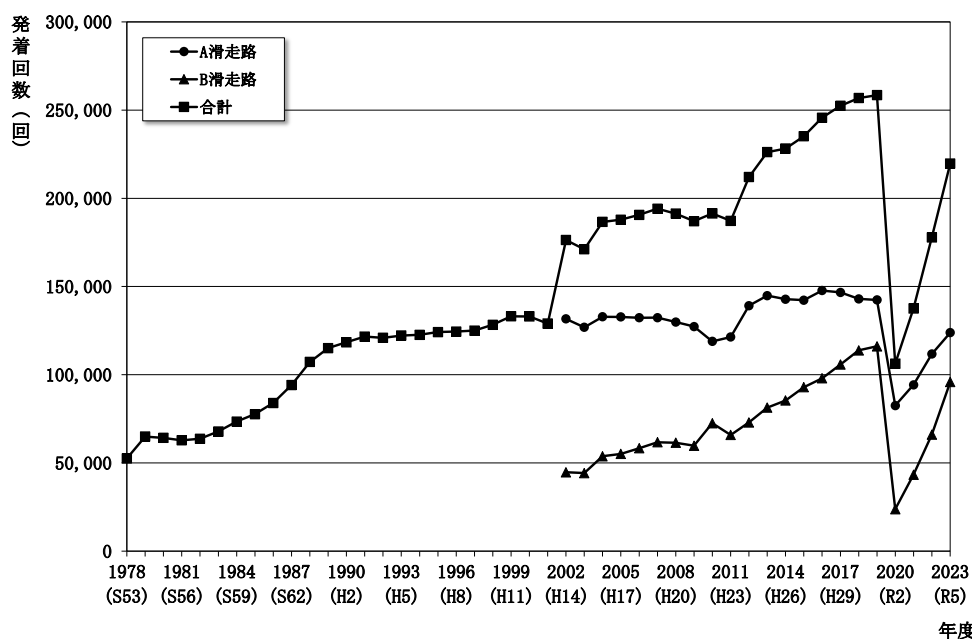


図 2-3-10 1978（昭和 53）年度から 2023（令和 5）年度までの年間発着回数の推移

表 2-3-20 2023（令和 5）年度年間発着回数一覧表（A 滑走路・B 滑走路合計）

区分 月	空 港 北 側				空 港 南 側				合 計	
	離陸機数	比率 %	着陸機数	比率 %	離陸機数	比率 %	着陸機数	比率 %	全機数	比率 %
4	2,609	15.9	5,481	33.4	5,583	34.1	2,713	16.6	16,386	7.5
5	2,978	17.4	5,557	32.5	5,573	32.6	2,989	17.5	17,097	7.8
6	2,104	12.5	6,125	36.4	6,302	37.5	2,274	13.5	16,805	7.6
7	1,350	7.5	7,574	42.0	7,673	42.5	1,452	8.0	18,049	8.2
8	994	5.3	8,348	44.3	8,435	44.7	1,077	5.7	18,854	8.6
9	2,919	16.2	6,016	33.5	6,067	33.8	2,971	16.5	17,973	8.2
10	6,525	35.2	2,589	14.0	2,734	14.8	6,673	36.0	18,521	8.4
11	4,580	24.8	4,673	25.3	4,655	25.2	4,557	24.7	18,465	8.4
12	6,982	35.8	2,878	14.8	2,758	14.1	6,887	35.3	19,505	8.9
1	7,591	38.7	2,180	11.1	2,237	11.4	7,630	38.9	19,638	8.9
2	7,107	39.1	1,975	10.9	1,982	10.9	7,108	39.1	18,172	8.3
3	6,521	32.2	3,659	18.1	3,599	17.8	6,483	32.0	20,262	9.2
合 計	52,260	23.8	57,055	26.0	57,598	26.2	52,814	24.0	219,727	100.0
日平均	142.8	23.8	155.9	26.0	157.4	26.2	144.3	24.0	600.3	100.0

(3) 航跡測定結果

定められた飛行コースによる航空機の運航が騒音測定的前提となるため、本市では市域である空港北側を飛行する航空機の航跡を検証しています。

1978（昭和 53）年 5 月の空港開港後しばらくして、航空機の系統的な飛行コースのずれが問題化しましたが、航空機の航跡を測定しておらず、実態が把握できませんでした。このため、本市では 1987（昭和 62）年度に高度・コース測定局を整備し、翌年度から測定を開始しました。これにより、西側にずれて飛行する航空機の実態が明らかとなり、出発方式が東側に 1 度変更され、問題が解消されました。

このような経緯もあり、以降、測定方法が変わりながらも継続して航跡を測定しています。現在は、航空機から発信される ADS-B 情報を取得しその位置情報を把握することで航跡を測定するとともに、機種別や路線別、目的別など各項目別の集計も行っています。

滑走路北側への離陸機は、標準計器出発方式等により、滑走路から利根川縁（A 滑走路は滑走路北端から約 11.5km、B 滑走路は滑走路北端から約 8.3km）まで直進上昇し、かつ、定められた飛行幅（利根川縁で、A 滑走路は 2.5km 幅、B 滑走路は 1.7km）の中を飛行します。また、滑走路北側からの着陸機は、計器着陸方式により、降下角 3 度で滑走路に進入します。

一般的な傾向として、離陸機は重量の軽い機体は早く上昇し、重量の重い機体は緩やかに上昇します。また、着陸機は機体の重量で航跡が大きく変わることはありません。

なお、悪天候や急病患者等の異常事態等やむを得ない理由によって、標準飛行コースを外れて飛行することもあります。

2023（令和 5）年度の航跡測定結果としては、A 滑走路及び B 滑走路ともに、悪天候等やむを得ない理由により標準飛行コースを外れて飛行する航空機はみられたものの、系統的な飛行コースのずれはありませんでした。

(4) 騒音測定結果

2023（令和 5）年度において、成田空港周辺の航空機騒音測定局（以下「測定局」という。）は 103 局であり、市内では、成田市 26 局、千葉県 7 局、N A A14 局の合計 47 局で航空機騒音を測定しています。全ての測定局の測定データは公益財団法人成田空港周辺地域共生財団の航空機騒音データ処理システムにより一元的に集計され、航空機騒音監視評価委員会での確定を経て公表されています。

2023（令和 5）年度の測定結果では、全ての測定局における年間値は公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に定める値未満でした。

測定結果を 2022（令和 4）年度と比較すると、A 滑走路北側及び北側谷間地区の測定局では、離陸機の増加による影響と着陸機の減少による影響の相殺や、 L_{den} への影響が大きい 22 時以降の時間帯における大型機の運用減少などにより、大きな変化はありませんでした。A 滑走路南側の南三里塚測定局では、離陸機が大幅に増加した影響により、0.8dB 増加しました。また、B 滑走路北側コース直下の測定局では、着陸機の増加による影響が大きく、全体的に 1dB 以上増加した一方、B 滑走路北側コース東の測定局では、離陸機の減少の影響により減少しました。

また、2019（令和元）年度と比較すると、発着回数及び騒音が大きい大型機などの減少により、全てのエリアで 0.5dB 以上減少しました。

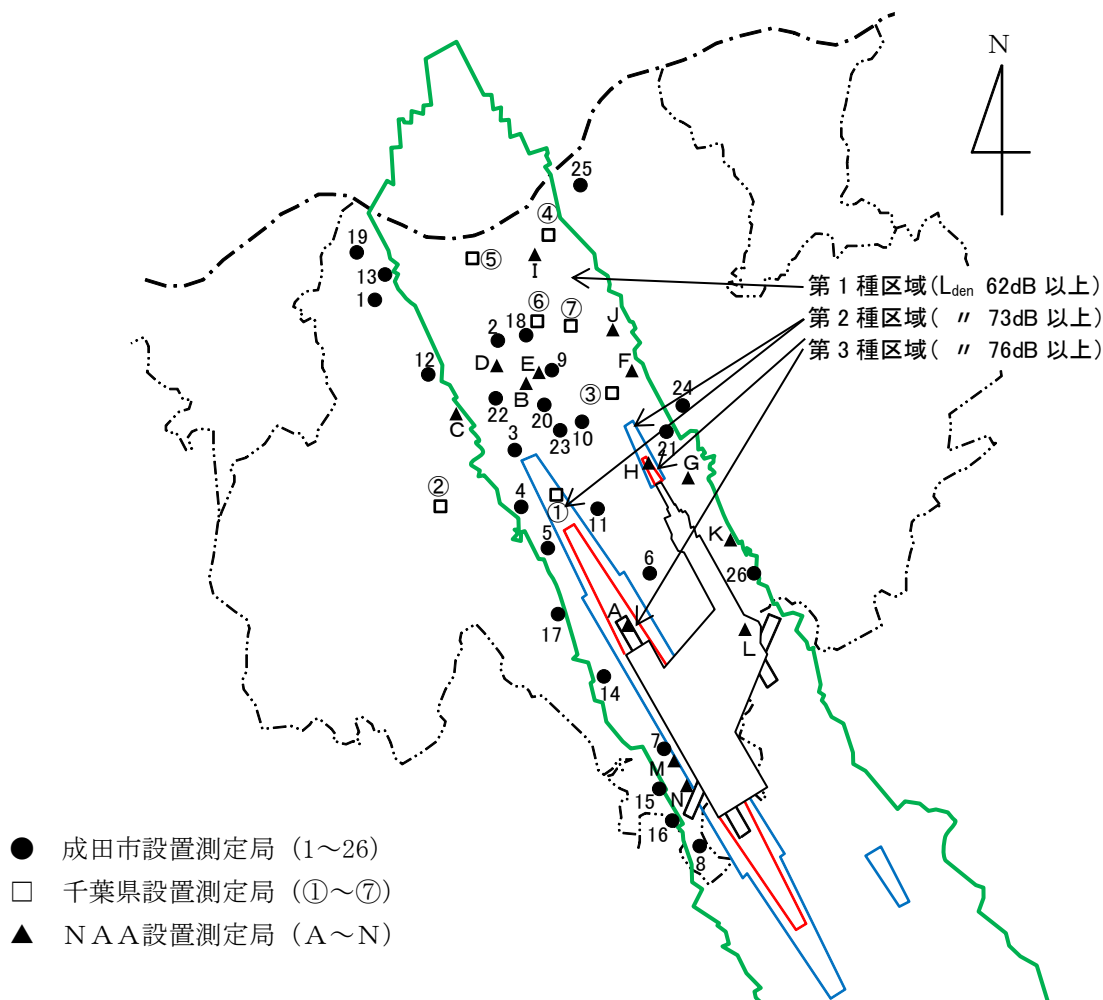


図 2-3-11 航空機騒音測定局の配置図

表2-3-21 2014（平成26）年度から2023（令和5）年度までの騒音測定結果（L_{den}）（単位：dB）

No.	測定局名	設置者	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
1	北羽鳥北部	成田市	56.3	56.3	56.3	56.0	55.6	56.1	54.9	54.4	54.8	55.2
2	磯部	成田市	57.9	57.8	57.9	57.5	57.0	57.5	55.9	55.9	56.0	56.4
3	芦田	成田市	62.1	61.9	62.0	61.9	61.3	61.8	60.9	60.5	60.7	61.0
4	赤荻	成田市	59.6	59.6	59.9	59.4	59.0	59.6	58.2	57.8	58.3	58.5
5	野毛平	成田市	59.9	60.0	60.1	59.9	59.5	59.9	58.7	58.2	58.9	59.2
6	堀之内	成田市	57.8	57.4	57.6	57.5	57.7	58.0	54.6	54.4	55.0	56.6
7	本三里塚	成田市	58.5	58.5	58.3	58.1	57.8	58.0	57.4	57.5	57.0	56.6
8	南三里塚	成田市	59.6	59.0	59.1	59.7	59.6	59.3	56.2	57.1	57.0	57.8
9	幡谷	成田市	56.5	56.9	57.0	56.6	56.3	55.9	52.9	54.0	54.4	54.5
10	成毛	成田市	56.6	57.1	57.2	56.6	56.0	55.9	53.1	54.3	54.7	53.8
11	野毛平工業団地	成田市	59.7	59.8	59.9	59.5	59.2	59.7	57.9	57.4	58.1	58.3
12	長沼	成田市	57.1	56.9	57.0	56.7	56.5	56.8	55.5	55.2	55.6	55.9
13	北羽鳥	成田市	57.3	57.2	56.8	56.6	56.0	56.6	56.0	55.5	55.9	55.8
14	遠山	成田市	58.4	58.5	58.4	58.3	58.0	58.1	56.2	56.1	56.1	56.7
15	御料牧場記念館	成田市	56.0	56.1	56.0	56.0	55.8	55.6	54.8	54.8	54.7	54.2
16	本城	成田市	57.7	57.4	57.3	57.3	56.5	56.3	54.7	55.5	55.6	55.7
17	馬場	成田市	55.1	55.2	55.2	54.4	54.5	55.2	53.2	52.7	53.5	54.1
18	水掛	成田市	56.3	56.5	56.8	56.2	55.8	55.6	53.4	53.9	54.2	54.0
19	竜台	成田市	53.6	53.7	54.1	53.9	53.4	53.8	52.8	52.7	52.8	53.2
20	大生	成田市	59.6	59.8	59.8	59.7	59.3	59.7	58.3	57.9	58.2	58.6
21	大室	成田市	57.8	58.1	58.9	57.9	57.4	56.5	49.8	54.4	54.8	53.9
22	荒海橋本	成田市	62.4	62.2	62.0	61.9	61.2	61.6	60.9	60.9	60.8	60.8
23	東和泉	成田市	—	—	—	—	—	58.3	56.4	56.4	56.7	57.0
24	大室北	成田市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	42.8
25	猿山	成田市	49.4	49.8	50.0	49.6	49.1	48.3	43.4	46.8	46.9	46.0
26	新田	成田市	56.9	56.5	57.1	58.1	58.3	57.4	50.9	52.6	52.6	56.2
①	西和泉	千葉県	64.4	64.4	63.9	63.7	63.1	63.5	62.9	62.9	62.6	62.9
②	押畑	千葉県	50.7	50.6	51.0	50.7	50.2	50.5	49.2	48.6	49.3	49.9
③	土室	千葉県	65.3	65.2	64.8	65.2	66.0	65.9	58.2	61.2	63.2	65.3
④	滑川	千葉県	55.9	56.1	56.1	56.0	56.1	55.5	(48.5)	52.4	53.4	54.2
⑤	新川	千葉県	56.7	56.8	56.9	56.6	56.1	56.2	54.0	54.3	54.8	54.9
⑥	四谷	千葉県	58.4	58.4	58.2	58.3	58.6	58.1	53.0	55.1	56.1	57.3
⑦	高倉	千葉県	62.0	62.0	61.9	62.2	62.9	62.4	55.3	58.4	60.0	62.0
A	16R(空港内)	N A A	71.9	71.6	71.5	71.2	70.1	70.5	70.3	70.2	69.8	69.5
B	飯岡	N A A	59.7	59.6	59.7	59.2	58.8	59.1	57.6	57.2	57.9	58.2
C	芦田	N A A	57.6	57.4	57.6	56.9	56.4	57.1	55.4	55.2	55.4	55.5
D	荒海	N A A	62.0	61.9	61.7	61.5	60.8	61.0	60.3	60.1	60.1	60.0
E	久住	N A A	57.4	57.4	57.6	57.1	56.8	56.8	54.5	54.8	55.5	55.6
F	土室	N A A	56.2	56.3	56.6	55.8	55.4	54.5	48.3	52.7	53.0	51.9
G	大室	N A A	58.1	58.2	59.0	58.0	57.4	56.1	49.2	54.3	54.4	52.7
H	16L	N A A	70.2	70.2	70.0	69.7	70.3	69.6	61.8	65.3	67.2	68.9
I	西大須賀	N A A	59.6	59.4	59.3	59.6	60.3	59.7	52.9	55.7	57.5	59.5
J	内宿	N A A	54.3	54.6	54.7	54.1	53.7	52.8	46.5	50.9	51.5	50.4
K	新田	N A A	54.6	54.0	54.6	55.5	56.2	55.6	49.3	49.7	50.9	54.7
L	34R(空港内)	N A A	—	—	—	(74.6)	73.8	73.9	65.7	64.5	67.9	72.2
M	三里塚小学校	N A A	60.5	60.3	60.0	60.0	59.4	59.4	58.4	58.5	58.5	57.9
N	三里塚グランド (旧三里塚住宅)	N A A	64.3	64.1	63.9	63.9	63.5	63.2	61.1	61.3	61.5	61.5

※「—」は未測定。「括弧」は参考値。

第4章 悪 臭

1. 概 要

悪臭は、「人に不快感、嫌悪感を与えるものであって、一般に低濃度、多成分の複合臭気であり、人間の嗅覚に直接訴え、生活環境を損なうおそれのあるにおい」と解されています。

また、主な悪臭公害の特徴は次のようにいられています。

- イ) 感覚公害の代表的なものであり、主観的です。住民は悪臭の多い少ないではなく、悪臭がにおわないことを求めます。
- ロ) 人間の嗅覚は、他の感覚にくらべ定性・定量能力が低いですが、検知能力（感度）は高いといわれています。また、順応性、個人差、疲労があり、生活環境でその感じ方も異なります。
- ハ) 悪臭公害の多くは、低濃度、多成分の混合体からなり各々の成分の閾値は異なり、一般に閾値は低く、一度閾値に達すると強烈な悪臭となるものが多くあります。
- ニ) 悪臭は、その質及び濃度と被害の間の評価方法が環境条件、個人的条件（身体、精神、嗜好など）を含めて確立されていません。
- ホ) 悪臭物質は数十万ともいられており、それら成分間には相乗作用、相殺作用があることが知られています。特有の悪臭に関して極微量物質、関与するコンポーネント、前駆物質もあり、まだ未解明なことが多くあります。
- ヘ) 機器分析の進歩はめざましいものの、悪臭の機器分析法は確立されたとはいえません。
- ト) 悪臭の発生源は多様です。悪臭は大部分の成分を除去しても、人間の感覚ではさほど減少せず、また、除去率ではいえない面があります。

2. 現 状

悪臭苦情件数の経年変化をみると、最近 10 年間では、6～17 件の間を推移しています。

表 2-4-1 悪臭苦情件数の経年変化

年 度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
件 数	14	15	14	9	12	17	15	17	15	6

※当該年度に新たに受付した件数（前年度より継続している案件は含まない。）

3. 法令等による規制

悪臭を規制する法律として悪臭防止法があります。本市では、2012(平成24)年3月23日、成田市告示第83号により、規制基準および規制地域を指定しており、2012(平成24)年4月から施行しています。規制基準は特定悪臭物質の濃度規制が導入されており、22の特定悪臭物質について規制基準が定められています。このうち更にアンモニア、硫化水素、トリメチルアミン等の13物質については、煙突等から排出される場合、排出口の高さに応じた規制基準が適用されます。

また、規制地域は都市計画法に基づく用途地域が指定されており、規制対象地域以外では成田市公害防止条例により規制し、「悪臭の規制基準は、周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し又は飛散する場所の周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度とする。」と定めています。

千葉県では、においを総合的に把握出来る官能試験法の特徴を活かした「三点比較式臭袋法」を採用して1981(昭和56)年6月に悪臭防止対策の指針を作成し、指導目標値を定めました。

本市でも、これらに基づいて悪臭の調査測定や指導等を行っていました。

表 2-4-2 三点比較式臭袋法による指導目標値（臭気濃度）

地 域 の 区 分		排出口	敷地境界
地 域	該 当 地 域		
住居系地域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	500 程度	15 程度
工場・商店 住居混在地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 無指定地域（工業団地を除く）	1,000 程度	20 程度
工業系地域	工業地域 工業専用地域 工業団地	2,000 程度	25 程度

※ 臭気濃度とは、臭気のある空気は無臭の空気では臭気を感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいう。

4. 調査・測定

悪臭発生源の調査測定は、1978(昭和53)年から2019(令和元)年度まで実施していましたが、調査対象となっていた魚腸骨処理場が2019(令和元)年11月に操業を停止し、悪臭公害が解消されたことから、現在は調査測定を実施していません。

第5章 地盤沈下

1. 概要

地盤沈下とは地表面の沈降現象であり、その原因には、自然的原因（表層部分の自然圧密、地殻変動）と、人為的原因（地下水の採取、天然ガスかん水の採取、重量物の圧密）が考えられます。いわゆる典型7公害の1つに数えられている地盤沈下は、事業活動その他、人の活動によって生ずる相当範囲の地盤の沈下であって、自然的原因によるものは除くこととしています。これによる著しい被害には、不等沈下による建造物、土木構造物の傾斜、あるいは破損等が挙げられますが、特に臨海部での地盤沈下は、高潮、集中豪雨などによる浸水被害を増す恐れがあり、内陸部を含めて、地盤の高低関係の狂いは災害の危険性を増大させます。

地盤沈下の特徴は、進行が緩慢で感覚的にも確認が難しいため、被害が大きくならなければ認識されにくいことと、一度沈下した土地は復元不可能であるということです。このため地盤沈下は、進行を防止するばかりでなく、予防することが特に重要です。

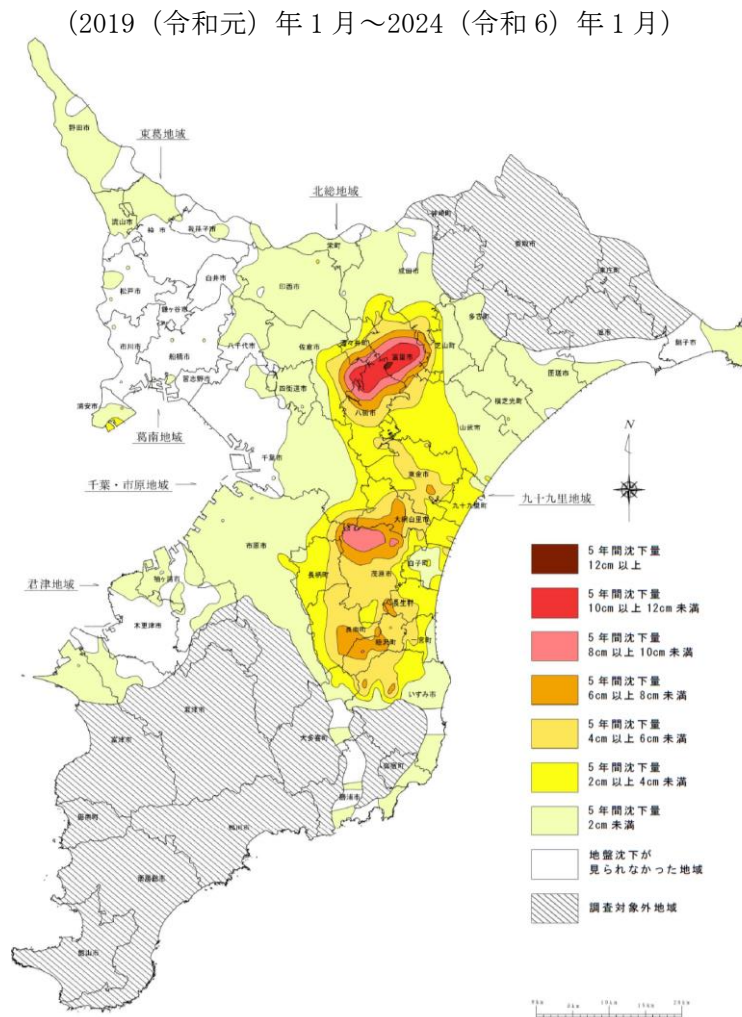


図2-5-1 千葉県水準基標変動図（5年間変動図）

※千葉・市原、北総及び九十九里地域では4cm以上の沈下が見られ、地盤沈下の面積は千葉・市原地域で4.8%、北総地域で24.7%、九十九里地域で30.7%を占めていました。一方、東葛、葛南及び君津地域では、4cm以上の地盤沈下は見られませんでした。

2. 観 測

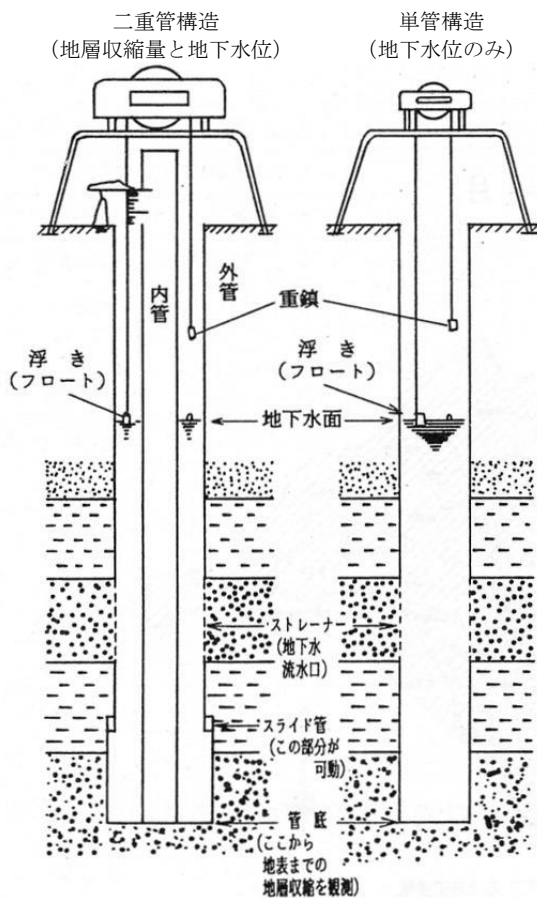


図 2-5-2 地盤沈下観測井の原理図

地盤沈下の動きを知るための手段として、現在、水準測量と地盤沈下観測井による観測の2つの方法がとられています。

水準測量は、県内各所に設けた水準点の標高を、年1回その年の1月1日を基準として測定し、前年との標高差により地盤の変動量を算出するものです。

地盤沈下観測井は、沈下が地下のどの部分でどのように生じているかを知るためのものであり、地層の収縮量と地下水位を測定しています。観測井は単管構造あるいは二重管構造になっており、単管構造では地下水位のみを観測していますが、二重管構造では地下水位と地層の収縮量の観測を行っています。二重管構造の観測井は、太い管の内側に井戸の底に固定された細い管があり、地表面から井戸の底までの地層が収縮することによって生ずる内管の抜け上がり量を自記記録するしくみになっています。地下水位は「浮き（フロート）」の上がり下がりによって測定しています。

地下水位は地下水量の増減だけでなく、気圧の影響なども受けて変化しますが、地層の収縮による沈下を推測する上でも、地盤沈下の監視に大きな役割を果たしています。

北総地域では、1974（昭和49）年から千葉県による水準測量が開始されており、現在、市内には40か所の水準点で水準測量を実施しており、7か所の地盤沈下観測所に20本の観測井が設置されています。

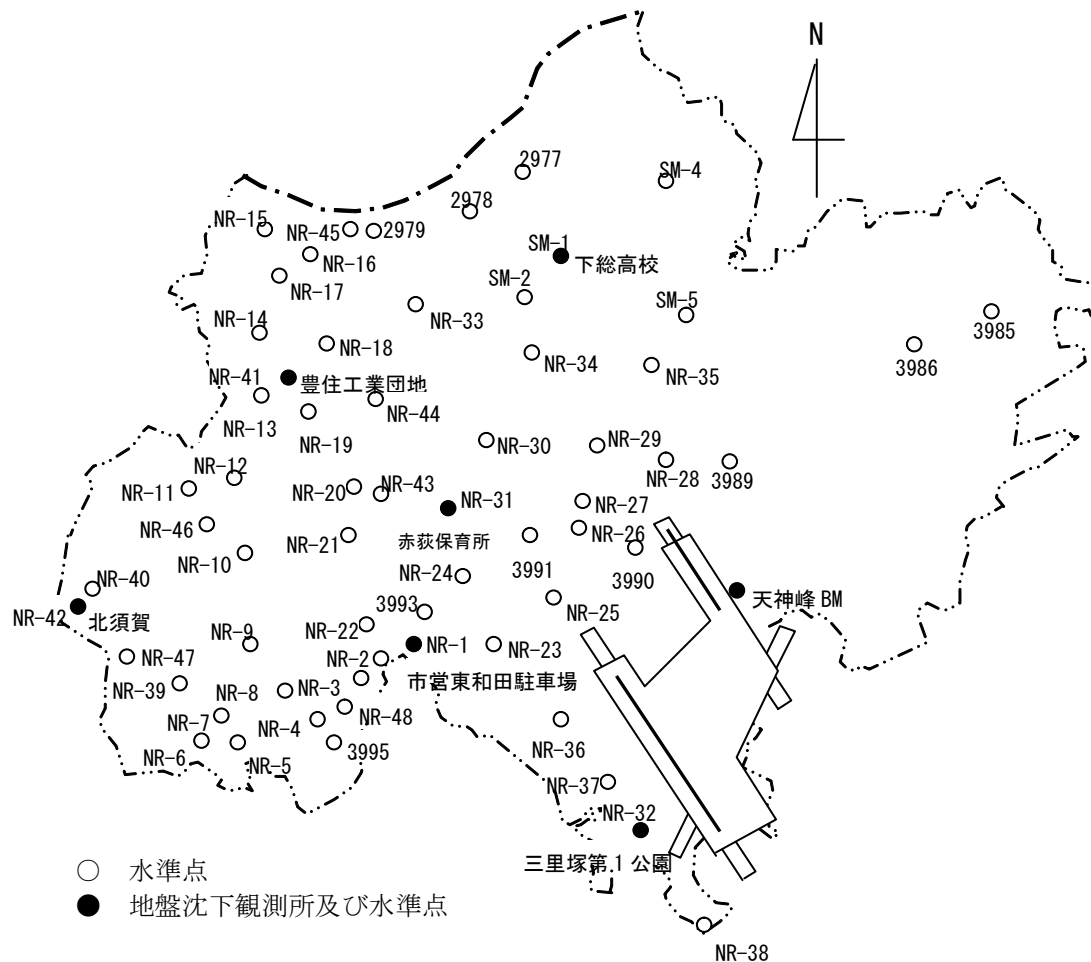


図 2-5-3 市内水準点・地盤沈下観測所位置図

3. 現 状

2023（令和 5）年 1 月から 2024（令和 6）年 1 月までの本市における地盤沈下の変動傾向を見ると、顕著な地盤沈下及び隆起はありません。

本市における最大地盤沈下量は三里塚（水準点番号 NR-32）の 24.6 mm で、前年度の南羽鳥（水準点番号 NR-14）の 13.9 mm に比べて地盤沈下量は増加しています。

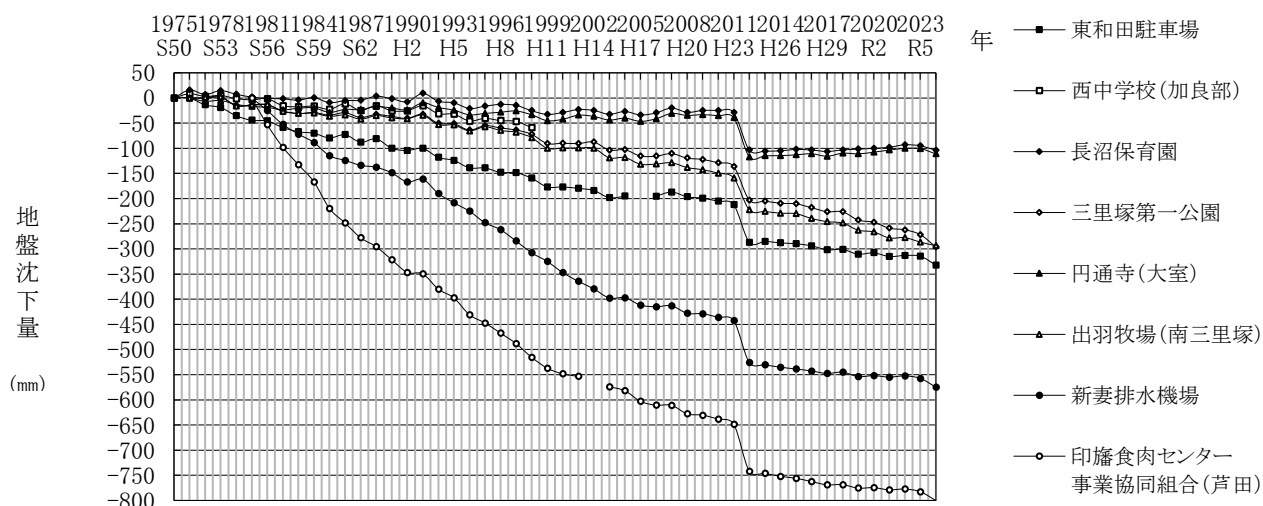
また、5 年間の累計最大地盤沈下量は、三里塚（水準点番号 NR-32）の 53.6 mm で、前年度から 24.6 mm 増加していました。

また、2023（令和 5）年 1 月から 2024（令和 6）年 1 月までの本市における地下水位の変動傾向を見ると、多量の地下水を使用する夏期に水位が下がり、冬期に回復する傾向を示しています。本市を含めた北総地域の地下水位は、1975（昭和 50）年頃からほぼ横ばいの傾向にあります。

表 2-5-1 一等水準点設置場所及び測定結果

水準点番号	所在地			標高(m)		変動量 (mm)	備 考
	字 名	番 地	目 標	2023 (R5) 年 1 月	2024 (R6) 年 1 月		
2979	安西字屋敷添	68	根木名川排水機場	3.6549	3.6447	-10.2	
3990	十余三字西部	25	(株)地下調査工業向側	38.6704	38.6579	-12.5	
3991	東和泉字境前	443-2	道路脇				未測定
3993	寺台字保目	436	保目神社	8.0114	7.9960	-15.4	
3995	並木町字並木添	5	道路脇	40.5873	40.5678	-19.5	
NR-1	東和田字前河面	396-3	市営駐車場観測井脇	6.8424	6.8249	-17.5	
NR-2	花崎町	760	成田市役所	11.0101	10.9929	-17.2	
NR-3	不動ヶ岡字荻分	2158-4	なりた翔洋学園高等部脇				廃止
NR-4	飯田町南向野	90-1	成田赤十字病院				未測定
NR-5	大袋字椎塚田	354-2	大袋消防小屋				未測定
NR-6	宗吾	1-558-1	宗吾霊堂内	34.7126	34.7023	-10.3	
NR-7	台方字宮谷	744-1	宅地				未測定
NR-8	加良部	5-11	西中学校				未測定
NR-9	吾妻	1-22-4	北総浄水場成田給水場				未測定
NR-10	松崎字浅間	2001-5	宅地				未測定
NR-11	大竹字細田	1816-2	道路脇	5.2632	5.2536	-9.6	
NR-12	松崎字遠原	20	成田西陵高等学校				未測定
NR-13	南羽鳥字松ヶ下	570-23	成田合成(株)向側	12.9918	12.9835	-8.3	H17 移転
NR-14	南羽鳥字鍛冶内	100	熊野神社	29.3571	29.3555	-1.6	
NR-15	竜台字膳棚	384	竜台共同利用施設	6.0895	6.0822	-7.3	
NR-16	北部	2520	新目神社	2.2077	2.1995	-8.2	
NR-17	北羽鳥字下萱場	2155-1	北羽鳥北部共同利用施設	4.1798	4.1701	-9.7	
NR-18	長沼字城之内	495-3	長沼保育園	4.2195	4.2105	-9.0	
NR-19	宝田字辺田	1929	宝田公民館	4.7893	4.7821	-7.2	H15 移転
NR-20	宝田字島巡り	912-1	JA 成田市農業機械事務所	3.9601	3.9507	-9.4	
NR-21	押畑字浅間下	1173	道路脇				未測定
NR-22	幸町	948-1	成田小学校				未測定
NR-23	山之作字供養塚	359-2	八富成田斎場ペット火葬場				未測定
NR-24	東金山字東山	243	道路脇		15.4478		R5 再設
NR-25	小菅字中台	284-2	道路脇				亡失
NR-26	野毛平字植出し	1093	道路脇				未測定

水準点番号	所在地			標高(m)		変動量 (mm)	備 考
	字 名	番 地	目 標	2023 (R5) 年 1 月	2024 (R6) 年 1 月		
NR-27	小泉字堀越	576-2	道路脇				未測定
NR-28	大室字竜面	1770	竜面共同利用施設脇	39.4932	39.4807	-12.5	
NR-29	小泉字谷津口	1146	小泉脇鷹神社	38.3603	38.3536	-6.7	
NR-30	西和泉字富地	41-2	西和泉消防器具庫	14.1402	14.1301	-10.1	
NR-31	赤荻字宮下	1042	赤荻共同利用施設	13.2985	13.2882	-10.3	
NR-32	三里塚字上町	2	三里塚第一公園	40.0954	40.0708	-24.6	
NR-33	磯部字郷	485	姫宮神社				未測定
NR-34	幡谷字宮下	573	香取神社	37.3569	37.3444	-12.5	
NR-35	大室字仲妻	766-1	円通寺	17.2746	17.2641	-10.5	
NR-36	大清水字栄通	19	遠山中学校				未測定
NR-37	本三里塚字宮下西	199-11	本三里塚第二共同利用施設				未測定
NR-38	南三里塚字東	330-2	出羽牧場	40.5627	40.5403	-22.4	
NR-39	下方字浅間下	1832	麻賀多神社向側	3.4390	3.4317	-7.3	
NR-40	北須賀字大坂	98	根山神社	4.4731	4.4669	-6.2	
NR-41	南羽鳥字松ヶ下	570-17	豊住工業団地	14.1141	14.1057	-8.4	
NR-42	北須賀字上外埜	1243-1	甚兵衛公園駐車場脇	1.0481	1.0410	-7.1	
NR-43	新妻字村柳	1699-2	新妻排水機場	2.3070	2.2923	-14.7	
NR-44	芦田字埜岸	2420	印旛食肉センター	1.1569	1.1466	-10.3	H14移転
NR-45	安西字堤外	35-2	安西共同利用施設	4.2946	4.2846	-10.0	
NR-46	松崎字新田	2605	稲荷神社	4.5220	4.5131	-8.9	
NR-47	下方字門川	1379	成田鑑賞魚センター	1.8544	1.8473	-7.1	
NR-48	不動ヶ岡	2006-2	不動ヶ岡青年館				亡失
天神峰BM	天神峰字道場	81-1	成田市公設地方卸売市場横	34.8942	34.8807	-13.5	
2977	猿山	1080	成田市役所下総支所	8.0072	7.9960	-10.5	
2978	滑川	8	道路脇	8.4724	8.4621	-10.3	
SM-1	名古屋	1212	県立下総高校	32.8941	32.8851	-9.0	
SM-2	高倉	49	高倉共同利用施設跡	20.7081	20.6971	-11.0	
SM-4	中里	308	楽満寺	19.3123	19.3025	-9.8	
SM-5	成井	615-1	成井コミュニティセンター	37.8849	37.8760	-8.9	
3985	桜田	941	桜田小学校				未測定
3986	伊能	1348-20	大須賀小学校下				未測定
3989	吉岡	1217-29	道路脇				未測定



※ 西中学校(加良部)は1999(平成11)年以降未測定。

図2-5-4 市内主要水準点の経年地盤変動傾向図

印旛食肉センター事業協同組合(芦田)は2002(平成14)年再設置。

表2-5-2 地盤沈下観測井の諸元

井戸番号	観測井設置場所	井戸掘削年月日	井戸口径(mm)	井戸深度(m)	ストレーナー位置(m)	井戸構造
成田-1	成田市東和田 市営駐車場内	1974(S49).3	350	100.40	51.90~85.08	二重管構造鋼管
成田-2	〃	1974(S49).3	上部 850 下部*1200	271.78	206.68~239.88	〃
成田-3	成田市三里塚 三里塚第一公園	1975(S50).3	350	50	18.065~29.14	〃
成田-4	〃	1975(S50).3	350	120	66.34~99.407	〃
成田-5	〃	1975(S50).3	350	180	126.263~159.311	〃
成田-6	成田市赤荻宮下 1025	1975(S50).3	350	60	33.0~44.0	〃
成田-7	〃	1975(S50).3	350	140	63.0~95.0	〃
成田-8	成田市南羽鳥 豊住工業団地内	1975(S50).3	350	100	64.0~84.6	〃
成田-9	〃	1976(S51).3	350	50	23.4~34.4	〃
N-1	成田市赤荻宮下 1025	1975(S50).3 .26	150	30	13.5~24.5	鋼管単管
N-2	成田市南羽鳥 豊住工業団地内	1976(S51).3 .25	100	150	121.6~143.7	〃
N-3	成田市北須賀上外埜 1243-1	1978(S53).3 .20	300	40	28.0~38.0	〃
N-4	〃	1978(S53).3 .20	上部*2300 下部 150	140	117.5~132.5	〃
N-5	〃	1978(S53).3 .20	〃	90	67.5~82.5	〃
N-6	成田市天神峰道場 81-1	1979(S54).3	200	45	20.4~31.4	〃
N-7	〃	1979(S54).3	200	85	62.9~73.9	〃
N-8	〃	1979(S54).3	200	115	92.9~104.5	〃
S i -1	成田市名古屋 1212	1979(S54).3	200	45	28.5~39.5	〃
S i -2	〃	1979(S54).3	300	75	51.1~62.2	〃
S i -3	〃	1979(S54).3	200	100	80.2~91.2	〃

※1 96.13m 以深

※2 60m まで

表 2-5-3 主要地点の観測井緒元

名 称	所 在 地	井戸深度(m)	ストレーナー位置 (m)
Y c-3	八街市沖 運動公園	139	102~132
成田-5	成田市三里塚 三里塚第一公園	180	126~159
T o-3	富里市七栄 七栄共同墓地	130	113.5~124.5
成田-9	成田市南羽鳥 豊住工業団地内	50	23.4~34.4
内陸W-3	佐倉市石川 井戸作南公園	110	100~110

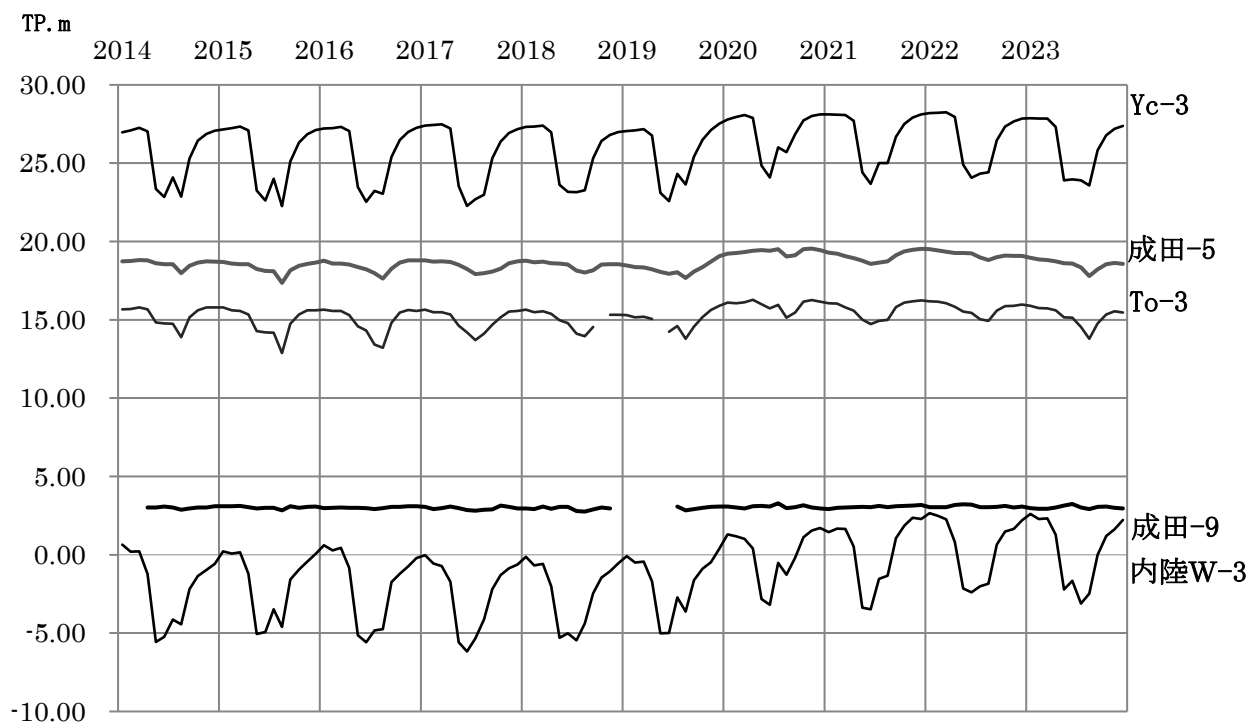


図 2-5-5 主要地点の地下水位変動図

4. 地下水採取状況

本市における地下水揚水量は水道用に最も多くを使用しています。これは、ニュータウンと空港を除く本市の上水道が70%以上を地下水に頼っていること、また、地下水を利用する空港周辺のホテルが多数あることによります。地下水の総揚水量は、最近数年間ではゆるやかな減少の傾向を示しています。

また、現在本市内で天然ガスかん水を採取している天然ガス井戸は7本あり、かん水の地上排水量の合計（日平均）は、2023（令和5）年で9,200 m³/日となっています。

表 2-5-4 地下水揚水量の推移 (単位：m³/日)

年	水道用	工業用	建築物用	農業用	その他	合 計
2014 (H26)	18,760	3,185	1,649	193	2,015	25,802
2015 (H27)	19,417	2,808	1,548	196	2,105	26,074
2016 (H28)	19,981	2,511	1,484	145	2,064	26,185
2017 (H29)	19,741	2,618	1,557	173	2,028	26,117
2018 (H30)	20,461	2,880	1,421	135	2,069	26,966
2019 (R1)	20,516	2,362	1,235	84	1,994	26,191
2020 (R2)	18,587	2,237	1,002	84	1,978	23,888
2021 (R3)	18,983	2,250	1,049	76	1,975	24,333
2022 (R4)	17,922	2,165	1,046	71	1,915	23,119
2023 (R5)	18,043	2,234	1,185	77	1,847	23,386

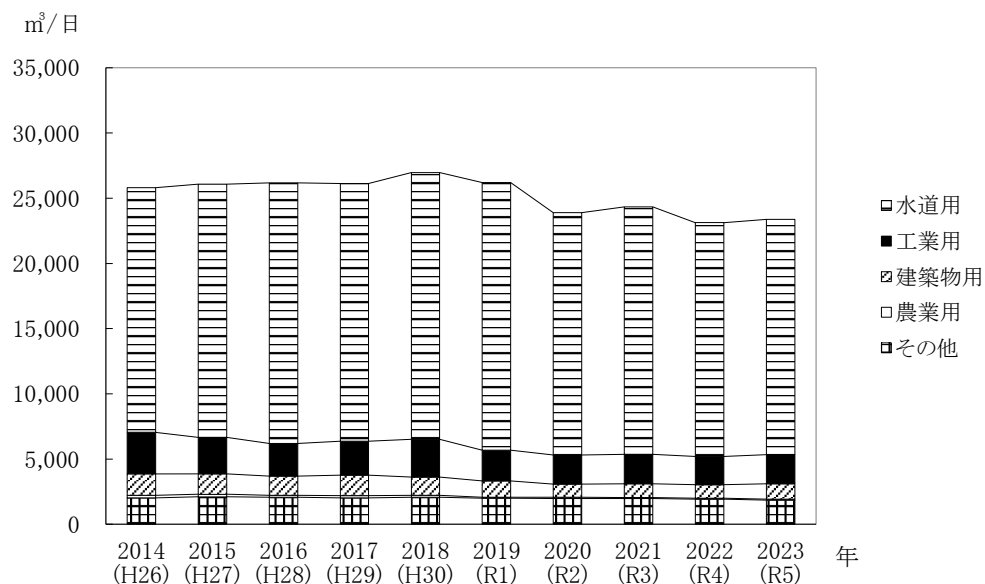


図 2-5-6 地下水揚水量経年変化

表 2-5-5 かん水の地上排水量の推移 (単位：m³/日)

天然ガス井戸	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
	10,898	10,721	10,586	9,368	10,796	10,106	10,757	10,337	10,330	9,200

5. 対 策

地盤沈下を防止するため、地下水については、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）、及び千葉県環境保全条例に基づいて指定地域が定められ、その採取を規制しています。本市では、千葉県環境保全条例と成田市公害防止条例により、揚水機（ポンプ）の吐出口断面積が6cm²（口径約27.6mm）を超える井戸を対象にして市内全域が規制されており、これに該当する揚水機を設置する場合は、許可または届出が必要です。

また天然ガスかん水については、県と天然ガスかん水を採取している企業との地盤沈下の防止に関する細目協定に基づき、かん水地上排水限度量の削減等に取り組まれており、本市においてもこれに沿って行政指導を行っています。

表 2-5-6 地下水採取規制一覧

法令名	指定地域	許可基準		規制対象
		ストレーナーの位置	吐出口断面積	
工業用水法	市川市、浦安市、船橋市、松戸市、習志野市、千葉市（国道14号及び16号以西）、市原市（国道16号以西）、袖ヶ浦市（国道16号以西）の地域	650m 以深	21cm ² 以下	工業用水 （工業とは製造業[物品の加工修理業を含む]、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業をいう。）
建築物用地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）	市川市、浦安市、船橋市、松戸市、鎌ヶ谷市、習志野市、千葉市（県営水道給水地域内）、市原市（県営水道供給地域内）	650m 以深	21cm ² 以下	冷房用水、暖房用水、自動車車庫に設けられた洗車設備用水、水洗便所用水、公衆浴場用水（浴室の床面積の合計150m ² 以上のもの。）
千葉県環境保全条例	市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市、鎌ヶ谷市、浦安市、袖ヶ浦市、長柄町	650m 以深	21cm ² 以下	工業用水法及びビル用水法に規定される用水、上水道用水、工業用水道用水、農業用水、鉱業用水、ゴルフ場（10ha 以上）における散水の用途。 ただしビル用水法の指定地域にあつてはビル用水また工業用水法の指定地域にあつては工業用水をそれぞれ除く。
	木更津市、君津市、富津市、四街道市	350m 以深	21cm ² 以下	
	野田市、成田市（旧大栄町を除く）、佐倉市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、八街市、印西市、白井市、富里市、山武市（旧山武町に限る）、酒々井町、栄町、芝山町	250m 以深	21cm ² 以下	

第6章 土 壌 汚 染

1. 概 要

国では1991（平成3）年8月に、カドミウム等10物質について土壌の汚染に係る環境基準を定めました。その後、1994（平成6）年2月に、有機塩素系化合物や農薬等に関連する15物質を、2001（平成13）年3月に、ふっ素、ほう素の2物質を、2017（平成29）年3月に、クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、1,4-ジオキサンの2物質を環境基準に追加しました。

土壌汚染による健康影響の懸念や、対策の確立への社会的要請が強まっている状況を踏まえ、国民の安全と安心の確保を図るため、土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の、土壌汚染対策を実施することを内容とする土壌汚染対策法が2002（平成14）年5月に公布され、2003（平成15）年2月に施行されました。

この法では、有害物質使用特定施設の使用廃止時等に、土地の所有者等に土壌汚染状況調査を義務付けています。調査の結果、特定有害物質による汚染状態が基準に適合しないと認められる場合には、特定有害物質によって汚染されている区域として指定・公示されます。さらに、2010（平成22）年4月からは一定規模（3,000㎡）以上の土地形質変更が行われる際の届出が新たに義務付けられ、当該土地において土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認める場合には、調査命令の対象になる等の制度の拡充が図られました。

本市においても、2012（平成24）年2月に1か所が土壌汚染対策法に基づく土壌汚染の区域（要措置区域）として指定され、2016（平成28）年7月に一部が解除されています。

また、2023（令和5）年1月に1か所が要措置区域として、更に、2023（令和5）年3月に1か所が要措置区域及び形質変更時要届出区域として追加指定されました。（表2-6-1参照）。

表2-6-1 土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域 指定状況

指定年月日	区域の地番	指定基準に適合しない特定有害物質
2012（平成24）年2月17日 （千葉県告示第79号） ※一部解除 2016（平成28）年7月8日 （千葉県告示第426号）	大菅16番の一部 17番1の一部	シス-1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン トリクロロエチレン
2023（令和5）年1月31日 （千葉県告示第31号）	新泉23番の一部	六価クロム化合物
2023（令和5）年3月31日 （千葉県告示第142号） 2023（令和5）年3月31日 （千葉県告示第143号）	不動ヶ岡1967番2の一部、1967番5の一部、 1968番2、1975番2の一部、1975番3の一部、 1976番4の一部、1976番5の一部及び1976番7の一部	ふっ素及びその化合物

表 2-6-2 土壌の汚染に係る環境基準 (環境省 土壌の汚染に係る環境基準別表より)

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと。
有機燐 (りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
ヒ 素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総 水 銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チ ウ ラ ム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シ マ ジ ン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セ レ ン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふ っ 素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほ う 素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、国の告示において定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、国の告示において定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐 (りん) とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。

表 2-6-3 土壌汚染対策法における特定有害物質及び指定区域の指定基準

(汚染土壌処理基準 (第 53 条及び 54 条関係))

項 目	溶出量基準	含有量基準
カドミウム及びその化合物	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。	土壌 1kg につき 45mg 以下であること。
シアン化合物	検液中に検出されないこと。	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
有機燐化合物	検液中に検出されないこと。	
鉛及びその化合物	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	土壌 1kg につき 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。	土壌 1kg につき 250mg 以下であること。
ヒ素及びその化合物	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	土壌 1kg につき 150mg 以下であること。
水銀及びその他の水銀化合物	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。	土壌 1kg につき 15mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	
P C B	検液中に検出されないこと。	
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。	
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。	
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。	
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。	
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。	
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。	
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1mg 以下であること。	
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。	
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。	
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。	
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。	
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。	
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	
セレン及びその化合物	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	土壌 1kg につき 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。	土壌 1kg につき 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1 L につき 1mg 以下であること。	土壌 1kg につき 4,000mg 以下であること。

備考

1. 溶出量とは土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量をいい、含有量とは土壌に含まれる特定有害物質の量をいう。
2. 基準値は、溶出量にあつては土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年環境省令第 29 号)第 6 条第 3 項第 4 号、含有量にあつては同条第 4 項第 2 号に規定する環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。
3. 「検出されないこと」とは、2 に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

2. 土壌汚染の状況

本市では、1990（平成2）年度から1992（平成4）年度にかけて、市内52地点について土壌調査を実施しました。

調査結果については、いずれも環境基準を達成しており問題は認められません。

表2-6-4 調査結果及び環境基準との比較

調査項目	溶出量 (mg/L)			含有量 (mg/kg)			環境基準	環境基準との比較
	平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値		
カドミウム	<0.01	<0.01	<0.01	0.25	0.2	0.7	0.01mg/L <0.4mg/kg(米)	○
全シアン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.1	<0.1	<0.1	不検出	○
有機燐（りん）	<0.1	<0.1	<0.1	<1	<1	<1	不検出	○
鉛	<0.05	<0.05	<0.05	14.5	6	52	0.01mg/L (測定時 0.1mg/L)	○
六価クロム	<0.05	<0.05	<0.05	<1	<1	<1	0.05mg/L	○
ヒ素	<0.005	<0.005	<0.005	8.15 (7.08)	2.88 (5.40)	13.7 (8.90)	0.01mg/L <15mg/kg(田)	○
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.092	0.01	0.41	0.0005mg/L	○
アルキル水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.01	<0.01	<0.01	不検出	○
P C B	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.01	<0.01	<0.01	不検出	○
銅	<0.05	<0.05	<0.05	54.3 (23.9)	11 (11)	158 (46)	<125mg/kg(田)	○

※ （ ）内数値は、田についての含有量。

鉛の環境基準との比較は、測定時の環境基準との比較による。

第7章 ダイオキシン類

1. 概 要

ダイオキシン類は工業的に作られることはありませんが、炭素・酸素・水素・塩素が熱せられるような工程で、意図せずにできてしまう物質です。そのため環境中には広く存在していますが、量は極めて微量です。

ダイオキシン類の主な発生源は、ごみの焼却による燃焼工程の他、金属精錬の燃焼工程や、紙などの塩素漂白工程など様々なものがあります。

1999（平成11）年7月に公布された「ダイオキシン類対策特別措置法」においては、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）を含めてダイオキシン類と定義しています。

表2-7-1 ダイオキシン類に係る環境基準（抜粋）

物 質	媒 体	基 準 値
ダイオキシン類	大 気	1年平均値が0.6 pg-TEQ/m ³ 以下であること。
	水質(水底の底質を除く。)	〃 1 pg-TEQ/L以下 〃。
	水底の底質	〃 150 pg-TEQ/g 以下 〃。
	土 壌	〃 1,000 pg-TEQ/g 以下 〃。

備考

1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない

地域又は場所については適用しない。

2. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

3. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

2. 調査結果

(1) 大気

本市では、2023（令和5）年度に大清水測定局、幡谷測定局において一般大気環境中のダイオキシン類の測定を行いました。測定結果は0.017pg-TEQ/m³（大清水測定局）、0.026pg-TEQ/m³（幡谷測定局）となり、環境基準値を達成していました。また、県が行った加良部測定局での測定結果についても、0.021pg-TEQ/m³で基準値を達成していました。

表2-7-2 大清水・幡谷測定局大気調査結果（単位：pg-TEQ/m³）

測 定 日	測 定 結 果	
	大清水測定局	幡谷測定局
2023(R5)年7月5日～7月12日	0.0098	0.032
2024(R6)年1月11日～1月18日	0.024	0.020
年 平 均 値	0.017	0.026

表 2-7-3 大気調査結果の年平均値の推移と環境基準との比較 (単位: pg-TEQ/m³)

年度	大清水測定局	環境基準 との比較	幡谷測定局	環境基準 との比較	加良部測定局	環境基準 との比較
2014(H26)	0.024	○	0.019	○	0.019	○
2015(H27)	0.023	○	0.022	○	0.022	○
2016(H28)	0.027	○	0.021	○	0.034	○
2017(H29)	0.035	○	0.030	○	0.048	○
2018(H30)	0.055	○	0.034	○	0.084	○
2019(R1)	0.030	○	0.031	○	0.022	○
2020(R2)	0.033	○	0.024	○	0.030	○
2021(R3)	0.016	○	0.011	○	0.020	○
2022(R4)	0.024	○	0.020	○	0.019	○
2023(R5)	0.017	○	0.026	○	0.021	○

※ 加良部測定局は千葉県調査。

(2) 公共用水域

ア 水質

本市では、2023（令和 5）年度に根木名川水系 2 地点（新妻橋、新川水門）と、大須賀川水系 1 地点（柴田橋）において、一般環境の河川水中におけるダイオキシン類測定を行いました。測定結果は 0.21pg-TEQ/L（新妻橋）、0.26pg-TEQ/L（新川水門）、0.30pg-TEQ/L（柴田橋）で、3 測定地点とも基準値を達成していました。また、県が行った測定結果は、0.36pg-TEQ/L（根木名橋）、0.76pg-TEQ/L（根木名川橋）で、基準値を達成していました。

表 2-7-4 水質調査結果 (単位: pg-TEQ/L)

測定日	新妻橋	新川水門	柴田橋
2023 (R5) 年 8 月 29 日	0.34	0.33	0.45
2023 (R5) 年 12 月 14 日	0.073	0.18	0.14
年 平 均 値	0.21	0.26	0.30

表 2-7-5 水質調査結果の年平均値の推移と環境基準との比較 (単位: pg-TEQ/L)

年度	新妻橋	環境基準 との比較	新川水門	環境基準 との比較	柴田橋	環境基準 との比較
2014(H26)	0.14	○	0.16	○	0.27	○
2015(H27)	0.13	○	0.22	○	0.58	○
2016(H28)	0.10	○	0.19	○	0.27	○
2017(H29)	0.092	○	0.12	○	0.13	○
2018(H30)	0.17	○	0.31	○	0.30	○
2019(R1)	0.19	○	0.20	○	0.32	○
2020(R2)	0.17	○	0.17	○	0.23	○
2021(R3)	0.15	○	0.26	○	0.21	○
2022(R4)	0.14	○	0.25	○	0.27	○
2023(R5)	0.21	○	0.26	○	0.30	○

表 2-7-6 千葉県水質調査結果（年平均値）

（単位：pg-TEQ/L）

年度	調査箇所	調査結果	環境基準との比較
2014 (H26)	さくら橋	0.21	○
	根木名川橋	0.84	○
2015 (H27)	根木名川橋	0.99	○
2016 (H28)	根木名川橋	0.84	○
2017 (H29)	根木名川橋	0.84	○
2018 (H30)	根木名橋	0.25	○
2017 (H29)	根木名川橋	0.35	○
2019 (R1)	根木名川橋	0.35	○
2020 (R2)	根木名川橋	0.58	○
2021 (R3)	根木名川橋	0.52	○
2022 (R4)	さくら橋	0.18	○
	根木名川橋	0.69	○
2023 (R5)	根木名橋	0.36	○
	根木名川橋	0.76	○

イ 底質

2023（令和 5）年度に、新妻橋、柴田橋と新川水門の 3 地点において、一般環境の河川底質中におけるダイオキシン類測定を行いました。測定結果は 0.58pg-TEQ/g（新妻橋）、0.61pg-TEQ/g（柴田橋）、2.6pg-TEQ/g（新川水門）で、基準値を達成していました。

表 2-7-7 底質調査結果の年平均値の推移と環境基準との比較

（単位：pg-TEQ/g）

年度	新妻橋	環境基準との比較	柴田橋	環境基準との比較	新川水門	環境基準との比較
2014 (H26)	1.0	○	1.6	○	18	○
2015 (H27)	0.57	○	1.1	○	19	○
2016 (H28)	0.58	○	1.1	○	20	○
2017 (H29)	0.35	○	1.6	○	14	○
2018 (H30)	0.26	○	0.85	○	14	○
2019 (R1)	0.31	○	0.64	○	17	○
2020 (R2)	0.62	○	0.83	○	11	○
2021 (R3)	0.55	○	0.58	○	8.7	○
2022 (R4)	0.24	○	0.69	○	9.8	○
2023 (R5)	0.58	○	0.61	○	2.6	○

(3) 地下水

本市では、2023（令和5）年度に本城地区、名古屋地区、八代地区において、一般環境の地下水中におけるダイオキシン類の測定を行いました。測定結果は0.0081pg-TEQ/L（本城地区）、0.0083pg-TEQ/L（名古屋地区）、0.011pg-TEQ/L（八代地区）で、3測定地点とも基準値を達成していました。また、県が行った測定結果は、0.0084pg-TEQ/L（台方地区）で、基準値を達成していました。

表 2-7-8 地下水調査結果（年平均値）と環境基準との比較（単位：pg-TEQ/L）

年度	測定地点	測定結果	環境基準との比較	備考
2014(H26)	関戸地区	0.028	○	一般環境（県）
	下金山地区	0.049	○	一般環境
	北羽鳥地区	0.045	○	一般環境
2014(H26) 2015(H27)	柴田地区	0.045	○	一般環境
	堀之内地区	0.057	○	一般環境
	磯部地区	0.066	○	一般環境
2016(H28)	小浮地区	0.058	○	一般環境
	北須賀地区	0.048	○	一般環境
	水掛地区	0.048	○	一般環境
2017(H29)	奈土地区	0.048	○	一般環境
	吉倉地区	0.055	○	一般環境
	南羽鳥地区	0.054	○	一般環境
2018(H30)	名古屋地区	0.054	○	一般環境
	幡谷地区	0.073	○	一般環境
	取香地区	0.072	○	一般環境
2019(R1)	津富浦地区	0.073	○	一般環境
	台方地区	0.062	○	一般環境
	芝地区	0.054	○	一般環境
2020(R2)	名木地区	0.054	○	一般環境
	飯仲地区	0.047	○	一般環境
	吉岡地区	0.052	○	一般環境
2021(R3)	大竹地区	0.047	○	一般環境
	新妻地区	0.37	○	一般環境
	駒井野地区	0.062	○	一般環境
2022(R4)	大菅地区	0.063	○	一般環境
	本三里塚地区	0.061	○	一般環境
	前林地区	0.061	○	一般環境
2023(R5)	小泉地区	0.064	○	一般環境
	台方地区	0.0084	○	一般環境（県）
	本城地区	0.0081	○	一般環境
	名古屋地区	0.0083	○	一般環境
	八代地区	0.011	○	一般環境

(4) 土壌

本市では、2023（令和 5）年度に本城地区、前林地区、玉造地区において、一般環境の土壌中におけるダイオキシン類の測定を行いました。測定結果は、0.32pg-TEQ/g（本城地区）、0.095pg-TEQ/g（前林地区）、0.12pg-TEQ/g（玉造地区）で基準値を達成していました。

表 2-7-9 土壌調査結果と環境基準、調査が必要な濃度との比較:1 (単位: pg-TEQ/g)

年度	測定地点	測定結果	環境基準との比較	調査が必要な濃度との比較	備 考
2014 (H26)	土屋地区	0.054	○	○	一般環境
	北羽鳥地区	0.48	○	○	一般環境
	高地区	2.9	○	○	一般環境
2015 (H27)	十余三地区	6.7	○	○	一般環境
	長沼地区	0.35	○	○	一般環境
	稻荷山地区	4.5	○	○	一般環境
2016 (H28)	北須賀地区	2.9	○	○	一般環境
	久住中央地区	0.096	○	○	一般環境
	名古屋地区	0.34	○	○	一般環境
	滑川地区	0.45	○	○	一般環境（県）
	吉倉地区	2.9	○	○	発生源周辺（県）
	新泉地区	2.8	○	○	発生源周辺（県）
2017 (H29)	加良部地区	3.8	○	○	一般環境
	南羽鳥地区	0.13	○	○	一般環境
	浅間地区	0.45	○	○	一般環境
2018 (H30)	幡谷地区	1.1	○	○	一般環境
	小菅地区	0.47	○	○	一般環境
	倉水地区	1.9	○	○	一般環境
2019 (R1)	公津の杜地区	0.32	○	○	一般環境
	大室地区	0.085	○	○	一般環境
	津富浦地区	1.1	○	○	一般環境
2020 (R2)	公津の杜地区	0.55	○	○	一般環境
	松崎地区	1.2	○	○	一般環境
	滑川地区	0.062	○	○	一般環境
2021 (R3)	宝田地区	0.097	○	○	一般環境
	吉岡地区	1.2	○	○	一般環境
	大清水地区	0.028	○	○	一般環境
	大和田地区	2.0	○	○	一般環境（県）
	新泉地区	4.3	○	○	発生源周辺（県）
	吉倉地区	5.8	○	○	発生源周辺（県）

表 2-7-9 土壌調査結果と環境基準、調査が必要な濃度との比較:2

(単位: pg-TEQ/g)

年度	測定地点	測定結果	環境基準 との比較	調査が必要な 濃度との比較	備 考
2022 (R4)	西三里塚地区	0.51	○	○	一般環境
	倉水地区	4.3	○	○	一般環境
	小泉地区	0.088	○	○	一般環境
2023 (R5)	本城地区	0.32	○	○	一般環境
	前林地区	0.095	○	○	一般環境
	玉造地区	0.12	○	○	一般環境

3. 対 策

ダイオキシン類の環境中への排出を減らすために、これまで「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「大気汚染防止法」に基づき、ごみ焼却施設などに対する排ガス規制やごみ焼却施設の改善などの対策が進められてきました。

1999（平成 11）年 7 月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が成立、公布され、2000（平成 12）年 1 月より施行されました。同法では廃棄物焼却炉等を特定施設と規定しており、特定施設から排出される排出ガス、特定施設を有する事業場から排出される排出水に排出基準が適用されます。また、特定施設の設置者は、排出ガス、排出水及びばいじん等の自主測定を行い、県知事に報告することとなっています。

なお、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により、2001（平成 13）年 4 月から、一部の例外を除き「野焼き」が禁止され、2002（平成 14）年 12 月からはごみを焼却する場合の処理基準が規制強化され、一般の「家庭用焼却炉」の構造では、使用ができなくなりました。

第8章 自然環境

1. 概要

本市は、県北部中央の北総台地に位置しており、その地形は東部及び南部の台地と、北部及び西部の低地に大別されます。台地は、畑あるいは森林で、台地の周辺部はほとんどが森林でふちどられています。根木名川や印旛沼周辺の低地には水田が広がり、温暖な気候と豊かな自然・生物多様性に恵まれています。

しかしながら、近年、急激な都市化等により身近な自然・生物多様性が減少しつつあります。

自然は、私たちの生活に潤いを与えてくれるばかりでなく、環境の保全、水資源のかん養を促し、野生生物の生息場所となるなど、地球上の全ての生命を育む母胎です。

生物多様性とは、生物の豊かな個性とつながりのことです。地球上の生物は40億年という長い歴史の中でさまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生物が生まれました。生命は一つひとつに個性があり、全て直接・間接的に支えあって生きています。

市民が豊かな自然・生物多様性の中で水や緑、多様な生命に触れ合うことができるよう、自然環境の保全と創造に努めています。

2. 自然環境保全地域

千葉県では、千葉県自然環境保全条例に基づき、自然環境保全地域、郷土環境保全地域、緑地環境保全地域の3種類の保全地域を指定しています。本市では、公津地区の麻賀多神社の森、下総地区の小御門神社の森、大栄地区の大慈恩寺の森の3地域が郷土環境保全地域として指定されています。

表 2-8-1 保全地域の指定状況

地 域 名		面積(ha)	指定年月日
郷土環境 保全地域	麻賀多神社の森郷土環境保全地域	2.80	1979(昭和54)年 3月30日
	小御門神社の森郷土環境保全地域	1.81	1979(昭和54)年 4月 3日
	大慈恩寺の森郷土環境保全地域	3.01	1990(平成2)年 3月30日

3. 動植物生息調査

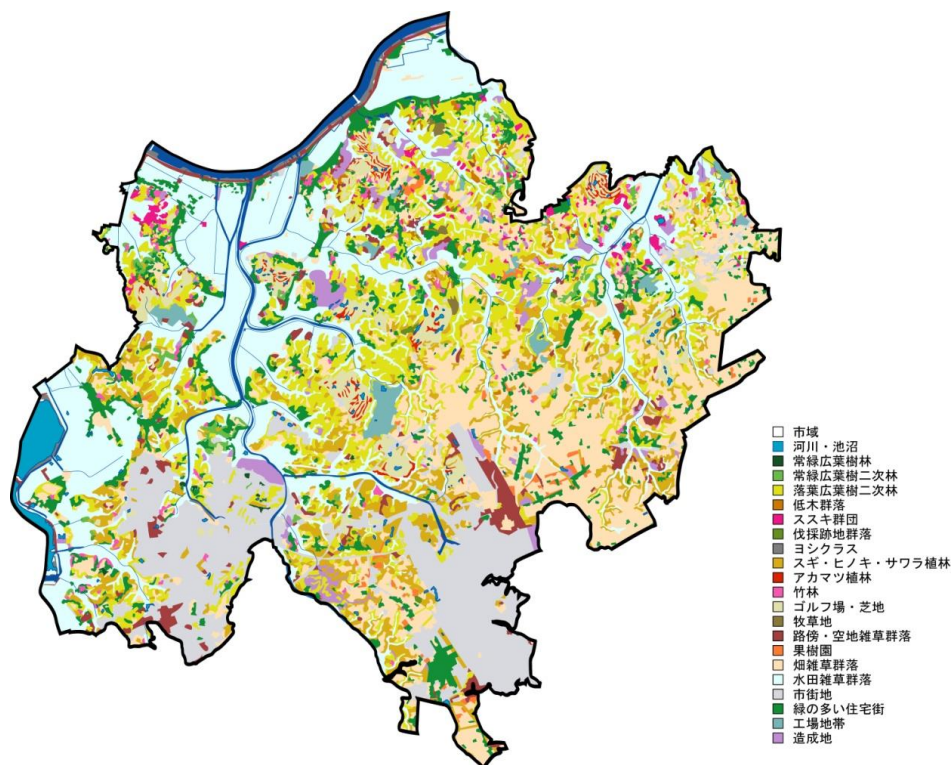
本市では、1993（平成 5）年度から 1994（平成 6）年度にかけて、市内の主要な水辺周辺の動植物生息調査（「第 1 次水辺編」）を、また 1995（平成 7）年度から 1996（平成 8）年度にかけて、市内陸域の動植物生息調査（「第 1 次陸域編」）を実施しました。その後、第 1 次動植物生息調査と同じ地点で、2002（平成 14）年度に「第 2 次水辺編」を、2003（平成 15）年度に「第 2 次陸域編」を実施しました。そして 2004（平成 16）年度には総合解析を行いました。さらに、2014（平成 26）年度から 2015（平成 27）年度にかけて、市内の陸域及び水域の動植物生息調査（「第 3 次調査」）を行いました。また、これまでの動植物生息調査で得られた自然環境データを基に、市域の自然環境の変化について整理・解析を行い、地域別の自然環境の評価を行いました。その結果、市内の河川及び池沼の周辺では、護岸工事等の影響を受けている地域が見受けられましたが、市全域で見ると動植物の確認種数が比較的多く、生物の多様性が保たれていることが確認できました。

(1) 植生

本市の気候帯は、暖温帯で、植生帯ではヤブツバキクラス域に属しています。

利根川、根木名川、大須賀川、印旛沼周辺の平地には田園が広がり、植生区分としては水田雑草群落が大部分を占めています。また河川流域の谷津斜面は、スギ・ヒノキの植林や、シイ・カシ林、コナラ等の斜面林が多く分布しています。

中央部から南東部にかけての台地部分は、畑として利用されている地域が多く、畑地雑草群落が広がっています。南西部には成田ニュータウンをはじめとする市街地が広がっており、市内各地には古くからある集落が緑の多い住宅地として点在しています。



資料 第 6 回（1999（平成 11）年度～2004（平成 16）年度）・第 7 回（2005（平成 17）年度～2015（平成 27）年度継続中）自然環境保全基礎調査（環境省自然環境局生物多様性センター）

図 2-8-1 成田市の植生図

(2) 地域別特性

動植物生息調査の結果、本市中心部に位置する尾羽根川流域、荒海川流域では、他の調査区域に比べ確認された種数が多く、豊かな自然環境が存在していると考えられます。なお、尾羽根川流域は、下総地域南部、大栄地域西部と隣接しており、周辺地域にも同様の自然環境が存在していると考えられます。

成田空港周辺域は、その多くを空港が占めており、コンクリート等で覆われている部分が多いため確認種数が少なくなっています。

河川、池沼の周辺では護岸等の人為的影響を受けた区域が多いものの、植物種、動物種は多く、多様な生物が生息しています。

また、本調査においては湧水地点の調査も行い、印旛沼と成田ニュータウンに挟まれた八代地区（印旛沼周辺域）に、湧水地点が多く分布することが確認されています。



図 2-8-2 調査区画図

表 2-8-2 動植物確認種数一覧

番号	ブロック名	植物			哺乳類			鳥類			両生類		
		1次	2次	3次	1次	2次	3次	1次	2次	3次	1次	2次	3次
No. 1	根木名川下流域	176	140	324	4	1	3	55	48	25	3	4	2
No. 2	根木名川中～下流域	145	133	238	2	1	2	39	47	22	2	4	3
No. 3	根木名川中流域	168	117	384	2	1	4	42	47	23	1	2	2
No. 4	根木名川上流域	141	156	391	2	3	1	39	37	22	5	5	2
No. 5	尾羽根川流域	230	275	389	3	3	3	39	47	25	4	5	2
No. 6	荒海川流域	196	179	392	5	1	3	32	47	16	2	5	1
No. 7	取香川流域	195	191	382	4	1	2	38	50	20	4	5	3
No. 8	成田空港周辺域	18	27	382	2	1	1	33	30	19	0	1	2
No. 9	十日川流域	121	175	349	6	4	3	48	53	29	2	3	3
No. 10	小橋川流域	171	167	389	2	3	4	40	47	21	3	4	2
No. 11	印旛沼周辺域	24	153	310	3	2	4	60	50	43	3	4	3
No. 12	江川流域	186	161	359	4	2	3	44	46	30	2	4	5
No. 13	根木名川下流域（旧下総町地域）	—	—	331	—	—	2	—	—	21	—	—	2
No. 14	尾羽根川流域上流（旧大栄町地域）	—	—	381	—	—	2	—	—	25	—	—	3
No. 15	尾羽根川流域下流（派川根木名川周辺）	—	—	359	—	—	3	—	—	32	—	—	2
No. 16	境川流域	—	—	381	—	—	3	—	—	20	—	—	2
No. 17	浄向川流域	—	—	349	—	—	3	—	—	34	—	—	3
No. 18	大須賀川流域（天昌寺川周辺）	—	—	395	—	—	7	—	—	33	—	—	3
No. 19	大須賀川流域（下田川周辺）	—	—	410	—	—	4	—	—	21	—	—	5
No. 20	大須賀川上流域	—	—	394	—	—	3	—	—	28	—	—	4
No. 21	大須賀川下流域	—	—	323	—	—	3	—	—	28	—	—	2
No. 22	栗山川流域	—	—	290	—	—	4	—	—	30	—	—	6
確認種数		496	512	929	7	8	8	108	93	72	6	6	6
調査全体の確認種数 （市域全体）		1, 024			11			119			6		

番号	ブロック名	爬虫類			昆虫類			底生生物			魚類		
		1次	2次	3次	1次	2次	3次	1次	2次	3次	1次	2次	3次
No. 1	根木名川下流域	2	5	2	152	168	131	4	6	2	8	11	4
No. 2	根木名川中～下流域	3	1	4	219	258	215	4	1	2	11	8	3
No. 3	根木名川中流域	3	3	3	241	190	205	13	5	11	10	11	8
No. 4	根木名川上流域	2	3	2	272	319	274	8	4	2	5	4	3
No. 5	尾羽根川流域	2	6	2	259	443	395	27	11	3	20	16	2
No. 6	荒海川流域	0	3	2	257	506	473	17	2	3	13	11	1
No. 7	取香川流域	2	3	2	283	312	230	1	1	3	6	3	4
No. 8	成田空港周辺域	1	0	1	213	199	194	0	0	3	0	0	0
No. 9	十日川流域	2	4	3	245	211	214	10	5	3	9	4	0
No. 10	小橋川流域	3	3	3	202	268	238	16	6	4	11	9	1
No. 11	印旛沼周辺域	1	6	2	98	186	211	1	2	4	6	7	1
No. 12	江川流域	1	1	3	232	236	246	9	4	6	7	3	2
No. 13	根木名川下流域（旧下総町地域）	—	—	2	—	—	120	—	—	3	—	—	0
No. 14	尾羽根川流域上流（旧大栄町地域）	—	—	2	—	—	205	—	—	4	—	—	4
No. 15	尾羽根川流域下流（派川根木名川周辺）	—	—	1	—	—	186	—	—	3	—	—	4
No. 16	境川流域	—	—	2	—	—	309	—	—	3	—	—	3
No. 17	浄向川流域	—	—	1	—	—	337	—	—	3	—	—	3
No. 18	大須賀川流域（天昌寺川周辺）	—	—	2	—	—	226	—	—	4	—	—	3
No. 19	大須賀川流域（下田川周辺）	—	—	1	—	—	276	—	—	3	—	—	3
No. 20	大須賀川上流域	—	—	2	—	—	309	—	—	3	—	—	4
No. 21	大須賀川下流域	—	—	4	—	—	300	—	—	3	—	—	1
No. 22	栗山川流域	—	—	2	—	—	195	—	—	5	—	—	0
確認種数		10	10	5	854	1, 202	1, 355	35	22	13	32	25	16
調査全体の確認種数 （市域全体）		12			1, 383			50			35		

※ 「—」は調査を実施していないブロック。

(3) 注目種

第3次動植物生息調査において確認された注目種は、表2-8-3及び表2-8-4に示すとおりです。

環境省の評価基準（環境省レッドリスト）における注目種は、植物14種、鳥類6種、両生類1種、昆虫類2種、貝類2種、魚類4種が確認されています。また、この他に、評価するだけの情報が不足している種（「情報不足DD」）として、コガムシ（昆虫類）、オオサカアオゴミムシ（昆虫類）、モンスズメバチ（昆虫類）が該当しています。

地域的希少性を有すると判断される千葉県の評価基準（千葉県レッドリスト）における注目種は、植物31種、哺乳類1種、鳥類25種、両生類4種、爬虫類3種、昆虫類14種、甲殻類1種、貝類2種、魚類5種が確認されています。

表2-8-3 成田市の注目種（環境省評価基準）

分類群	種数	絶滅危惧ⅠA類 (CR)	絶滅危惧ⅠB類 (EN)	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	準絶滅危惧 (NT)
植 物	14 種	—	—	イヌカタヒバ ホソバオグルマ キンラン クマガイソウ	ミズニラ ニッケイ タコノアシ ノウルシ ウスゲチョウジタテ アサザ ミゾコウジュ カワヂシャ ミクリ エビネ
鳥 類	6 種	—	—	サシバ ハヤブサ	ヨシゴイ チョウサギ ミサゴ オオタカ
両生類	1 種	—	—	—	トウキョウダルマガエル
昆虫類	2 種	—	—	—	ギンイチモンジセセリ シロホソバ
貝 類	2 種	—	—	マシジミ	オオタニシ
魚 類	4 種	—	ホトケドジョウ ゲンゴロウブナ	ミナミメダカ	ドジョウ

※ 環境省レッドリスト(2020(令和2)年1月)

表 2-8-4 成田市の注目種（千葉県評価基準）

分類群	種数	消息不明・絶滅生物 (X)	最重要保護生物 (A)	重要保護生物 (B)	要保護生物 (C)	一般保護生物 (D)
植 物	33 種	—	—	5 種 アサザ クロウメモドキ コウキクサ フジキ ヤマジノホトトギス	8 種	20 種
哺乳類	1 種	—	—	—	—	1 種
鳥 類	25 種	—	4 種 ヨシゴイ サシバ イソシギ ハヤブサ	5 種 チュウサギ ミサゴ バン キセキレイ コサギ	8 種	8 種
両生類	4 種	—	1 種 ニホンアカガエル	1 種 トウキョウダルマガエル	1 種	1 種
爬虫類	3 種	—	—	1 種 ヒガシニホントカゲ	—	2 種
昆虫類	14 種	—	1 種 ハルゼミ	2 種 オオチャバネセセリ ホソバセセリ	6 種	5 種
甲殻類	1 種	—	—	—	1 種	—
貝 類	2 種	—	1 種 マシジミ	—	1 種	—
魚 類	5 種	—	—	2 種 ミナミメダカ カマツカ	2 種	1 種

※ 千葉県レッドデータブック植物・菌類編(2023 年改訂版)、動物編(2019 (平成 31) 年改訂版)

(4) 外来種

第3次動植物生息調査において確認された外来種は、表2-8-5に示すとおりです。

植物は、アレチウリ、オオキンケイギク等、233種の外来種が確認されています。

動物について、哺乳類はハクビシン1種、鳥類はコジュケイ、ドバトの2種、両生類はウシガエル1種、爬虫類はアカミミガメ、クサガメの2種、昆虫類はセイヨウミツバチ、アオマツムシ等27種、底生生物はサカマキガイ、フロリダミズヨコエビ、カワリヌマエビ属の3種、魚類はカダヤシ、オオクチバス、ブルーギル等の5種が外来種として確認されています。

確認された外来種のうち、アレチウリ、オオキンケイギク、ウシガエル、カダヤシ、オオクチバス、ブルーギル、アカミミガメの7種は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」の特定外来生物（アカミミガメは条件付き特定外来生物）に指定されています。

市への特定外来生物に関する通報の件数は表2-8-6に示すとおりです。

オオキンケイギクやカミツキガメ、アライグマの通報が主なものとなっています。

表2-8-5 第3次動植物生息調査で確認された外来種の状況

	確認種数	外来種数	外来種率(%)
植 物	929	233	25.1
哺 乳 類	8	1	12.5
鳥 類	72	2	2.8
両 生 類	6	1	16.7
爬 虫 類	5	2	40.0
昆 虫 類	1,355	27	2.0
底生生物	13	3	23.1
魚 類	16	5	31.3

※外来種の判断根拠としては「外来種ハンドブック（日本生態学会，2003（平成15）年）」を使用。

表2-8-6 特定外来生物に関する通報件数

	全体件数	特定外来生物	その他
2018(H30)年度	17	7	10
2019(R1)年度	15	6	9
2020(R2)年度	25	10	15
2021(R3)年度	15	7	8
2022(R4)年度	15	6	9
2023(R5)年度	28	23	5

第9章 廃棄物

1. 概要

1954（昭和 29）年、成田市が誕生した年に清掃法（現在は廃棄物の処理及び清掃に関する法律）が制定されました。1956（昭和 31）年には成田市清掃条例を施行し、1990（平成 2）年の改正により事業者及び非事業者の責務を明確化しました。その後、1993（平成 5）年の全面改正により「成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を施行し、廃棄物の減量化及び再資源化を推進しています。

ごみの排出量増加に対応して、1990（平成 2）年度から、いずみ清掃工場（可燃物の焼却）において 24 時間運転を行っていましたが、2012（平成 24）年 9 月末で稼働を停止し、2012（平成 24）年 10 月 1 日から成田富里いずみ清掃工場（可燃物の熔融）において 24 時間運転を行っています。また、資源の有効活用の拠点として、1998（平成 10）年 4 月から成田市リサイクルプラザを稼働しています。リサイクルプラザでは、2018（平成 30）年 4 月から、ストックヤードの運用を開始し、清掃工場で生成されたスラグ及び搬入された金物類等の資源物や枝木・草の保管を行い、これらを再資源化する取り組みをしています。収集体系は、市内全域を 8 業者に委託、集積所方式（一部戸別収集）とし、2012（平成 24）年 10 月 1 日から成田富里いずみ清掃工場の稼働に伴い、市内全域で分別区分を統一し、次のように収集・運搬・処理しています。

・可燃ごみ（週 2 回） ・可燃性粗大ごみ（申し込み制）	→	成田富里いずみ清掃工場 24 時間体制で熔融処理 畳、羽毛布団、枝木・草、メタル、スラグ、 飛灰を資源化
・ビン・カン（月 2 回） ・金物・陶磁器・ガラス類（月 2 回） ・有害ごみ（月 2 回） ・不燃性粗大ごみ（申し込み制）	→	成田市リサイクルプラザ アルミ缶、スチール缶の選別・圧縮 ビンを色別（透明・茶・その他）に分別 不燃物の破碎、金属の選別・圧縮 小型家電、ガラス・陶磁器類等を分別し民 間業者に処理委託
・紙類、衣類・布類（月 2 回）	→	問屋に売却
・ペットボトル（月 2 回） ・プラスチック製容器包装（週 1 回）	→	容器包装リサイクル法に基づき、選別・圧 縮後、再商品化事業者に引き渡し
・廃食油（拠点回収）	→	再生利用事業者に売却

【参考・2012（平成 24）年 9 月 30 日以前】

下総・大栄を除く地区（以下、本章において「成田地区」という。）

・燃やせるごみ（週 2 回） ・可燃性粗大ごみ（申し込み制）	→	いずみ清掃工場 24 時間体制で焼却処理
・ビン・カン・ガラス（月 2 回） ・金物・陶磁器類（月 2 回） ・有害ごみ（月 2 回） ・不燃性粗大ごみ（申し込み制）	→	成田市リサイクルプラザ アルミ缶、スチール缶の選別・圧縮 ビンを色別（透明・茶・その他）に分別 不燃物の破碎、金属の回収・圧縮
・ビニール・プラスチック類（週 1 回）	→	固形燃料化及びペレット化のため、業者に引き渡し
・廃食油（拠点回収）	→	再生利用事業者に売却

下総・大栄地区

・可燃ごみ（週 2 回） ・可燃性粗大ごみ（直接搬入）	→	伊地山クリーンセンター（香取広域市町村圏事務組 合）〔2012（平成 24）年 3 月 31 日まで〕
・ビン・カン（月 1 回） ・不燃ごみ（月 1 回） ・不燃性粗大ごみ（直接搬入）	→	いずみ清掃工場〔2012（平成 24）年 4 月 1 日から〕 伊地山粗大ごみ処理施設（香取広域市町村圏事務組 合）〔2012（平成 24）年 3 月 31 日まで〕 成田市リサイクルプラザ〔2012（平成 24）年 4 月 1 日から〕
・ペットボトル（月 1 回）	→	選別・圧縮後、再商品化事業者に引き渡し
・廃食油（拠点回収）	→	再生利用事業者に売却

し尿及び浄化槽汚泥については、処理量の増加に対応するため、1987（昭和 62）年 10 月より、成田浄化センターを稼働し処理にあたっています。

収集体系については、し尿は委託業者 3 社、浄化槽汚泥は許可業者 10 社で収集運搬しています。

2. 成田市一般廃棄物処理基本計画

近年、日本の廃棄物行政を取り巻く状況は日々変化しており、各種リサイクル法の制定や改正、企業の拡大生産者責任の理念の拡大、ダイオキシン類等の有害物質対策の強化、最終処分場のひっ迫、広域処理の展開、さらにパリ協定に基づく温室効果ガスの排出量の削減など、多くの課題を抱えています。こうした課題への対応として、限られた資源を有効活用し、恵み豊かな地球環境を将来に引き継ぐために、一般廃棄物の減量化とともに資源循環利用を促し、持続可能な循環型社会の構築が求められています。

本市の一般廃棄物の処理に係る施策については、2008（平成 20）年 3 月に策定した「成田市一般廃棄物処理基本計画」により、市町合併後の新しいごみ処理体系の構築や、新清掃工場の整備等に取り組んできたところですが、計画期間の中間時期における状況把握や計画の進捗状況に対応するため、2017（平成 29）年を計画目標年度とし、2012（平成 24）年度に中間見直しを行いました。

その後、2017（平成 29）年度の計画目標年度を迎えるに当たり、市民・事業者・市が一体となつてごみの減量と適正処理に努め、また、生活排水の適正な処理を図り、循環型社会の構築をより一層推進するため、一般廃棄物処理基本計画を改訂しました。

(1) 計画の位置付け

本計画は国の「第 3 次循環型社会形成推進基本計画」、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」、千葉県「第 9 次廃棄物処理計画」との整合性を踏まえ、目標値を設定しています。

また、本市の上位計画である「成田市総合計画『N A R I T A 未来プラン』」、「成田市環境基本計画」、市の関連計画とも整合を図っています。

(2) 計画期間

計画期間は、2018（平成 30）年度を初年度とし、2027（令和 9）年度を目標年度とする 10 年間としています。なお、社会情勢の変化や関連計画との進捗状況に対応、関連法や制度の改正など一般廃棄物の状況に注視し、適宜見直しを行います。

(3) 基本理念

市民・事業者・市の協働で 3R を推進し、循環型社会「N A R I T A」を構築する

循環型社会形成推進基本法及びそれに基づく容器包装リサイクル法をはじめとする個別法により、廃棄物・リサイクル対策は総合的かつ計画的に推進する基盤が確立され、本市においても 3R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））をはじめとする各種の取組の推進や、ごみ溶融処理施設やストックヤードの整備により、廃棄物の適正処分が確保される循環型社会が構築されつつあります。

国では第 3 次循環型社会形成推進基本計画（2013（平成 25）年 5 月）において、再生利用（Recycle）より優先順位の高い発生抑制（Reduce）・再使用（Reuse）の取組がより進む社会経済システムの構築や、バイオマス系循環資源のエネルギーへの再資源化などの取組が謳われ、千葉県が国の基本方針を踏まえ 2016（平成 28）年 3 月に策定した「千葉県廃棄物処理計画」では「循環型社会への更なる転換」、「低炭素社会の形成への配慮」、「廃棄物の排出抑制及び適正な循環の利用」という基本的な方向性に、千葉県総合計画で目指す「安全で安心して暮らせる地域社会づくり」の視点を加えた基本

方針を定めています。

一方、「成田市総合計画『NARITAみらいプラン』」では「安全・安心でうるおいのある 生活環境をつくる」を基本方向と位置づけ、「ごみ処理の適正化と環境衛生の向上に努める」を基本施策とし、資源循環型社会の形成を目指しており、成田市環境基本計画では、「3Rによる循環型まちづくり」を重点プロジェクトに位置づけています。

本計画では、国や県の示す基本方針、本市の総合計画、環境基本計画との整合性を図り、市民、事業者、市が各々の立場において、また、協働で 3Rを推進することが循環型社会の構築に繋がるものとし「市民・事業者・市の協働で 3Rを推進し、循環型社会『NARITA』を構築する」を基本理念とします。

(4) 数値目標

ごみの発生量・排出量を削減・抑制するために、リデュース（発生抑制）とリユース（再使用）を優先的に考える必要があります。2Rを推進するために、発生抑制や再使用などの必要な啓発や活動支援を積極的に行います。加えて、これまで行っているリサイクル（再生利用）に関する取組を強化し、目標の達成を目指します。

- ①ごみ総排出量：2027（令和9）年度までに 47,300 t 以下に抑制します。
- ②1人1日当たりの総排出量：2027（令和9）年度までに 938 g/人・日に引き下げます。
- ③1人1日当たりの家庭ごみ排出量：2027（令和9）年度までに 430 g/人・日に引き下げます。
- ④リサイクル率：2027（令和9）年度までに 28.0%に引き上げます。
- ⑤最終処分率：2027（令和9）年度までに 5.7%に引き下げます。

表 2-9-1 「成田市一般廃棄物処理基本計画」目標値

項 目	基準年度 (2016(H28)年度)	中間年度 (2022(R4)年度)	目標年度 (2027(R9)年度)
人口	132,212 人	130,567 人	137,777 人
ごみ総排出量	53,271 t	48,507 t	47,300 t
1人1日当たりの総排出量	1,104 g	1,018 g	938 g
1人1日当たりの家庭ごみ排出量	579 g	547 g	430 g
リサイクル率	12.3 %	18.1 %	28.0 %
最終処分率	8.0 %	2.8 %	5.7 %

※2016（平成28）年、2022（令和4）年は実績値（9月30日人口）、2027（令和9）年は「成田市人口ビジョン」に基づく推計人口（10月1日人口）です。推計は5年ごとのため、推計値のない期間は直線補完にて算出しています。

3. 成田市循環型社会形成推進地域計画

成田市が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設整備をし、循環型社会の形成を図ることを目的としています。本計画は、2005(平成17)年度に創設された国の「循環型社会形成推進交付金制度」により交付金を受けるために必要な計画であり、計画期間は、2020(令和2)年4月1日から2027(令和9)年3月31日までの7年間と定めており、国へ2019(令和元)年11月に計画を提出し、2020(令和2)年3月31日付けで承認されております。

4. 現 状

(1) ごみの排出量

2014（平成 26）年度から 2023（令和 5）年度のごみ排出量実績と推移は表 2-9-2 に示すとおりです。ごみ収集量については、2016（平成 28）年度まで増加傾向であり、その後、ゆるやかな減少傾向に転じておりましたが、2019（令和元）年度は台風災害により災害廃棄物が発生したことなどから大幅な増加が見られ、2020 年（令和 2）年度以降はコロナ禍の中、事業活動が制限されたことなどの影響から減少傾向となっています。

表 2-9-2 種類別ごみ収集量・搬入量の実績と推移

年度 項目				2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
人口	行政区域内人口(人)			131, 594	131, 829	132, 212	132, 949	133, 435
委託 収集 量	焼却対象物	年間量	(t/年)	27, 219. 8	27, 219. 7	27, 125. 6	26, 867. 4	26, 746. 2
		1 日平均量	(t/日)	74. 6	74. 4	74. 3	73. 6	73. 3
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	567	564	562	554	549
	不燃物	年間量	(t/年)	2, 469. 9	2, 458. 4	2, 436. 4	2, 412. 3	2, 361. 0
		1 日平均量	(t/日)	6. 8	6. 7	6. 7	6. 6	6. 5
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	51	51	51	50	48
	計	年間量	(t/年)	29, 689. 7	29, 678. 1	29, 562. 0	29, 279. 8	29, 107. 2
		1 日平均量	(t/日)	81. 3	81. 1	81. 0	80. 2	79. 7
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	618	615	613	603	597
許可 収集量・直接搬入量	焼却対象物	年間量	(t/年)	20, 200. 1	20, 424. 0	20, 861. 1	20, 605. 4	20, 556. 3
		1 日平均量	(t/日)	55. 3	55. 8	57. 2	56. 5	56. 3
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	421	423	432	425	422
	不燃物	年間量	(t/年)	919. 2	946. 4	984. 8	927. 2	938. 5
		1 日平均量	(t/日)	2. 5	2. 6	2. 7	2. 5	2. 6
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	19	20	20	19	19
	計	年間量	(t/年)	21, 119. 3	21, 370. 4	21, 845. 9	21, 532. 6	21, 494. 8
		1 日平均量	(t/日)	57. 9	58. 4	59. 9	59	59
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	440	443	452	444	441
計	焼却対象物	年間量	(t/年)	47, 419. 9	47, 643. 7	47, 986. 8	47, 472. 8	47, 302. 5
		1 日平均量	(t/日)	129. 9	130. 2	131. 5	130. 1	129. 6
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	987	987	994	978	971
	不燃物	年間量	(t/年)	3, 389. 1	3, 404. 8	3, 421. 1	3, 339. 5	3, 299. 5
		1 日平均量	(t/日)	9. 3	9. 3	9. 4	9. 1	9. 0
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	71	71	71	69	68
合 計		年間量	(t/年)	50, 809. 0	51, 048. 5	51, 407. 9	50, 812. 4	50, 602. 0
		1 日平均量	(t/日)	139. 2	139. 5	140. 8	139. 2	138. 6
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	1, 058	1, 058	1, 065	1, 047	1, 039

年度 項目				2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
人口	行政区域内人口 (人)			132,932	131,997	130,688	130,567	131,929
委 託 收 集 量	焼却対象物	年間量	(t/年)	27,388.9	27,928.1	27,137.2	26,658.2	25,647.3
		1 日平均量	(t/日)	74.8	76.5	74.3	73.0	70.1
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	565	580	569	559	531
	不燃物	年間量	(t/年)	2,485.2	2,668.8	2,404.1	2,293.7	2,173.2
		1 日平均量	(t/日)	6.8	7.3	6.6	6.3	5.9
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	51	55	50	48	45
	計	年間量	(t/年)	29,874.1	30,596.9	29,541.3	28,951.9	27,820.5
		1 日平均量	(t/日)	81.6	83.8	80.9	79.3	76.0
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	614	635	619	607	576
許可収集量・直接搬入量	焼却対象物	年間量	(t/年)	21,205.6	17,110.8	17,462.8	17,351.7	17,449.1
		1 日平均量	(t/日)	57.9	46.9	47.8	47.5	47.7
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	436	355	366	364	361
	不燃物	年間量	(t/年)	1,129.1	1,139.9	1,020.9	919.4	894.3
		1 日平均量	(t/日)	3.1	3.1	2.8	2.5	2.4
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	23	24	21	19	19
	計	年間量	(t/年)	22,334.7	18,250.7	18,483.6	18,271.1	18,343.4
		1 日平均量	(t/日)	61	50	50.6	50.1	50.1
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	459	379	387	384	379
計	焼却対象物	年間量	(t/年)	48,594.5	45,038.9	44,600.0	44,009.9	43,096.4
		1 日平均量	(t/日)	132.8	123.4	122.2	120.6	117.7
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	999	935	935	924	893
	不燃物	年間量	(t/年)	3,614.2	3,808.7	3,425.0	3,213.1	3,067.5
		1 日平均量	(t/日)	9.9	10.4	9.4	8.8	8.4
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	74	79	72	67	64
合 計		年間量	(t/年)	52,208.8	48,847.6	48,024.9	47,223	46,164
		1 日平均量	(t/日)	142.6	133.8	131.6	129.4	126.1
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	1,073	1,014	1,007	991	956

(2) し尿・浄化槽汚泥排出量

2014（平成26）年度から2023（令和5）年度までのし尿・浄化槽汚泥処理の状況は表2-9-3で示すとおりです。2008（平成20）年度から下総・大栄地区のし尿・浄化槽汚泥を成田浄化センターへ搬入しており、1日当たりの処理量が増加したことから、施設の設計を見直し、処理能力を日量80kLから120kLに変更し処理を行なっています。し尿及び浄化槽汚泥排出量のそれぞれの実績と推移については表2-9-4に示すとおりです。

浄化槽法では、浄化槽を設置した場合、その管理者に対して保守点検及び清掃、また指定検査機関による法定検査を義務付けるとともに、不適正浄化槽の管理者に対しては事後指導を行っています。また県では、保守点検業者に対して「千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」に基づき適正な保守点検業務の実施を指導しています。

合併処理浄化槽設置の補助については、50人槽までを対象に1988（昭和63）年度から補助金制度を設け、適正な維持管理の推進に努めています。

表2-9-3 し尿・浄化槽汚泥処理の状況 （単位：kL）

年度	区分	収集人口（人）		収集量・処理量	1日平均 処理量
		くみ取り人口	浄化槽人口		
2014(H26)		3,827	30,202	26,479.0	72.5
2015(H27)		3,347	30,110	27,010.4	73.8
2016(H28)		2,997	30,018	26,946.7	73.8
2017(H29)		2,685	29,912	26,081.9	71.5
2018(H30)		2,324	29,872	26,213.2	71.8
2019(R1)		2,083	29,670	26,002.6	71.0
2020(R2)		1,815	29,439	24,662.8	67.6
2021(R3)		1,568	29,051	24,905.5	68.2
2022(R4)		1,441	28,753	24,881.5	68.2
2023(R5)		1,316	28,329	25,079.1	68.5

表2-9-4 し尿・浄化槽汚泥排出量の実績と推移 （単位：kL）

年度	区分	し尿	浄化槽汚泥	合計	日量
2014(H26)		3,244.0	23,235.0	26,479.0	72.5
2015(H27)		3,156.6	23,853.8	27,010.4	73.8
2016(H28)		3,083.1	23,863.5	26,946.7	73.8
2017(H29)		3,059.0	23,022.9	26,081.9	71.5
2018(H30)		2,710.1	23,503.1	26,213.2	71.8
2019(R1)		2,607.6	23,395.0	26,002.6	71.0
2020(R2)		2,150.9	22,511.9	24,662.8	67.6
2021(R3)		2,106.2	22,799.3	24,905.5	68.2
2022(R4)		2,113.9	22,767.6	24,881.5	68.2
2023(R5)		2,412.7	22,666.4	25,079.1	68.5

表 2-9-5 合併処理浄化槽設置基数

(単位：基)

年度 区分	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
5 人槽	69	73	72	42	39	27	28	35	29	29
6 人槽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 人槽	25	29	15	12	3	6	1	7	5	4
8 人槽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 人槽	5	1	4	1	2	2	0	2	2	0
11～15 人槽	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
16～20 人槽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21～25 人槽	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
26～30 人槽	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31～40 人槽	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
41～50 人槽	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
合 計	103	104	91	57	46	35	29	44	36	33

(3) ごみの収集量

1990（平成 2）年度から家庭ごみの収集を市内全域委託収集とし、事業所ごみについては直接搬入、もしくは許可業者による収集としています。2014（平成 26）年度と 2023（令和 5）年度を比較すると、家庭ごみが 6.3%減少、許可業者が収集した事業所ごみが 21.3%減少しており、ごみの量全体では 9.1%の減少となります。また、2022（令和 4）年度と 2023（令和 5）年度を同様に比較すると、家庭ごみは 3.9%の減少、事業所ごみは 0.6%の減少となり、ごみの量全体では 2.2%の減少となっています。

表 2-9-6 ごみ収集方法別収集量・搬入量の推移

(単位：t)

年度 収集方法	2014(H26)		2015(H27)		2016(H28)		2017(H29)		2018(H30)	
	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量
委 託	29,689.7	81.3	29,678.1	81.1	29,562.0	81.0	29,279.8	80.0	29,107.2	79.4
許 可	18,018.4	49.4	18,133.1	49.5	18,043.5	49.4	18,052.2	49.4	17,844.9	48.9
直接搬入	3,100.9	8.5	3,237.3	8.8	3,802.4	10.4	3,480.3	9.5	3,649.9	10.0
合 計	50,809.0	139.2	51,048.5	139.5	51,407.9	140.8	50,812.4	139.2	50,602.0	138.6

年度 収集方法	2019(R1)		2020(R2)		2021(R3)		2022(R4)		2023(R5)	
	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量
委 託	29,874.1	81.6	30,596.9	83.8	29,541.3	80.9	28,951.9	79.3	27,820.5	76.0
許 可	17,848.9	48.8	13,730.3	37.6	14,250.0	39.0	14,273.3	39.1	14,188.3	38.8
直接搬入	4,485.8	12.3	4,520.4	12.4	4,233.6	11.6	3,997.7	11.0	4,155.1	11.4
合 計	52,208.8	142.6	48,847.6	133.8	48,024.9	131.6	47,222.9	129.4	46,163.9	126.1

(4) 処理方法別処理量

収集されたごみは、そのほとんどが焼却（収集量の約 84％）されていたことから、再資源化を進めるため、1999（平成 11）年度から、「ビニール・プラスチック類」の固形燃料化・ペレット化への取り組みを行っていましたが、2012（平成 24）年 10 月の分別区分変更後からは、容器包装リサイクル法の基準のもと、「容器包装プラスチック」及び「ペットボトル」の指定法人ルートでの再生に取り組むほか、「紙類、衣類・布類」の分別収集を開始し、2008（平成 20）年度から回収を実施している廃食油と同様に民間再生事業者に売却しています。2015（平成 27）年 10 月からは量を固形燃料、ガラス・陶磁器類を土木資材等として資源化する取り組みを行っており、加えて小型家電をピックアップし資源化する取り組みも行っています。また、2018（平成 30）年のストックヤードの運用開始に伴い、搬入された枝木・草のチップ化及び堆肥化をしております。また、清掃工場での処理後に発生する残さについて、いずみ清掃工場では排出される焼却灰を埋立て処分していましたが、2002（平成 14）年 12 月からエコセメント化や熔融固化に処分方法を変更しました。その後 2012（平成 24）年 10 月の成田富里いずみ清掃工場稼働後は、処理生成物として飛灰・スラグ・メタルを排出し、このうち、飛灰は一部を資源化し、スラグ・メタルは資源等として売却しています。

表 2-9-7 ごみ処理方法別処理量の推移

（単位：t）

年度 処理方法	2014 (H26)		2015 (H27)		2016 (H28)		2017 (H29)		2018 (H30)	
	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量
焼却・熔融	46,568	127.6	48,705	133.1	48,723	133.5	46,413	127.2	46,103	126.3
埋立	3,744	10.3	4,277	11.7	4,120	11.3	3,478	9.5	2,593	7.1
有価物回収	2,165	5.9	2,115	5.8	2,062	5.6	1,987	5.4	1,984	5.4
ビニ・プラの資源化	792	2.2	709	1.9	680	1.9	715	2.0	787	2.2
焼却灰等の資源化	723	2.0	803	2.2	721	2.0	761	2.1	2,250	6.2
廃食油回収	3.9	-	3.6	-	3.5	-	3.8	-	3.3	-
資源物回収	3,012	8.3	3,043	8.3	3,040	8.3	2,881	7.9	3,700	10.1

年度 処理方法	2019 (R1)		2020 (R2)		2021 (R3)		2022 (R4)		2023 (R5)	
	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量
焼却・熔融	47,095	128.7	43,042	117.9	42,316	115.9	41,728	114.3	41,721	114.3
埋立	2,469	6.7	2,091	5.7	1,730	4.7	1,400	3.8	1,224	3.4
有価物回収	1,803	4.9	2,149	5.9	1,698	4.7	1,584	4.3	1,645	4.5
ビニ・プラの資源化	770	2.1	883	2.4	916	2.5	904	2.5	877	2.4
焼却灰等の資源化	2,258	6.2	2,349	6.4	2,443	6.7	2,067	5.7	2,557	7.0
廃食油回収	2.7	-	3.2	-	2.9	-	2.7	-	2.5	-
資源物回収	4,230	11.6	4,263	11.7	4,155	11.4	4,117	11.3	4,300	11.8

5. 今後の対策

県では、「一般廃棄物減量化・再資源ガイドライン」、「一般廃棄物減量化・再資源マニュアル」を策定し、市町村に対して具体的な方法を示しつつ、減量化・再資源化対策を推進しています。

市では、先見性をもって廃棄物減量化・再資源化を基本とした計画的な処理を推進することが重要となります。集団回収や事業者及び住民への啓発指導等を行い、廃棄物の減量化・再資源化及び適正処理の推進に努め、新たな最終処分場の設置を検討します。浄化槽については、合併処理浄化槽の設置の拡大を図ります。

なお、県ではごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場の設置等に対し国庫及び県費補助を行い、施設の整備拡充を図っています。

(1) 一般廃棄物

ごみの排出量を抑制するため、家庭用ごみ減量器具の購入補助制度や、区、自治会や子ども会等を対象としたリサイクル運動を積極的に推進します。また、まだ使える木製家具や自転車の再生販売や、家庭系のごみ、事業系のごみそれぞれについて、資源物の分別を徹底するよう意識の高揚を図ります。

ストックヤード等の整備に伴い、熔融スラグや搬入された草木等の更なる資源化を図り、生活環境の保全に努めます。

成田市リサイクル運動

年々増え続けるごみに対し、減量化及び再資源化を図るため、1983（昭和 58）年度にモデル地区を選定、1984（昭和 59）年度から団体登録により実施しています。1986（昭和 61）年度から実施団体（2024（令和 6）年 4 月 1 日時点 147 団体）に奨励金を、回収業者の組合に補助金を交付しています。

(2) 産業廃棄物

都市化の進展、経済の発展と相まって産業廃棄物は複雑多様化し、量もますます増加しつつあります。このため千葉県と連携のもと、排出事業者に対しては発生量の抑制、減量化、再利用化の促進を、処理業者に対しては産業廃棄物の性状に応じた適正な処理・処分を指導しています。

一方、最終処分場の延命化、県外産業廃棄物の不法投棄等の防止を目的に、1990（平成 2）年 2 月に「千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」が制定され、県外排出事業者に対して事前協議を義務づけ自己処理責任を明確にするとともに、適正処理の推進が図られています。

(3) 不法投棄対策

廃棄物の不法投棄は、人目に付きにくい道路沿いや山林などで、早朝・夜間・休日等に多く発見されており、行政の監視だけでは限界があります。

そこで地元住民の方を廃棄物不法投棄監視員に委嘱し、各地域をパトロールして、必要のある場合は市に通報してもらう「廃棄物不法投棄監視員制度」を 1991（平成 3）年 1 月から、また、民間委託による夜間のパトロールを 1997（平成 9）年 11 月から実施しています。

さらに不法投棄が多い箇所には監視カメラを設置し、地区ごとに廃棄物不法投棄監視員設置地区看板を立てるとともに、随時パトロールを実施し、不法投棄を未然に防止するために監視の強化を図っていきます。

表 2-9-8 不法投棄回収件数

年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
件数	715	789	689	722	648	501	361	323	262	242

第 10 章 地球温暖化対策

1. 概 要

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、地球全体の気候に大きな変動をもたらします。日本においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害も観測されています。

2015（平成 27）年 12 月にフランス・パリで開催された「気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）」において、京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな国際枠組みとして、「パリ協定」が採択されました。その後、我が国は、2021（令和 3）年 10 月 22 日に、2030（令和 12）年度において、温室効果ガス 46%削減（2013 年度比）を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることをパリ協定に基づく我が国の NDC（国が決定する貢献）として決定し、これを国連気候変動枠組条約事務局に提出し、新たな削減目標も踏まえ、同日、地球温暖化対策計画を改定しました。この計画では、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、新たな 2030（令和 12）年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いています。

本市においても地球温暖化に向き合う姿勢を示すことが大切であると考え、2020（令和 2）年 11 月 25 日に市民・事業者との協働により地球温暖化対策を進めるため、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、この宣言を踏まえて 2023（令和 5）年 7 月には成田市環境基本計画中間見直しを策定しました。

2. 成田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

成田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、成田市環境基本条例に基づく成田市環境基本計画のうち、地球温暖化対策に関する分野の実施計画です。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）及び、気候変動適応法第 12 条に基づく地域気候変動適応計画と位置づけています。

①削減目標

中期目標

基準年度である 2013（平成 25）年度比で市域における二酸化炭素排出量を 46%削減すること。

長期目標

2050（令和 32）年度に市域における二酸化炭素排出量実質ゼロとし、ゼロカーボンシティを実現すること。

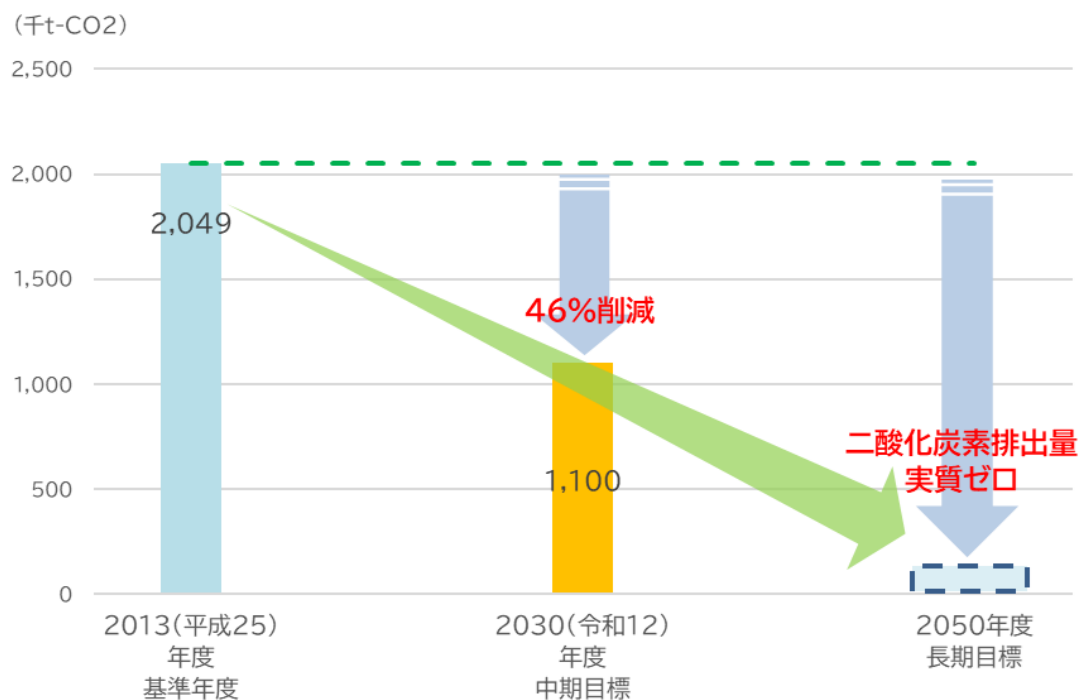


図 2-10-1 CO₂ 排出量削減の中期目標と長期目標

3. 成田市役所エコオフィスアクション（第5次成田市環境保全率先実行計画）

成田市環境保全率先実行計画は、市自らが「成田市環境基本計画」に定める環境配慮行動を率先して実践し「環境にやさしいエコオフィスづくり」を推進していくことを目的に、2002(平成14)年3月に最初の計画（以下、「第1次計画」という。）を策定したものです。

現行の計画は2023(令和5)年7月に策定した「成田市役所エコオフィスアクション（第5次成田市環境保全率先実行計画）」です。

(1) 基本的事項

①計画策定の目的及び位置づけ

本計画の目的は、「環境にやさしいエコオフィスづくり」の推進です。

この目的のため、本市では省エネルギーや省資源、ごみ排出量の削減、環境に配慮した製品の優先購入などの目標に取り組んできました。

温室効果ガス・エネルギー消費

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、都道府県及び市町村がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画を策定すべき旨規定しています。これを本計画中に「成田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」として位置づけます。また、本市は「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に規定される「特定事業者」に当たります。本計画では、エネルギー使用量についても目標の設定を行います。

本計画の進行管理の中では、温室効果ガスとエネルギー使用量を合わせて集計を行い、組織内での状況を把握し、目標達成へ向けた方策等へフィードバックするとともに、併せて国へ報告すべきデータについても取りまとめを行います。

グリーン購入

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律により、地方公共団体は環境物品等への需要の転換を図るための措置を講じるよう努めることとされています。ついで、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に係る本市の基本方針を「成田市グリーン購入基本方針」として本計画の中に位置づけます。

その他

このほか、本計画では本市の事務事業におけるごみの3Rへ向けた取組み、紙類や上水などに係る省資源などの取組みも含みます。

②現行計画の期間と目標設定

本計画では2023（令和5）年度から2027（令和9）年度の5年間を計画期間とします。

さらに、パリ協定に基づく我が国のNDCに合わせ、2013（平成25）年度を基準年度とし、2027（令和9）年度に加え2030（令和12）年度までの温室効果ガス排出量（市役所分、一般廃棄物溶融分）及びエネルギー消費量（原油換算）の削減目標を設定します。なお、「一般廃棄物溶融分」は一般廃棄物の溶融に伴い排出される温室効果ガス、「市役所分」はそれ以外の温室効果ガスの排出量のことです。

③対象範囲

計画の対象は、本市すべての事務及び事業とします。対象とする施設等は、出先機関を含む全てとします。また、指定管理者制度により外部に運営を委託している施設も対象範囲に含めるものとします。

④目標

表2-10-1 成田市役所エコオフィスアクション（第5次成田市環境保全
率先実行計画）の目標

項目	2013年度 実績	2027年度 目標	増減率	2030年度 目標	増減率
市役所分 (t-CO ₂)	23,434	14,255	▲39.2%	12,468	▲46.8%
一般廃棄物溶融分 (t-CO ₂)	20,084	20,001	▲0.4%	20,001	▲0.4%
エネルギー消費量 (原油換算 kL)	11,183	10,516	▲6.0%	10,442	▲6.6%

(2) 計画の進行管理

本計画の実効性を確保するため、環境マネジメントシステムの基本であるPDCAサイクルによる継続的改善の考え方を活用し、全職員の取組を推進するとともに、エネルギー使用量実績及び温室効果ガス総排出量進行管理を行います。

(3) 温室効果ガスの排出量

2023（令和5）年度の温室効果ガス総排出量は42,767 t-CO₂であり、第5次成田市環境保全率先実行計画における基準年度（2013（平成25）年度）と比較し1.7%の削減となりました。分類別にみると「市役所分」は20.1%の削減、「一般廃棄物溶融分」については、19.7%の増加となっています。

表 2-10-2 2023（令和 5）年度温室効果ガス総排出量

(t-CO₂)

区分	2013 年度 実績	2023 年度 実績	(増減率)	2027 年度 目標	2030 年度 目標
市役所分	23,434	18,721	-20.1%	14,255	12,468
一般廃棄物溶融分	20,084	24,045	19.7%	20,001	20,001
合 計	43,518	42,767	-1.7%	34,256	32,469

4. 成田市住宅用省エネルギー設備設置費補助金

成田市では、省エネルギー設備の普及促進・環境への負荷低減・地球温暖化の防止等環境の保全のため、住宅用省エネルギー設備を設置した市民に、予算の範囲内において補助を実施しています。過去 10 年間の実施状況は表 2-10-3 のとおりです。

・CO₂削減効果

2024（令和 6）年 3 月末までに補助を行った 2,411 件の太陽光発電システムの最大出力の合計は、約 11 メガワットであり、排出を抑制できる温室効果ガスを推計すると、1 年間に約 5,600 トン CO₂ の温室効果ガスの排出の抑制効果が見込まれます。

表 2-10-3 住宅用省エネルギー設備補助件数（各年 3 月末現在）

年度 対象設備	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
太陽光発電システム	245	195	153	124	143	59	89	110	102	36
燃料電池コージェネレーションシステム (エネファーム)	7	8	14	23	32	18	30	15	32	11
定置用リチウムイオン蓄電池	15	32	29	25	79	74	111	126	107	99
エネルギー管理システム (HEMS) 機器	15	25	34	31	52	24	31	23	32	26
電気自動車等充放電設備※	1	1	0	0	0	—	—	—	3	9
太陽熱利用システム	—	4	3	4	1	2	0	0	0	0
地中熱利用システム	—	—	1	2	0	0	0	0	0	0
断熱窓	—	—	—	—	—	—	—	8	12	33
電気自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	14	13
プラグインハイブリッド自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5

※2019(令和元)年度に一度廃止しましたが、2022（令和 4）年度に再度、開始しました。

5. 成田市地球環境保全協定

①目的等

事業者の自主的な環境保全策を促進し、事業者と市が協働して環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会を構築することを目的として、2013（平成 25）年 4 月 1 日から運用を開始しています。本協定は事業者と市との間で締結するものですが、規制という概念ではなく事業者に自主的に行動してもらうことを目指した協定です。

②対象

市内に事業所があり、そこで事業活動を行っている事業者。

③実施内容

協定を締結した事業者は、協定書に定める環境保全策に取り組むとともにエネルギー使用量等の具体的な削減目標を事業者自身が設定し、その達成状況や改善点等を毎年市に報告します。

④締結事業者数 212 事業者（2025（令和 7）年 1 月末現在）

第 1 1 章 そ の 他

1. 土砂等の埋立て

千葉県は首都圏に位置し、比較的平坦な丘陵地が多いという特性や道路網の整備を背景に、県外から多くの残土が搬入され、産業廃棄物の不法投棄による土壌汚染や、無秩序な埋立てによる土砂の崩壊等の問題が起こってきました。これらを防止するため、本市では1988（昭和63）年に「成田市土砂等による土地の埋立て、盛土又はたい積行為の規制に関する条例（成田市残土条例）」を制定し、その後、1997（平成9）年に、3,000 m³以上の埋立てについては知事の許可を要する「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（千葉県残土条例）」が制定され、千葉県と協力体制のもと、埋立て事業者に対する監督・指導に努めてまいりました。しかしながら、その後もずさんな施工管理による法面崩壊や、悪質な事業者による無許可埋立てなどが行われ、多くの市民から更なる規制強化の要望がなされてきました。このような中であって、2003（平成15）年3月、「市町村条例優先適用」の規定が盛り込まれた千葉県残土条例の一部改正が行われたのを機に、本市の残土条例の全面改正を行い、2004（平成16）年6月、新たに「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」が施行されました。

この条例の施行により500 m³以上の埋立て事業は市条例が適用され、事業形態により「事業の許可」、「土質の許可」、「土質に関する届出」の手続きが必要となりました。また安易な土地の提供を防止するため、これまでどちらかという被害者的な立場であった土地所有者に対しても、共同事業者として事業者と同等の責務を負うことを明確化するとともに、事業の許可にあたっては、生活環境の保全、地域の安全の確保の観点から、事業者等に対し地域住民との十分な合意形成を義務付けています。

表 2-11-1 土砂等の埋立ての許可状況

年 度	許可及び届出件数	事業の許可【第7条】	土質の許可【第8条第1項】	土質に関する届出【第8条第2項】
2014(H26)	7	4	2	1
2015(H27)	11(2)	2	5(2)	4
2016(H28)	7(2)	5(2)	1	1
2017(H29)	7(1)	4(1)	1	2
2018(H30)	8(1)	4(1)	3	1
2019(R1)	8(1)	4(1)	1	3
2020(R2)	9(2)	3(1)	1	5(1)
2021(R3)	6(1)	2(1)	2	2
2022(R4)	5(0)	0	1	4
2023(R5)	7(0)	2(0)	3	2

※ 表中の()は、左の数のうち変更許可の数

2. 空き地の適正管理

本市では、1988（昭和 63）年 3 月に「成田市空き地に係る雑草等の除去に関する条例」を制定し、空き地の所有者や管理者に対して、当該地に雑草等が繁茂したままにならないよう適正に管理する義務を定め、自主的に雑草を刈り取ることなどをお願いしています。なお、雑草を刈り取る必要がある土地の所有者に対しては、期限を定めて刈り取りをするよう口頭・文書にて指導しています。また、草刈り機の貸出しと草刈り業者の紹介を行っています。

表 2-11-2 成田市空き地に係る雑草等の除去に関する条例に伴う苦情件数 （単位：件）

地 区	年 度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
成 田	苦情	32	27	29	27	17	23	18	20	22	19
	処理	29	24	25	23	16	18	16	20	20	19
公 津	苦情	28	20	19	16	20	23	19	19	19	12
	処理	27	20	19	15	17	21	18	18	17	11
八 生	苦情	1	2	1	1	0	4	1	4	4	2
	処理	1	2	1	1	0	4	1	4	4	2
中 郷	苦情	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	処理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久 住	苦情	16	12	11	7	8	7	5	4	8	8
	処理	16	11	11	6	7	4	5	4	7	7
豊 住	苦情	4	1	4	2	1	1	0	3	1	1
	処理	4	0	3	2	1	1	0	1	1	1
遠 山	苦情	26	18	14	12	13	22	13	13	13	16
	処理	25	17	13	8	11	21	12	12	12	16
ニュータウン	苦情	20	16	15	14	7	10	4	6	6	7
	処理	20	16	15	13	7	9	4	6	6	7
下 総	苦情	12	21	16	17	12	20	3	9	5	3
	処理	10	20	14	16	9	16	3	6	5	1
大 栄	苦情	19	28	20	16	31	17	29	16	18	15
	処理	18	26	19	15	29	15	23	15	11	10
合 計	苦情	158	145	129	112	109	127	92	94	96	83
	処理	150	136	120	99	97	109	82	86	83	74

3. 放置自動車対策

車社会の進展に伴い、路肩や空き地等への自動車の放置は全国的な社会問題となりましたが、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」の施行により、その数は減少傾向にあります。しかしながら、ひとたび放置自動車が発生すると、地域の美観や市民の生活環境を損なうばかりでなく、放火やごみの不法投棄などの二次的犯罪を誘発するなど市民生活に悪影響を及ぼします。

本市では、2000（平成 12）年 3 月に「成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」を制定し、同年 7 月から施行して放置自動車の所有者等に撤去の指導を行っています。

所有者が判明しない放置自動車については、「成田市放置自動車廃物判定委員会」において廃物との認定を得て、市で処分を行っています。

表 2-11-3 放置自動車の処理状況 (単位：台)

年度	総数	処理台数	処理台数内訳		
			所有者で移動	警察で移動	市で移動・処分
2014 (H26)	5	5	5	0	0
2015 (H27)	2	0	0	0	0
2016 (H28)	3	4	2	2	0
2017 (H29)	3	2	1	1	0
2018 (H30)	2	4	2	0	2
2019 (R1)	1	1	0	0	1
2020 (R2)	0	0	0	0	0
2021 (R3)	2	2	2	0	0
2022 (R4)	0	0	0	0	0
2023 (R5)	0	0	0	0	0

※2015（平成 27）年度において発生した 2 件については 2016（平成 28）年度で処理済み

※2016（平成 28）・2017（平成 29）年度において発生した内未処理の 2 件については 2018（平成 30）年度で処理済み

4. 苦 情

典型7公害の中では、大気汚染の苦情が最も高い比率を示していますが、全体的には廃棄物の不法投棄や草刈り（空き地の雑草等）など7公害以外の苦情が多数を占めており、この傾向は今後も続くと考えられます。

表 2-11-4 公害苦情の受付件数

（単位：件/（ ）内の値は％）

年度	件数	典型7公害							左以外の 苦情
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒 音	振 動	地盤沈下	悪 臭	
2014 (H26)	318	38 (11.9)	4 (1.3)	—	19 (6.0)	1 (0.3)	—	14 (4.4)	242 (76.1)
2015 (H27)	292	38 (13.0)	8 (2.7)	—	21 (7.2)	6 (2.1)	—	15 (5.1)	204 (69.9)
2016 (H28)	310	61 (19.7)	6 (1.9)	—	26 (8.4)	2 (0.6)	—	14 (4.5)	201 (64.8)
2017 (H29)	244	41 (16.8)	5 (2.0)	—	23 (9.4)	2 (0.8)	—	9 (3.7)	164 (67.2)
2018 (H30)	302	45 (14.9)	6 (2.0)	—	24 (7.9)	1 (0.3)	—	12 (4.0)	214 (70.9)
2019 (R1)	349	46 (13.2)	2 (0.6)	—	27 (7.7)	—	—	17 (4.9)	257 (73.6)
2020 (R2)	499	91 (18.2)	10 (2.0)	—	30 (6.0)	4 (0.8)	—	15 (3.0)	349 (70.0)
2021 (R3)	393	43 (10.5)	4 (0.9)	—	25 (6.3)	—	—	17 (4.2)	304 (78.1)
2022 (R4)	439	53 (12.1)	—	—	35 (8.0)	4 (0.9)	—	15 (3.4)	332 (75.6)
2023 (R5)	363	33 (9.1)	3 (0.8)	—	27 (7.4)	3 (0.8)	—	6 (1.7)	291 (80.2)

※当該年度に新たに受付した件数（前年度より継続している案件は含まない。）

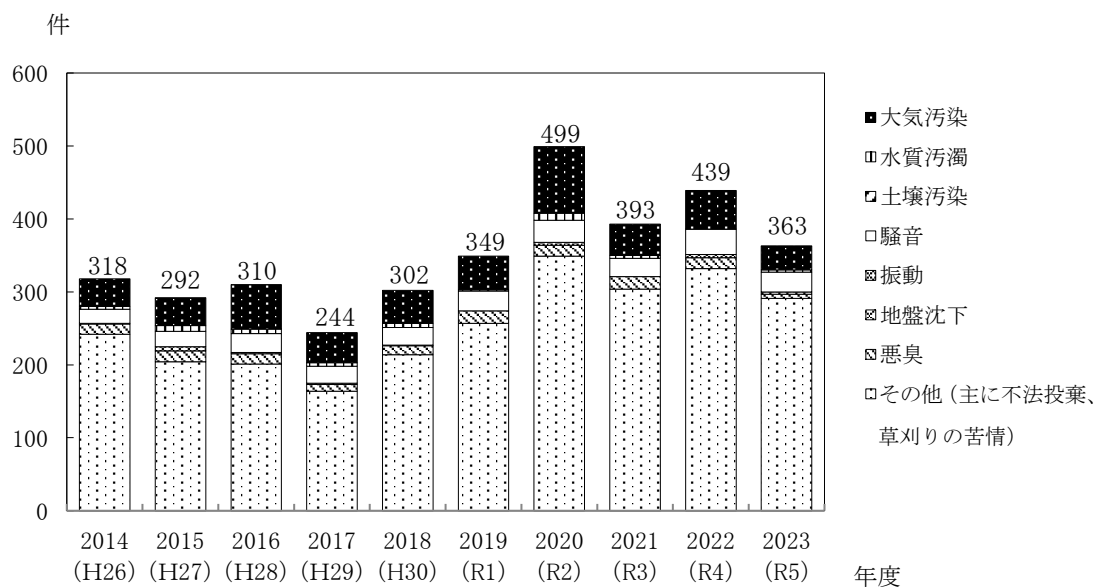


図 2-11-1 公害苦情の受付件数の推移

5. 放射線量の測定

(1) 概要

2011（平成 23）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により東京電力福島第一原子力発電所において事故が発生し、放射性物質が飛散しました。この福島第一原子力発電所から飛散した放射性物質は、風雨等によって関東近郊にも拡散したものと考えられています。

本市においては、同年 8 月から継続して市内の空間放射線測定を実施しています。

また、2011（平成 23）年 12 月から市民や自治会等の団体等に放射線量簡易測定器の貸出しも行っています。

(2) 放射線量の測定について

2011（平成 23）年 8 月から市内 5 か所（市役所本庁舎、大栄支所、下総支所、大清水測定局、幡谷測定局）で開始しており、開始当初は毎時 $0.14\mu\text{Sv}$ から毎時 $0.19\mu\text{Sv}$ となっておりましたが、半年後の 2012（平成 24）年 2 月には毎時 $0.09\mu\text{Sv}$ から毎時 $0.14\mu\text{Sv}$ まで下がっております。

その後も徐々に下がっていき、2024（令和 6）年 3 月現在では、毎時 $0.04\mu\text{Sv}$ から毎時 $0.09\mu\text{Sv}$ となっております。

表 2-11-5 空間放射線量の年平均値の推移

（単位： $\mu\text{Sv/h}$ ）

年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
市役所本庁舎	0.08	0.08	0.07	0.06	0.07	0.06	0.06	0.06	0.05	0.05
大清水測定局	0.08	0.08	0.07	0.06	0.07	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05
幡谷測定局	0.08	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05
下総支所	0.1	0.1	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.08	0.08
大栄支所	0.07	0.07	0.06	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

(3) 放射線量簡易測定器の貸出しについて

2011（平成 23）年 12 月より市民や自治会等の団体に放射線量簡易測定器の貸出しを行っています。

表 2-11-6 放射線量簡易測定器の貸出し件数の推移

（単位：件）

年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	計
市役所本庁舎	28	6	25	4	10	2	3	0	1	2	288
下総支所	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
大栄支所	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	21
計	30	7	25	4	11	2	3	0	1	2	322

資 料 編

1. 成田市環境基本条例

2. 環境用語解説

1. 成田市環境基本条例

平成9年3月31日

条例第17号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができ社会的構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに

当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

(環境白書)

第7条 市長は、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにするため、成田市環境白書を定期的に作成し、公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成田市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ成田市環境審議会の意見を聴かなければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、施策に関する計画の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全及び創造に十分配慮しなければならない。

(規制の措置)

第10条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する協定の締結)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全及び創造に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための助成措置)

第12条 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置を執るよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるものとする。

(施設の整備その他の事業の推進)

第13条 市は、緩衝緑地その他の環境の保全上の支障を防止するための施設及び下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備その他環境の保全及び創造に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第15条 市は、環境の保全及び創造についての施策に、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する学習の推進)

第16条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造への理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全及び創造に関する学習の推進を図るものとする。

(自発的な活動を促進するための措置)

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者の構成する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、市民に対して環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第19条 市は、環境の状況の把握又は今後の環境の変化の予測に関する調査その他環境を保全及び創造するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の実施)

第20条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制を整備するとともにその実施に努めるものとする。

第3章 地球環境保全の推進等

(地球環境保全の推進)

第21条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第4章 環境の保全及び創造の推進体制等

(環境の保全及び創造の推進体制の整備)

第22条 市は、市、事業者及び市民との協力により、環境の保全及び創造を推進するための体制を整備するものとする。

(他の地方公共団体との協力)

第23条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、県及び他の市町村と協力して、その推進を図るものとする。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2. 環境用語解説

〔環境一般〕

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準をいいます。現在、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、航空機騒音及び新幹線騒音に係る環境基準が定められています。

また、1999（平成11）年7月に公布された、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、ダイオキシン類についても、大気、水質、土壌の環境基準が定められました。

環境基本法

環境基本法は、地球的規模の環境対策について、新たな枠組みを示す基本的な法律として制定されました。環境の保全に関する基本理念（環境をなぜ、どのように守っていくのかという行動原理）を明らかにし、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務、また国及び地方公共団体の環境保全に関する基本的施策を定めたものです。

植物油インキマーク

植物油（再生産可能な大豆油、亜麻仁油、桐油、ヤシ油、パーム油等植物由来の油、及びそれらを主体とした廃食用油等をリサイクルした再生油）を含有基準量以上使用した印刷インキに表示できる、印刷インキ工業連合会が定めたマークです。植物油インキは、大気汚染の原因となるVOCs（揮発性有機化合物）の発生を減らします。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

地球温暖化

地球は温室効果ガスが大気中に存在することで地表の気温が平均15℃程度に保たれています。この温室効果ガスの増加により、地球全体が「温室」の中のように気温が上昇する現象が地球温暖化です。

京都議定書では、温室効果ガスのうち二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、

パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類が削減の対象になっています。

上乗せ基準

大気汚染防止法第4条第1項及び水質汚濁防止法第3条第3項に基づき、都道府県が国の定める一律の排出（水）基準にかえて適用するもので、政令で定める排出（水）基準より厳しい基準をいいます。

環境影響評価（環境アセスメント）

事業の実施等が環境に及ぼす影響の程度と範囲、その防止策等について事前に調査・予測・評価することをいいます。

総量規制

環境基準を達成するための容量以内で、その地域にある工場等の排出源に排出量等を割り当て、工場等を単位として規制することです。現在、大気汚染防止法（硫黄酸化物と窒素酸化物）と水質汚濁防止法（COD）に基づく総量規制があります。

ppm

parts per millionの略。100万分の1を表す単位で、濃度や含有率を示す容量比、重量比のことです。1ppmとは、大気汚染物質の濃度表示では大気1m³の中にその物質が1cm³含まれていることです。また水質汚濁物質の濃度表示では水1kgの中にその物質が1mg含まれていることです。

SDGs（持続可能な開発目標）

2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された国際目標であり、「誰一人取り残さない」をスローガンに、貧困、健康と福祉、気候変動など17のゴールを掲げ、2030（令和12）年の目標達成に向けて国際社会全体で取り組んでいるものです。

〔大気〕

硫黄酸化物（SOx）

石油などの硫黄分を含んだ燃料が燃焼して生じる汚染物質です。一般的に燃焼過程で発生するのは大部分が二酸化硫黄（SO₂：亜硫酸ガス）であり、無水硫酸（SO₃）が若干混じっています。環境基準は、二酸化硫黄について定められています。硫黄酸化物は、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりします。

窒素酸化物（NOx）

石油、ガス等燃料の燃焼に伴って

発生し、その発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設等、多種多様です。燃焼の過程では、一酸化窒素（NO）として排出されますが、これが徐々に大気中の酸素と結びついて二酸化窒素（NO₂）となります。環境基準は二酸化窒素について定められています。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学スモッグの原因物質の一つとなります。

光化学オキシダント（Ox）

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こして発生する第二次汚染物質で、オゾン、PAN（Peroxy-acetylnitrate（パーオキシアセチルナイトレート））等の強酸化性物質の総称です。このオキシダントが原因で起こるいわゆる光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、目をチカチカさせたり、胸苦しくさせたりすることがあります。

一酸化炭素（CO）

炭素を含む燃料が不完全燃焼する際に発生し、主な発生源は自動車です。一酸化炭素が体内に吸収されると、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の補給を妨げ貧血を起こしたり、中枢神経を麻痺させたりします。

浮遊粒子状物質（SPM:Suspended Particulate Matter）

大気中に気体のように長時間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち、粒径が10ミクロン（1cmの1,000分の1）以下のものをいいます。

微小粒子状物質（PM2.5:Particulate Matter 2.5）

浮遊粒子状物質の中でも特に微小なもので、粒径が2.5ミクロン以下のものをいいます。呼吸器の奥深くまで入りやすいので、一定の健康影響を与えるといわれています。

降下ばいじん

大気中の汚染物質のうち自己の重量により、または雨滴に含まれて地上に落下するばい煙、粉じん等をいいます。

炭化水素（HC）

塗料・印刷工場・ガソリン等の貯蔵タンク、自動車等から主に発生します。窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質の一つです。

酸性雨

石炭や石油等の化石燃料の燃焼などに伴って発生する硫黄酸化物や窒素酸化物は、大気中へ放出されて最終的には硫酸イオンや硝酸イオンなどに変化します。このイオンを含んだ強い酸性の降雨を酸性雨といいます。雨水は、もともと大気中の炭酸ガスが溶け込んでおり、pHは5.6であることから、一般的にはpHが5.6以下の雨水が酸性雨とされています。

自動車排出ガス

自動車の排出ガス中には、燃料の不完全燃焼によって生ずる一酸化炭素、未燃焼燃料である炭化水素及びその酸化生成物（アルデヒド等）、空気中の窒素が酸化されて生じる窒素酸化物が含まれています。また、これらの排出濃度は、機関の種類（ガソリン機関、ディーゼル機関等）、使用燃料、走行条件、整備状況等によって大幅に異なりますが、一般に一酸化炭素及び炭化水素はアイドリング、減速時に、窒素酸化物は加速、低速時に多く排出されます。

ローボリュウムエアースンプラー（LVS）

大気中の浮遊粉じん重量濃度を測定する装置で、浮遊粒子状物質を捕集するよう作られており、一般に長期間の平均濃度の測定に用いられることが多いです。

m³N/h（ノルマル立方メートル毎時）

温度が0℃、圧力が1気圧の状態に換算した時間当たりの気体の排出量などを表す単位です。

K 値規制

施設ごとに煙突の高さに応じた硫黄酸化物許容排出量を求める際に使用する大気汚染防止法で定められた定数です。K値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さくなっています。

PAN（パーオキシアセチルナイトレート RCO₃NO₂）

光化学オキシダントを形成する成分の1つで、光化学オキシダント中に占める割合は2～10%といわれています。物理化学的な性状はあまり明白になっていませんが、人間の眼やノドに刺激を与え植物にも有害です。

日平均値の年間 98%値

98%値は、1年間に測定されたすべての日平均値を、日平均値の低い方

から高い方に順に並べたとき、低い方から数えて98%目に該当する日平均値です。

〔水質〕

カドミウム（Cd）

柔らかくて延性、展性に富む青みを帯びた銀白色の金属で、主に、鉱山、メッキ工場、光学ガラスの製造等の企業の排水中に含まれることが多いです。体内に摂取されると、腎臓の機能障害があらわれ、ついで体内カルシウムの不均衡による骨軟化症を起こします。

シアン（CN）

化合物としてシアン化水素、シアン化ナトリウム、シアン化カリウム等をつくりますが、これらの化合物は一般にきわめて強い毒性をもち、人体への影響も速やかで、数秒ないし数分程度で中毒症状があらわれ、頭痛、めまい、意識障害、まひ等を起こして死亡します。

鉛（Pb）

化学的に耐久性が大きく、細工が容易であるので、水道管等に広く用いられています。また、一酸化鉛、四酸化三鉛等の化合物は、顔料、サビ止めペイント、鉛ガラスの製造、レンズの研磨材、蓄電池の電極等に利用されています。鉛中毒の多くは慢性中毒で、少量の鉛を長期間持続的に摂取することによって起こります。

ヒ素（As）

銅、鉛、亜鉛等の精錬の際、副産物として得られ、常温では安全ですが、熱すると多くの金属と反応してヒ素化合物を生じます。ヒ素及びヒ素化合物は強い毒性をもち、殺虫、駆除剤等に用いられています。

クロム（Cr）

耐触性に富み、メッキやステンレス原料として用いられる重金属です。クロムはふつう2価、3価、6価の化合物をつくりますが、とくに6価のクロムを含むクロム酸、重クロム酸、およびこれらの塩類が有害で、これらの化合物は強力な酸化性をもち、皮膚、粘膜に炎症、潰瘍をつくる性質があります。

水銀（Hg）

常温で唯一の液体金属で、室温で容易に蒸発し毒性を発揮します。水銀の用途は、食塩電解苛性ソーダ用、アセチレン法塩化ビニル合成触媒用、

医薬品用が主体で、このほかに各種計測、電気器具等に用いられています。この物質は、神経系をおかし、手足の震えをおこしたり、言語障害、食欲不振、聴力、視力の減退をひきおこします。水俣湾沿岸及び阿賀野川流域における有機水銀中毒（水俣病）の原因物質はメチル水銀であることが判明しました。

アルキル水銀（R-Hg）

メチル水銀、エチル水銀など、アルキル基と水銀が結合した有機水銀化合物の総称です。吸収されやすく排せつされにくいという性質から、高度な生物濃縮が起こり、水中の濃度はわずかであっても魚介類の中に高濃度に蓄積されて毒性を発揮する可能性があります。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）

ベンゼンを脱水素縮合して製造されるビフェニルに塩素を付加させて製造される無色液状の物質です。PCBは不燃性で、水に不溶、絶縁性がよいといった性質をもち、化学的にも安定度が高く、きわめて分解されにくいものです。このため用途は広く、トランスの冷却剤、コンデンサーの絶縁剤、各種化学機器の熱媒体等に利用されていました。一度体内に入ると、きわめて分解、排泄されにくく、蓄毒性が高いことがわかっており人体にとって危険度が高いとされています。

現在、PCBの製造、輸入は原則的に禁止され、保管するPCBの廃棄処分が決められています。

亜鉛（Zn）

人間にとっては不可欠な金属であり、1日10～15mg摂取していますが、多量に摂取すると、粘膜刺激、嘔吐等の被害がでます。

銅（Cu）

亜鉛と同様、人間にとって不可欠な金属で、血液中に60～100mg含まれ、1日に2mgは摂取しなければならないといわれています。重金属で、メッキ工場や電線工場などに多く使用されます。中毒症状として、緑色又は青色の吐物を出し、皮膚は青色をおび、血圧降下、虚脱などの症状を呈します。

鉄（Fe）

鉄自身の毒性はほとんどありませんが、微粉塵は呼吸器に機械的刺激や被害をおこし、酸化鉄粉はじん肺をおこします。鉄は、胃および十二指腸の上部においてイオンの形で吸収

されますが、第二鉄より第一鉄の方が吸収されやすい傾向にあります。

マンガン (Mn)

金属マンガンは微紅色を帯びた灰色光沢を有し、粉末は自然発火を起こします。中毒例は比較的少ないですが、筋神経系を冒し、言語障害、顔面硬直、歩行不随などをおこす強い毒性を有します。

有機塩素化合物

一般に炭素と塩素が直接結合した有機化合物のことをいい、一般的には生物分解が困難であり、水にあまり溶けず、油に溶けやすいため、動植物の生体内に蓄積されやすいことが知られています。

健康項目のうち、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、四塩化炭素、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレンがこれに含まれます。

トリクロロエチレン (C₂HCl₃)

有機塩素化合物で、無色透明の液体です。主な用途としては、金属機械部品等の脱油洗浄、溶剤等があります。人体への影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害があり、発がん性物質といわれています。

テトラクロロエチレン (C₂Cl₄)

有機塩素化合物で、無色透明の液体です。主な用途としては、ドライクリーニング、溶剤等があります。人体への影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害があり、発がん性物質といわれています。

1,1,1-トリクロロエタン (C₂H₃Cl₃)

有機塩素化合物で、甘い臭いを持つ無色透明の液体です。主な用途としては、金属洗浄、ドライクリーニング等があります。人体への影響としては、中枢神経障害があります。オゾン層破壊物質としてモントリオール議定書にリストアップされています。

1,1,2-トリクロロエタン (C₂H₃Cl₃)

有機塩素化合物で、甘い臭いを持つ無色透明の液体です。主な用途としては、油脂、ワックス、溶剤、1,1-ジクロロエチレンを製造する原料として使用されています。人体への影響としては、中枢神経障害と肝障害があります。

四塩化炭素 (CCl₄)

有機塩素化合物で、無色透明の液

体で不燃性です。主な用途としては、不燃性の溶剤、ドライクリーニング用等があります。人体への影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害があります。オゾン層破壊物質としてモントリオール議定書にリストアップされています。

ジクロロメタン (CH₂Cl₂)

有機塩素化合物で、甘い臭いをもつ無色透明の液体で、水に溶けやすい性質があります。主な用途としては、塗料の剥離剤、プリント基板洗浄剤、溶剤等があります。人体への影響としては、麻酔作用や中枢神経障害があり、発がん性物質といわれています。

1,2-ジクロロエタン (C₂H₄Cl₂)

有機塩素化合物で、無色透明の液体です。クロロホルムに似た匂いを持ち、可燃性です。主な用途としては、塩化ビニル等樹脂の原料、フィルム洗浄剤、溶剤等があります。人体への影響としては、肝障害、腎障害があり、発がん性物質といわれています。

1,1-ジクロロエチレン (C₂H₂Cl₂)

有機塩素化合物で、無色透明の液体です。主な用途としては、家庭用ラップ、食品用フィルムなどの原料、フィルム洗浄剤等があります。人体への影響としては、麻酔作用があります。

1,2-ジクロロエチレン (C₂H₂Cl₂)

有機塩素化合物で、無色透明の液体です。主な用途としては、合成樹脂の原料、溶剤等があります。また、シス-1,2-ジクロロエチレンは、環境中においてトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機塩素化合物から脱塩素化により生成されます。人体への影響としては、嘔吐、中枢神経系の抑制、眼、皮膚への刺激などが報告されています。

ベンゼン (C₆H₆)

芳香族炭化水素で各種化学製品の基礎物質の原料となっています。これにより、合成樹脂、合成繊維、可塑剤、染料、合成洗剤、合成ゴム、殺虫剤、爆薬、医薬品などが誘導されます。神経毒性のほかに肝腎を冒すばかりでなく造血組織を阻害します。

クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー (C₂H₃Cl))

低分子有機塩素化合物で、無色透明、芳香性の気体です。引火性があります。ほぼ全量が塩化ビニル樹脂などの合成樹脂の原料として使われて

います。

急性毒性としては、錯乱、頭痛、めまいが報告されています。発がん性物質です。

1,4-ジオキサン (C₄H₈O₂)

常温で無色透明の液体で、揮発性の物質です。有機化合物を製造する際の反応溶剤として使われるほか、トランジスター、塩素系溶剤の安定剤、洗浄溶剤、合成皮革や塗料などの溶剤として使われています。動物実験では、肝臓・腎臓への影響、白血球の減少や赤血球の増加が認められています。発がん性の可能性も指摘されています。

ふっ素 (F)

常温では淡黄色、特異臭のある気体で天然には単体としては産出せず、螢石、氷晶石などのふっ化物として存在します。土壌、水、空気、更に動植物体内のほとんど全てに含まれています。低濃度であれば虫歯予防に効果がありますが、高濃度であれば有毒で、体重減少、嘔吐、便秘、骨の形成障害がおこります。

ほう素 (B)

自然界においてさまざまな化合物の形で存在します。主要鉱物はほう砂、カーン石などで、動植物にとって不可欠な元素です。人の健康への影響として、高濃度の摂取では、嘔吐、腹痛、下痢及び吐き気などの中枢神経障害が報告されています。

硝酸性窒素 (NO₃-N) 及び亜硝酸性窒素 (NO₂-N)

硝酸塩に含まれる窒素量及び亜硝酸塩に含まれる窒素量のことです。水や土壌中の有機物の分解により生成したアンモニウム塩が酸化されてできます。乳児 (6ヶ月未満) が高濃度の水を摂取するとメトヘモグロビン血症をおこし、呼吸作用を阻害します。

農薬

農地やゴルフ場、公園等の維持管理のため利用されており、健康項目のうち殺虫剤の1,3-ジクロロプロペン、アセフェート、殺菌剤のチウラム、除草剤のアシララム、シマジン、チオベンカルブ、メコプロップがこれに含まれます。

1,3-ジクロロプロペン (C₃H₄Cl₂)

有機塩素系の農薬で刺激臭のある無色から淡黄色の液体です。土壤線虫の殺虫剤に使用されています。人体への影響としては、呼吸困難、咳があります。

アセフェート (C₄H₁₀NO₃PS)

有機リン系の農薬で白色の固体です。水に溶けやすく、殺虫剤として主に各種野菜などに使用されます。

チウラム (C₆H₁₂N₂S₄)

農薬で白色の結晶体です。殺菌剤として使用されます。人体への影響としては、催奇形性があるほか、咽頭痛、痰、皮膚の発疹、結膜炎、腎障害があります。

アシュラム (C₈H₁₀N₂O₄S)

酸アミド系農薬で無色の結晶体です。除草剤として主に畑作地、公園などに使用されます。

シマジン (C₇H₁₂ClN₅)

農薬で白色の結晶体です。除草剤として使用されます。水にも有機溶媒にも溶けにくく、自然環境中で比較的安定し、検出頻度も高いものです。

メコプロップ (MCP, C₁₀H₁₁ClO₃)

フェノキシ系農薬で無色の結晶体です。除草剤として主に芝生に使用されます。

チオベンカルブ (C₁₂H₁₆ClNOS)

農薬で無色から淡黄色の液体です。主に水田の除草剤として使用されています。水に難溶ですが、多くの有機溶媒に溶けます。土壌に吸着されやすく、塩素により容易に分解されます。また、揮散しやすく、大気中で太陽光により速やかに分解します。

セレン (Se)

主に硫黄、硫化物に伴って産出する物質で、整流器、光電管、カメラの露出計、乾式X線撮影に利用されているほか、ガラス、陶磁器、塗料等の着色に用いられています。

生活環境項目

pH、DO、BOD、COD、SS、n-ヘキサン抽出物質、大腸菌数 (2021 (令和3) 年度以前は大腸菌群数)、全窒素、全リンを示します。

mg/L

水 1L の中にその物質が 1mg 含まれていること。ppm とほぼ同じ値を示します。

pH (水素イオン濃度)

Potential of Hydrogen の略。水素イオン濃度を示す指数で、pH7 が中性で、これが 7 よりも小さくなれば酸性が強くなり、大きくなればアルカリ性が強くなります。

BOD (生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demand の略。河川水、廃水、下水などの汚濁の程度を示すもので、有機物が微生物によって酸化される際に消費する酸素量をいいます。数値が大きくなる程汚濁が著しくなります。

COD (化学的酸素要求量)

Chemical Oxygen Demand の略。水質汚濁の指標であり、主として水中の有機物が化学的に酸化される際に消費する酸素量をいいます。数値が大きくなる程汚濁が著しくなります。

DO (溶存酸素)

Dissolved Oxygen の略。水中に溶存している酸素量を示します。溶存酸素が不足すると、水は嫌気性状態となり、嫌気性細菌により硫化水素、メタン等が発生し、悪臭の原因となることがあります。

SS (浮遊物質)

Suspended Solid の略。水中の懸濁している不溶性物質の量をいいます。

大腸菌群数

水中に含まれる大腸菌群の数をいい、人畜の体内の大腸菌がし尿に混入して流れ込み汚染するもので、菌の有無、または多少によって、その衛生学的安全性を確認する指標です。

大腸菌数

水中のふん便汚染の指標として使われる数値です。ヒトや混血動物の腸管内に常在し、ふん便由来でない細菌も含む大腸菌群数よりも的確にふん便汚染を捉えることが出来る指標として見直されました。

CFU/100m L

コロニー形成単位 (Colony Forming Unit) の略。大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで表します。100m L の試料から 10 個のコロニーが検出された場合 10 CFU/100m L となります。

MPN/100m L

大腸菌群数の単位で、最確数の略。大腸菌及び大腸菌と極めてよく似た性質を持つ細菌について、個体数を、検体 100mL 中の確率論によって算出

された最確数で表したものです。

窒素 (N)

形態により、有機性窒素、アンモニア性窒素 (NH₃-N)・亜硝酸性窒素 (NO₂-N)・硝酸性窒素 (NO₃-N) に大別されます。また、有機性窒素と NH₃-N をケルダール窒素 (K-N)、すべての項目を含めたものを全窒素 (T-N) と称します。水中の微生物の作用により、有機性窒素は NH₃-N や NO₂-N を経て NO₃-N に変化し、一部分は NH₃-N や NO₃-N の形で植物に吸収されます。一般に生活系からの排水には K-N の割合が高く、リンとともに富栄養化の起因物質です。

リン (P)

リンは自然界においてはリン酸態のような化合物として存在し、通常全リン (T-P) が水質汚濁の指標として利用されます。窒素とともに水生生物の環境においては重要な栄養源の役割を果たします。水中でリンが過剰になるとアオコの大量発生等の現象が起こります。

濁度

濁度とは、水の濁りの程度を示すものです。濁度 1 度とは、水 1L に対し不純物が 1mg 混じった状態です。土壌その他浮遊物質の混入、溶剤物質の化学変化などにより、地表水においては、降水の状況などによって変動を示します。

n-ヘキサン抽出物質 (ノルマルヘキサン抽出物質)

炭化水素であるノルマルヘキサンにより抽出される物質の含有量を示すものです。抽出される物質は主として油性物質であるので「油分等」と通称されることもあります。水生動植物に対する呼吸阻害や異臭の原因になります。

電気伝導率 (EC)

電気の流れやすさを示すものです。純水は電気を通さず、水に電気を流す物質 (イオン) が溶け込む事で電気が流れます。イオンが多いということは不純物が多い、すなわち水が汚れているということになります。単位は mS/m (ミリジーメンズパーメートル)。断面積 1cm²、長さ 1cm の溶液の抵抗の逆数で表します。

MBAS (メチレンブルー活性物質)

Methylen Blue Active Substance の略。メチレンブルーと反応して青色を示す物質です。陰イオン界面活性剤は代表的なメチレンブルー活性物質であるため、主に洗剤の量を知

るうえで利用されています。

塩化物イオン (Cl⁻)

ほとんどの自然水に含まれていますが、し尿、下水、海水、工場排水の混入によっては増加するので、これらによる汚染の指標となります。

栄養塩類

植物プランクトンや藻類の増殖の要因となっている窒素、リン等を含む塩等の総称です。

富栄養化

閉鎖性水域において、河川等から窒素、リン等の栄養塩類が運び込まれて豊富に存在するようになり、生物生産が盛んになることをいいます。

アオコ（青粉）

富栄養化現象の一つとして、湖沼面が緑色あるいは青色に変わる現象で、原因は藻類の異常増殖です。春先から夏にかけて発生することが多く、腐敗すると悪臭を放ったり、水産業に多大な影響を与えます。

一次汚濁

水域に直接流入する汚濁物質による汚濁をいいます。汚濁物質としては、BOD や COD の主成分である有機物、SS、有害物質などがあげられます。

二次汚濁

一次汚濁物質中に含まれるリンや窒素などが栄養源となり、光合成により発生、増殖するプランクトンに起因する汚濁をいいます。

赤潮

富栄養化現象の一つとして、海面が赤色か赤褐色に変わる現象で、原因はプランクトンの大量発生です。これは夏期に多発し、魚介類のエラをつまらせたり、酸素欠乏状態をつくり悪影響を及ぼします。

青潮

海岸から沖合へ酸素をほとんど含まない青白い水面が広がる現象です。その原因は、海底に沈んだプランクトンの死骸が分解されるとき水中の酸素が消費され、酸欠状態となった海水が沖に向かって吹く北東の風により、沿岸表層に沸き上がることに よるといわれており、春から秋にかけて発生することが多いとされています。

汚濁負荷量

河川水を汚濁する物質量をいい、主として「BOD (t/日)」、「COD (t/

日)」、「SS (t/日)」等で表されます。これは都市下水および工場排水などの「汚濁源」より排出される放流量とその水質濃度によって計算されます。したがって、汚濁負荷量は水質のみではなく水量にも関係しますもので、汚濁が進行すれば放流河川の水域の状況によっては水質規制だけでは不十分です。

自浄作用

河川水が汚濁を受けた場合に、河川自体、時間とともにこの汚濁を次第に減らす機能をもっており、これを河川の自浄作用と言います。その作用の主なものは希釈作用、沈澱作用、水中の溶存酸素による酸化作用、日光中の紫外線による殺菌作用および微生物による分解作用などです。

公共用水域

河川、湖沼、海域等その地域の多くの人々に益する水域をいいます。広義には、市町村の下水道、用水路、側溝等もこれに含まれます。

閉鎖性水域

地形等により水の出入りが悪い内湾、湖沼等の水域をいいます。千葉県においては、東京湾、印旛沼、手賀沼等がこれに該当します。

直接浄化施設

排水路や河川の水を直接浄化するための施設です。

排水路等に敷きつめたプラスチックや礫等の接触ろ材を利用し浄化をするもので、都市排水路浄化施設、簡易接触酸化処理施設及び礫間接触酸化処理施設等があります。

特定事業場

水質汚濁防止法では、生産施設等のうち汚水又は廃液を排出する施設を特定施設として定めており、この特定施設を有する工場、事業場を特定事業場といます。

指定地域内事業場

総量規制基準が適用される指定地域内（千葉県では、東京湾に流入する河川流域）の特定事業場で、日平均排水量が 50m³ 以上のものをいいます。

75%水質値

年間の全測定データ（日間平均値）を小さい方から順に数えて全体の 75%に該当する値をいいます。BOD（河川）、COD（海域、湖沼）の環境基準の評価はこの値で行います。

湖沼特定事業場

湖沼水質保全特別措置法の指定地域内の工場、事業場のうち湖沼特定施設を設置し、一日当たりの排水量が 50m³ 以上の工場、事業場をいいます。湖沼法の規制基準が適用されます。

浄化槽

水洗し尿を沈殿分離や微生物の作用による嫌気性及び好気性分解等の方法によって処理し、それを消毒、放流する装置をいいます。水洗し尿のみを処理する施設を単独処理浄化槽（みなし浄化槽）、水洗し尿及び生活雑排水（厨房排水、洗たく排水等）を一緒に処理する施設を合併処理浄化槽といます。本市では、生活排水による水質汚濁を防ぐため、補助制度により公共下水道の無い地域などでの合併処理浄化槽の設置を推進しています。

なお、浄化槽法の改正により、2001（平成 13）年度からは単独処理浄化槽の新設は実質的に禁止されました。

〔騒音・振動〕

騒音レベル

計量法第 71 条の条件に合格した騒音計で測定して得られるデシベル (dB) 数であり、騒音の大きさを表すものです。一般には騒音計の周波数補正回路 A 特性で測定した値をデシベル (dB 又は dB(A)) で表します。

等価騒音レベル

変動する騒音レベルのエネルギー的な平均値であり、音響エネルギーの総暴露量を時間平均した物理的な指標で、単位はデシベル (dB) です。環境基準の改定により、道路交通騒音を含む環境騒音は等価騒音レベル (L_{eq}) により評価されることとなりました。

L_{den}（時間帯補正等価騒音レベル）

時間帯別に夕方（午後 7 時から午後 10 時まで）には 5 デシベル、夜間（午後 10 時から午前 7 時まで）には 10 デシベルを加えた重み付けを行い、1 日の平均騒音レベルを算出したものです。

中央値

全測定値を大小順に並べたとき、全個数の 50%目に相当する値が中央値であり、L₅₀ と表したりします。

80%上端値 (L₁₀)

測定値の最高値から 10%、最低値

から 10%分を差し引いたレンジ(80%レンジ)の上端の数値です。

暗騒音

ある場所において特定の音を対象とする場合、対象の音のないときにその場所に存在する音を、対象の音に対して暗騒音といいます。

振動レベル

振動の加速度レベルに振動感覚補正を加えたもので、単位としては、デシベル(dB)が用いられます。通常振動感覚補正回路をもつ公害用振動計により測定した値です。

低周波空気振動

低周波空気振動は、一般に人間の耳で聞きとることができる範囲以下の低い周波数の空気振動で、単位としてはデシベル(dB)が用いられます。窓ガラス等を振動させて二次的騒音を発生させたりするほか、そのレベルによっては生理的影響が考えられています。

要請限度

自動車交通騒音・振動の測定結果を基に、法律により公安委員会等に措置を要請等することができる数値です。

市町村長は指定地域内で測定を行った結果、自動車騒音または振動が総理府令で定めた要請限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められた場合、県公安委員会に対し道路交通法による措置をとるべきことを要請し、騒音については道路管理者、関係行政機関の長に対し防止に資する事項に関し意見を述べ、振動については道路管理者に防止のための措置をとるべきことを要請できるとされています。

面的評価

交通量や道路構造条件(透水性舗装、遮音壁等)が等しい評価区間内の騒音測定結果をもとに、道路端から50mの範囲内に位置する住宅の騒音レベルを推計し、個々の住宅における環境基準の達成状況を把握し、当該評価区間の環境基準達成率(達成戸数/全戸数)として算定するものです。

点評価

騒音測定地点の測定結果から騒音測定地点における環境基準の達成状況を把握するものです。背後にある個別の住宅の環境基準達成状況を把握するものではありません。

〔悪臭〕

三点比較式臭袋法

悪臭を人の鼻(嗅覚)で測定するいわゆる官能法の一種で、悪臭を含む空気だけが入っている袋一つと、無臭の空気だけが入っている袋二つとの三つの袋の中から試験者に悪臭の入っている袋を当ててもらう方法です。六人以上の試験者によって行い、悪臭を次第に薄めながら不明又は不正解になるまでこれを繰り返します。その結果を統計的に処理して何倍に薄めれば区別がつかなくなるかとの値を出し、その値を臭気濃度といいます。

アンモニア(NH₃)

皮膚、粘膜への刺激性の強いし尿のような臭いのガスで、畜産事業場、化製場、し尿処理場等から多く発生します。

硫化水素(H₂S)

腐った卵のようなにおいて、畜産事業場、クラフトパルプ工場、し尿処理場等で多く発生します。

一般に中毒症状は急性であり蓄積性はありません。高濃度のガスは、中枢神経を麻ひさせるため、呼吸停止や失神をおこし、さらに高濃度になると死に至ります。

トリメチルアミン(C₃H₉N)

腐った魚のようなにおいて皮膚、粘膜の刺激性があり、液体の付着によって皮膚炎、眼炎を招きます。畜産事業場、化製場等が主な発生源です。

いきち 閾値

生理化学用語で、感覚器官が感知しうる最小の刺激量をいいます。にのいの認知閾値とは、にのいを何ののいにか判別できる一番うすい濃度をいいます。

〔地盤沈下〕

T.P.(東京湾平均海面)

Tokyo Peil の略。我が国の標高の基準をなす基準面であり、1873(明治6)年から1879(明治12)年に東京湾壺岩島で測定した潮位値から、その満干潮位を平均して求められました。

水準点

土地の標高を表す標石で、水準測量の基準として用いられています。

地盤の変動状況を測定するには、この水準点を用い、標高の変化を精密水準測量によって測り変動を出します。

精密水準測量

最も精度の高い水準測量で、地盤沈下や地殻変動等の調査のために実施されます。精密レベルと精密標尺を用い、誤差ができるだけ消去されるような、また最も小さくなるような測定方法がとられています。

地盤沈下観測井

地盤沈下が地下のどの地層で生じているかを調べるための施設です。通常二重管構造の井戸を設置し、内管の抜け上がり量によって沈下量を測定します。

揚水施設

千葉県環境保全条例(平成7年千葉県条例第3号)の第38条第1項第3号によると「揚水施設は、動力を用い地下水を採取するための施設であって、揚水機の吐出口(以下「吐出口」という。)の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計)が6cm²を超えるものをいう。」と定めています。

沖積層

1 万年前から現在に至るまで堆積してきた地層で、河川の流域や海岸沿いの低地に分布しています。粘土・シルト等で構成されています。

自然圧密

堆積年代の新しい沖積層や盛土部分で生じる沈下現象です。土粒子自体の重量により自然に圧密が進行します。

天然ガスかん水

天然ガスを溶存している塩分の濃い地下水で、太古の海水が陸封されたものです。ヨウ素の含有量も多く、本県下一帯の第三紀層中に存在しています。

〔土壌汚染〕

地質汚染

地質環境は、固体・液体・気体からなっています。固体の部分は地表面近くで雨、風や太陽光線によって物理的作用を受け生物活動の場となっている地層が一般的に土壌といわれています。

一方、液体としては固体間の隙間を埋めている地下水などがあり、気

体も固体間の隙間を埋めています。
これら、地層、地下水、地下空気の汚染を総称して地質汚染と呼んでいます。

重金属

比重の大きい金属で、比重 4.0～5.0 以上の金属をさす場合が多く、金、銀、銅、鉄、亜鉛、クロム、バナジウム、カドミウム、水銀等があります。

土壌汚染問題の場合は、ヒ素、アンチモンなども含めています。

これらの中には土壌汚染の原因となるものも多くあります。

重金属は、通常の土壌中にも含有されていますが高濃度になると農作物等の生育を阻害したり、人畜に有害な農畜産物が生産されるなどの土壌汚染問題を生じます。

要措置区域

土壌の汚染状態が基準に適合しない土地で、土壌汚染の人への摂取経路があり、健康被害が生ずる恐れがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域のことをいう。

形質変更時要届出区域

人への健康被害が起こる恐れがなく、除去などの措置は不要でも土地の形質を変更するときに届出が必要な区域のことをいいます。

〔ダイオキシン類〕

ダイオキシン類

廃棄物等の焼却の過程で非意図的に生成される化学物質で、「ダイオキシン類対策特別措置法」ではポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) にコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) を含めてダイオキシン類と定義しています。分解しにくい性質を持つことから、微量ではありますが環境中に広く存在し、脂肪などに溶けやすいため人体や野生動物などに悪影響を及ぼすことが懸念されています。

pg (ピコグラム)

10^{-12} g (1兆分の1グラム)。およそ東京ドームに相当する体積の入れ物に水 (10^{12} g) を満たして角砂糖 1 個 (1g) を溶かし、その水 1cm^3 に含まれる砂糖が 1pg になります。

〔自然環境〕

自然環境保全地域等

優れた自然環境及び身近にある貴重な自然環境を将来に継承していくため、「千葉県自然環境保全条例」に基づき指定される地域です。

自然環境保全地域、郷土環境保全地域、緑地環境保全地域の3種類があり、指定地域内では、自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある開発行為などが規制されます。

気候帯

気温、降水量、日照時間、湿度などの気候の特徴を基準として、地球をいくつかの地帯に区分したものをいいます。

森林植生帯

植生の区分を、自然植生の構成種の名をとって、高山帯域 (高山草原とハイマツ帯)、コケモモトウヒクラス域 (亜高山針葉樹林域)、ブナクラス域 (落葉広葉樹林域)、ヤブツバキクラス域 (常緑広葉樹林域) の各クラス域に大別したものをいいます。

注目種 (希少種)

一般的には、数が少なく簡単に見ることが出来ないような (まれにしか見ることが出来ない) 種をいいます。

本書では、環境省レッドデータブックにおける絶滅危惧種や千葉県レッドデータブックの最重要保護生物などを総称して注目種と表現しています。

外来種 (外来生物、移入種)

一般的に、人為的に自然分布域の外から持ち込まれた種をいいます。

海外から日本国内に持ち込まれ、在来の生物種や生態系に様々な影響を及ぼすことがあります。

特定外来生物

外来生物であり、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。

特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止されます。

〔廃棄物〕

最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋め立て処分するのに必要な場所及び施

設・設備をいいます。産業廃棄物最終処分場には、安定型 (建設廃材等)、管理型 (汚泥等)、遮断型 (有害物質を埋め立て基準以上を含む廃棄物) があります。

中間処理施設

廃棄物の無害化・減量化・再資源化・安定化を図るため、焼却、脱水、破碎、溶融等を行う施設で、ごみ処理施設、し尿処理施設等をいいます。

〔放射線〕

Sv (シーベルト)

放射線が人体に及ぼす影響の程度を示す単位です。Sv/h は、1 時間当たりの影響の数値を示しております。環境省では、放射性物質対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の指定や、除染実施計画を策定する地域の要件を、 $0.23\mu\text{Sv/h}$ (μ は百万分の 1) 以上の地域であることとしています。

成 田 市 の 環 境 2024（令 和 6）年 版
2025（令 和 7）年 3 月 発 行

発	行	千葉県成田市 〒286-8585 成田市花崎町 760 Tel 0476(22)1111（代表）
編	集	環 境 部
印	刷	山本印刷株式会社
登 録 番 号		成環計 24-54
